

(別紙)

秋田市文化財保存活用地域計画

原 案

令和5年12月

秋田市

例 言

1. 秋田市文化財保存活用地域計画（以下「本計画」という。）は、文化財保護法第 183 条の 3 に基づき、秋田県秋田市における文化財（本計画では文化遺産と呼ぶ）の保存および活用に関する総合的な計画として作成したものです。
2. 本計画は、令和 3～5 年度に地域文化財総合活用推進事業国庫補助金の交付を受けて作成しました。
3. 本計画は、文化庁地域文化創生本部広域文化観光・まちづくりグループ（～令和 5 年 3 月）、文化庁文化資源活用課広域文化観光部門、同計画推進係の指導を得ながら、秋田市文化財保存活用地域計画策定協議会等での検討・意見に基づき、秋田市観光文化スポーツ部文化振興課が主体となって作成しました。
4. 複数ある名称等については、一般的な呼称を使用しました。
 - （例 1）近世の佐竹氏の居城について、「秋田城」又は「久保田城」などの呼称がありますが、寺内に所在する古代の「秋田城」と区別するため、本計画では「久保田城」と統一しました。
 - （例 2）現在の土崎港について、近世には「湊」・「秋田湊」・「土崎湊」等さまざまな呼称があったとされますが、本計画では「湊」と統一しました。
 - （例 3）中世の安東（藤）氏については「安東」又は「安藤」の記載がありますが、本計画では「安東」と統一しました。
5. 本計画で用いる時代区分は、原則として以下のとおりです。
 - 先 史：旧石器時代・縄文時代・弥生時代・古墳時代
 - 古 代：飛鳥時代・奈良時代・平安時代
 - 中 世：鎌倉時代・南北朝時代・室町時代
 - 近 世：安土桃山時代・江戸時代
 - 近現代：明治時代～
6. 指定等文化財のうち地域を定めないで指定されているもの（特別天然記念物カモシカ等）は、本計画中的一覧表に含めていません。

秋田市文化財保存活用地域計画

目次

序 章

第1節	計画作成の背景と目的	1
第2節	計画期間	2
第3節	計画の位置づけ	3
	(1) 位置づけ	
	(2) 上位計画の概要	
	(3) 関連計画の概要	
	(4) 指定文化財の計画等	
第4節	計画策定の体制と経緯	11
第5節	計画の構成	13
第6節	用語の定義	14

第1章 秋田市の概要

第1節	自然的・地理的環境	17
	(1) 位置	
	(2) 気候	
	(3) 地勢	
第2節	社会的状況	20
	(1) 市域の変遷	
	(2) 人口	
	(3) 土地利用	
	(4) 交通	
	(5) 文化遺産に関連する施設	
第3節	歴史的背景	30
	(1) 先史	
	(2) 古代	
	(3) 中世	
	(4) 近世	
	(5) 近現代	
第4節	地域区分	40
	(1) 目的	
	(2) 基準	
	(3) 地域区分	

第2章	秋田市の文化遺産の概要	
第1節	指定等文化財	43
	(1) 概要	
	(2) 地域別の指定等文化財	
第2節	未指定文化財	48
第3節	関連する制度	51
	(1) ユネスコ無形文化遺産	
	(2) 日本遺産	
第4節	文化遺産に関する主な歩み	52
第3章	秋田市における文化遺産の既往調査	
第1節	既往調査	53
	(1) 概要	
	(2) 地域別の既往調査	
第2節	調査の試行	58
第4章	秋田市の歴史文化	
第1節	歴史文化の考え方	61
第2節	歴史文化の特性	62
第5章	文化遺産の保存・活用に関する基本理念	77
第6章	文化遺産の保存・活用に関する現状と課題	79
第7章	文化遺産の保存・活用に関する方針と措置	
第1節	方針	87
第2節	措置	88
第8章	関連文化財群	
第1節	関連文化財群の設定	97
第2節	関連文化財群の課題・方針・措置	104
第9章	文化遺産の保存・活用の推進体制と進捗管理	
第1節	推進体制	107
第2節	進捗管理	109

序章

第1節 計画作成の背景と目的

秋田市は、秋田県のほぼ中央の日本海側に位置する県庁所在地です。東には太平山(たいへいざん)連峰を擁(よう)する出羽山地(でわさんち)、西には日本海を臨む砂浜海岸が広がる自然豊かな都市で、秋田県を縦断して流れる雄物川(おものがわ)の下流域に形成された秋田平野が主要部を占めます。

現在の秋田市は、平成17年(2005)1月に旧秋田市・旧河辺町・旧雄和町の1市2町が合併し、面積906.07k㎡の新市として誕生しました。人々の生活の痕跡が確認されるのは、3万5千年前の後期旧石器時代までさかのぼります。その後、縄文・弥生時代には、自然の恵みを享受しながら、台地や微高地などで連綿と人々の生活が営まれてきました。さらに、古代の秋田城、中世の湊城、近世の久保田城と、地域の拠点はその位置を変えながら設けられ続けたという重層的な歴史を有します。そして、これらの拠点を核として、周辺には集落や町が形成されました。

本市では、このような自然環境と先人たちの暮らしを背景に多種多様な有形無形の文化遺産が形成され、地域の中で大切に守り伝えられてきました。これらの文化遺産は、郷土に対する愛着や誇りを育むための教材として学校教育や社会教育で活用され、地域のアイデンティティを形成する役割を担っています。一方で、交流人口の拡大やにぎわい創出、観光振興やまちづくり等を進めるうえでの大きな核の一つとして期待される側面もあります。

しかし、近年、経年による劣化やき損、世代交代や住環境の変化による滅失や散逸等に加え、少子高齢化や人口減少による担い手不足から文化遺産を保存・継承することがこれまで以上に難しくなっています。これらに対してどのように対応していくかが喫緊の課題です。

こうした状況に対して、多彩な文化遺産をその周辺環境も含めて総合的に捉え、的確に把握したうえで、これまでの取り組みのさらなる磨き上げや、従来の考え方に捉われない保存・活用の取り組みなど、幅広い方策の検討が求められています。

以上を踏まえ、平成30年(2018)の文化財保護法の改正で市町村が作成する文化財保存活用地域計画が制度化されたことを契機として、市民や行政などが地域総がかりで文化遺産を伝え、守り、支え、いかしていくことを目的に、今後取り組む目標や具体的な内容を記載したマスタープラン兼アクションプランとして「秋田市文化財保存活用地域計画」を作成します。

第2節 計画期間

文化遺産の調査をはじめ、指定文化財の修理や整備などについては長期的な視点での検討を要することから、本計画の計画期間は、令和6年度（2024）から令和15年度（2033）までの10年間とします。

計画期間中において、上位計画である秋田市総合計画や関連計画である秋田市文化振興ビジョンが改定される見込みであり、また、文化遺産に対する調査、開発等事業、財政状況、計画に記載した措置の進捗状況等、文化遺産を取り巻く環境の変化も考えられるため、必要に応じて本計画の見直しを行います。

見直しの結果、軽微な変更を行う場合は、当該変更の内容について秋田県および文化庁に報告を行い、以下に掲げる軽微でない変更を行う場合は、文化庁に申請し認定を受けるものとします。

<文化庁に計画変更の認定申請を行うもの>

- ・ 計画期間の変更
- ・ 市域にある文化遺産の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・ 本計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

表1 計画期間

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
秋田市文化財 保存活用地域計画	策定		1次			改定 2次									
秋田市総合計画	14次			15次			16次								
秋田市文化振興 ビジョン	1次	2次		3次			4次								

第3節 計画の位置づけ

(1) 位置づけ

本計画は、文化財保護法第183条の3の規定に基づき、本市における文化遺産の保存活用に関し、中長期的に取り組む総合的な計画として作成するものです。計画の作成・実施により、地域総がかりで文化遺産を守り、いかし、伝える体制の構築を図り、文化遺産の存続につなげていくことを目的とします。

上位計画である「秋田市総合計画」を踏まえるとともに、関連計画との調整、連携、整合を図り計画します。また、「秋田県文化財保存活用大綱」を勘案します。

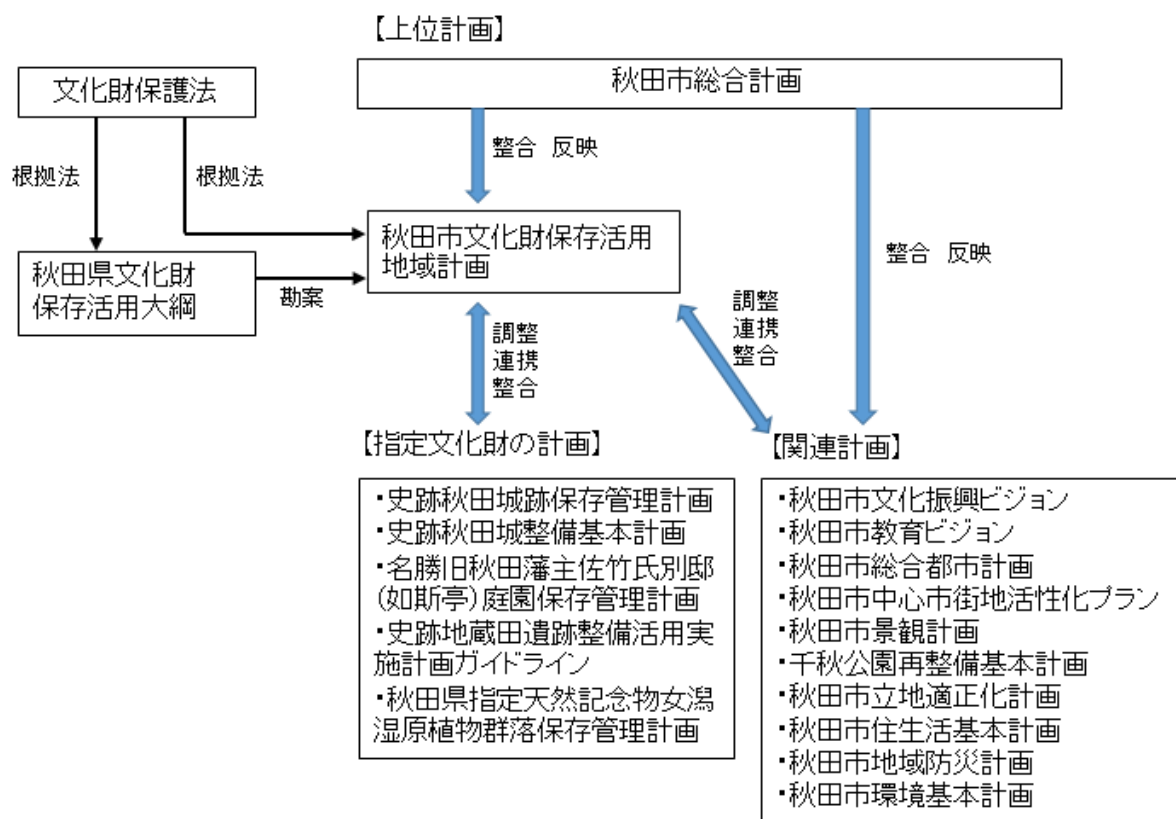


図1 本計画の位置づけ

(2) 上位計画の概要 (※斜体は当該計画の文章を引用)

＜第14次秋田市総合計画「県都『あきた』創生プラン」＞

策定年月	令和3年(2021)3月
計画期間	令和3年度(2021)～同7年度(2025)(5年間)

本市の最上位計画で、市政推進の基本方針となる計画です。時代の変化に合わせ、目指すべき将来の姿やまちづくりの大局的な方向性を示すとともに、その実現に向けた具体的な政策などを明らかにすることを目的に、概ね5年ごとに見直しを行い定めています。

「ともにつくり ともに生きる 人・まち・くらし ～元気と豊かさを次世代に 人口減少を乗り越えて～」を基本理念に掲げ、五つの将来都市像を設定しています。そのうち、「将来都市像5 人と文化をはぐくむ誇れるまち」において「歴史や文化をいかした魅力あるまちづくりを進めるとともに、生涯にわたり学習・文化・スポーツ活動に取り組める環境の中で、誰もが目標に向かって成長し、希望に満ちた生活を送ることができる「人と文化をはぐくむ誇れるまち」を目指します」としており、「文化財の保存と活用」という具体項目をあげています。

また、創生戦略の戦略2として、「芸術文化・スポーツ・観光による都市の魅力向上」を掲げています。

(3) 関連計画の概要 (※斜体は当該計画の文章を引用)

＜第2次秋田市文化振興ビジョン＞

策定年月	令和4年(2022)3月
計画期間	令和4年度(2022)～同8年度(2026)(5年間)

市政推進の基本方針「第14次秋田市総合計画」のもと、本市の文化振興の基本的な方針や重点施策を掲げ、具体的な成果を上げるために定めるものです。第14次秋田市総合計画「県都『あきた』創生プラン」の将来都市像5「人と文化をはぐくむ誇れるまち」に関わる部門別の個別計画に位置づけられます。

市民一人ひとりが目標に向かって成長し、希望に満ちた生活を送ることができる「人と文化をはぐくむ誇れるまち」を目指すことを基本方針に、目標の一つを「文化をいかした魅力あるまちづくりの推進」とし、「地域に根差した文化財の調査を進め、社会状況の変化等を踏まえた保存・継承のための取組を進めるとともに、貴重な地域資源として有効活用を図ること

で、文化をいかした魅力あるまちづくりを目指します」としています。

その中で重点施策3として「文化財の保存と活用の推進」を掲げており、「(1)文化財の総合的な調査と保存・継承、(2)文化財の有効活用(①関連分野との連携、②文化財の活用、③地域の文化財をいかしたまちづくりの促進)」について取り組むべき施策としています。

<第4次秋田市教育ビジョン>

策定年月	令和4年(2022)3月
計画期間	令和4年度(2022)～同8年度(2026)(5年間)

教育を取りまくさまざまな課題等を整理するとともに、今後取り組むべき施策の展望を示す計画です。

本市教育の目指す姿として「あきたの未来を ともにつくり ともに生きる「自立と共生」の人づくり」を掲げ、目標1「志を持ち「徳・知・体」の調和がとれた子どもをはぐくむ教育の充実」の中で、「ふるさとへの愛着と誇りを持ち、郷土の発展に積極的に関わろうとする態度をはぐくむため、郷土の歴史や文化、自然などについて理解を深める学習」の充実に努めるとしています。また、目標2「生涯を通じて学び、個性と能力を高める教育の充実」においては、「地域に根ざした活動の支援や地域と学校が連携した事業等の実施により、家族・地域の絆づくりに努め、地域コミュニティづくりを推進」するとしており、その取り組みとして「学校と連携した、地域における伝統文化の伝承活動等の実施」や「子どもや高齢者等が歴史や文化、まつりなどを学ぶ機会となる「世代間交流事業」の実施」などを掲げています。

<第7次秋田市総合都市計画>

策定年月	令和3年(2021)6月
目標年次	令和3年(2021)～同22年(2040)(20年間)

都市計画法第18条の2の規定に基づいて策定する法定計画で、市全体のまちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立するとともに、7地域のありべき市街地像を示し、地域別の課題に応じた整備方針、地域の都市生活・経済活動等を支える諸施設の計画等を、きめ細かく総合的に定めたものです。

まちづくりの課題の「自然環境・歴史・文化の活用」において、「豊かな自然環境や地域の風土に根差した歴史・文化的資源は、適切な保全・保存

を図るとともに、地域学習や交流の場としての活用や、景観形成による魅力の向上が求められます」としています。また、全体構想における景観形成の方針の中では「地域への愛着・誇りの醸成や地域らしさの育成に向け、市民・事業者・行政等の多様な主体の協働により、歴史や文化、伝統、習慣等の地域特性に配慮した、次世代に継承する景観づくりを推進」するとしており、歴史・文化をいかした景観形成においては「歴史的・文化的資産は、文化財保護行政と連携をとりながら、景観重要建造物の指定等の景観法の制度や歴史的建造物の維持等に対する支援制度の活用により、景観の維持・向上を図ります」としています。

＜秋田市中心市街地活性化プラン＞

策定年月	令和5年（2023）3月
計画期間	令和5年度（2023）～同9年度（2027）（5年間）

「秋田市中心市街地活性化基本計画（第1期計画）」（平成20年（2008）7月～同26年（2014）6月）および「秋田市中心市街地活性化基本計画（第2期計画）」（平成29年（2017）4月～令和4年（2022）3月）に引き続き、コンパクトシティの核として継続して活性化に取り組むためのプランです。

活性化の基本コンセプトを「集い・楽しみ・住み・創る、選ばれるまち。～城下町ルネサンスの継承～」とし、中心市街地において設定した「芸術文化ゾーン」を中心に「芸術文化が香るまち」を目指し、今後の取組方針に「芸術文化と身近にふれあえる環境づくり」を掲げています。

＜秋田市景観計画＞

策定年月	平成21年（2009）3月 ※令和4年（2022）3月一部改定
------	------------------------------------

市民と事業者と行政が一体となって、秋田らしい魅力のある景観づくりに取り組むとともに、より良い景観を次世代に引き継いでいくため、景観法第8条第1項に基づき「秋田市景観計画」を策定しています。

景観づくりの基本方針の一つとして、「地域の特性をいかした景観づくり」を掲げており、「歴史、文化、伝統や、それらによって培われてきた人々の営みや習慣、また、豊富な自然など、長い年月の間親しまれ、受け継がれてきた地域の特性に配慮し、地域らしさを育て、次世代に継承する景観づくりに努めます」としており、各地域における景観づくりの方針におい

ても歴史的建造物等とその周辺についての景観形成についての記載があります。

また、景観の性質別方針の一つとして「歴史を感じる景観」を挙げ、「伝統的・歴史的建造物や史跡の保存に努め、由緒ある街並み景観の形成」、「歴史的資源・観光的施設の維持・保全とその周辺住民の理解と配慮により、その雰囲気を継承した景観形成」、「文化財指定や景観重要建造物指定などの法制度を活用した保存・活用」を図ることを方針付けしています。

<千秋公園再整備基本計画>

策定年月	平成9年（1997）2月 ※平成30年（2018）3月改定
計画期間	短期（5年以内）、中期（15年以内）、長期（将来的整備）に分け、段階的な整備目標として設定

千秋公園（市指定名勝）は、秋田藩主佐竹氏の居城「久保田城」（周知の埋蔵文化財包蔵地）を礎とし、本市の歴史、伝統、文化を集約した象徴的な文化遺産であるとともに、市民の憩いの場として親しまれています。また、千秋公園は本市の玄関口であるJR秋田駅に近く、中心市街地に位置することから、県内外のみならず海外からの観光客も訪れています。本計画は、「久保田城および千秋公園の歴史と、まちの中で育まれてきた自然環境を活かすとともに、誰もが利用しやすい公園づくりをすることにより、市民の憩いの場や、誰もが楽しめるにぎわい空間の形成を目指す」ものです。

昭和56年（1981）の千秋公園整備基本計画、平成9年（1997）の千秋公園再整備基本計画を受けて、平成30年（2018）に改定しました。

<秋田市立地適正化計画>

策定年月	平成30年（2018）3月
目標年次	平成30年度（2018）～令和22年度（2040） （策定からおおむね20年後）

秋田市において人口減少・高齢化が進行することにより市街地の低密度化が進み、一定の人口に支えられてきた医療・福祉・商業・子育て支援等の生活サービスの提供や、地域のコミュニティの維持が困難になることが懸念されるほか、財政制約の高まりにより公共建築や道路、橋りょう等の社会基盤施設の急速な老朽化への対応が困難になることが懸念されてい

ます。

このような背景を受け、都心・中心市街地と六つの地域（東・西・南・北・河辺・雄和）の中心を核とする多核集約型のコンパクトシティを目指す計画です。

「暮らし・産業・自然の調和した持続可能な都市 ～豊かな自然と共生した人にも地球にもやさしい都市づくりによる元気な秋田の創造～」をまちづくりの理念とし、取り組みの方向のひとつである「経済活動」において、「歴史資源である有形文化財は、適切に保全しつつ、観光資源や景観資源としての活用を目指す」としています。

<第2期秋田市住生活基本計画>

策定年月	令和3年（2021）3月
計画期間	令和3年度（2021）～同12年度（2030）（10年間）

人口減少や高齢化の進行に対応した持続可能な都市の形成が求められているほか、自然災害の多発化への対応、多様なライフスタイルやニーズの変化等による「住まう」形態の多様化など、住環境を取り巻く社会情勢の大きな変化に対応するための計画です。

目標5「自然と都市が調和した秋田らしい住まい・まちづくり」において、「豊かな自然・歴史・文化等を活かして、多様な主体との協働による景観まちづくり等の推進を行う」としています。

<秋田市地域防災計画>

策定年月	昭和39年（1964）11月 ※平成31年（2019）3月第20次修正
------	--

災害対策基本法第42条および秋田市防災会議条例に基づき、秋田市防災会議が策定した計画です。

市域における大規模災害に対処するため、予防対策、応急対策および復旧・復興対策について、県や地方行政機関および市民、企業等の「自助」・「公助」に基づく防災活動を含めた総合的かつ計画的な防災対策を定め、市民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的としています。また、被害を軽減し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、様々な対策を組み合わせることで災害に備えることとしています。

災害予防計画において「文化財の災害予防」として、災害への対策について詳細に記載しています。また、災害応急対策計画においては「文化財

の保全対策」として、被災した際の応急措置と保全措置について定めています。

<秋田市環境基本計画>

策定年月	平成 29 年（2017）10 月 ※令和 5 年（2023）3 月中間見直し
計画期間	平成 30 年度（2018）～令和 9 年度（2027）（10 年間）

環境基本条例の基本理念の実現に向け、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため策定した計画です。

環境の現状として、「先人から受け継いだ恵まれた自然を背景に、伝統と文化を育み」、「秋田城跡や久保田城跡などの多くの史跡・文化財、竿燈まつりに代表される祭りや伝統行事が伝えられています」としており、その取組状況については「文化財の保護・活用の取組を行うとともに、地域の文化財や文化施設についての情報を提供するため、市民参加のもと文化財イラストマップを作成し」、「郷土秋田の文化・歴史を学習する児童・生徒を支援するため、講師として職員を派遣し、子どもたちへの郷土学習の機会を提供しています」としています。今後の課題については、「地域に伝承された有形・無形の歴史的・文化的遺産は、市民の心のよりどころとなり、郷土愛を育む貴重な資源」でもあることから、「周辺の自然環境や歴史的価値のある街並みの保全と活用を図るとともに、創造性豊かな文化の香り高い郷土づくりを進める必要があります」としています。その上で、目指す姿を「歴史や文化のかおるまちを次世代への遺産として引き継いでいます」とし、施策として「自然と歴史的・文化的環境との調和」を掲げ、詳細を記載しています。

また、環境配慮行動においては「歴史的な街なみや建物の保存」、「郷土の祭りや年中行事、伝統芸能などの伝承活動」、「伝統的な食文化の継承」への協力を推進しています。

（４）指定文化財の計画等

<史跡秋田城跡保存管理計画>

策定年月	昭和 52 年度（1977） ※昭和 61 年度（1986）、平成 26 年（2014）3 月改定
------	--

史跡秋田城跡を適切に保存・管理するための計画です。

＜史跡秋田城跡整備基本計画＞

策定年月	昭和 62 年（1987） 3 月
------	-------------------

「史跡秋田城跡保存管理計画」に基づいた、秋田城跡の保存および周辺の環境整備のための基本構想・計画です。

＜名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園保存管理計画＞

策定年月	平成 22 年（2010） 3 月
------	-------------------

名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園を適切に保存・継承するための計画です。

＜史跡地蔵田遺跡整備活用実施計画ガイドライン＞

策定年月	平成 15 年（2003） 9 月
------	-------------------

史跡地蔵田遺跡の整備計画と活用事業実施のためのガイドラインです。

＜秋田県指定天然記念物女潟湿原植物群落保存管理計画＞

策定年月	平成 17 年（2005） 3 月
------	-------------------

秋田県指定天然記念物女潟湿原植物群落を適切に保存・管理するための計画です。

第4節 計画策定の体制と経緯

本計画の作成にあたっては、文化財保護法第183条の9の規定に基づき、有識者・文化財関係者・行政関連部局等で構成された「秋田市文化財保存活用地域計画策定協議会」（以下「協議会」という。）を令和2年度（2020）に設置しました。協議会は令和2年度（2020）から同5年度（2023）にかけて年2回開催し、各委員の専門的な見地から指導を受け計画の検討を進めました。

また、各段階ごとに秋田市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に作成状況を報告するとともに、令和3・4年度（2021・2022）には特定地区に焦点をあてた文化遺産の調査を行い、報告会を開催しました（第3章第2節）。令和5年度（2023）には審議会への意見聴取およびパブリックコメントを実施するなどして、さまざまな意見を取り入れつつ本計画の作成を行いました。

表 2 秋田市文化財保存活用地域計画策定協議会名簿

分野	氏名	役職	委嘱期間
文化団体	委員長 宮下 正弘	一般社団法人 秋田市文化団体連盟会長	令和2～5年度
歴史資料・秋田藩史	副委員長 半田 和彦	元秋田県立図書館長 (秋田市文化財保護審議会副委員長(令和2年度)、同委員長(令和3～5年度)、佐竹史料館改築検討委員会委員長)	令和2～5年度
市民団体・名勝	小国 裕実	久保田城址歴史案内ボランティアの会会長 (佐竹史料館改築検討委員会委員)	令和2～5年度
無形民俗文化財	菊地 利雄	菅江真澄研究会相談役(元副会長)	令和2～5年度
建造物	澤田 享	秋田公立美術大学教授(令和2～3年度) (秋田市文化財保護審議会委員(令和2年度)、同副委員長(令和3・4年度))	令和2～5年度
考古学・史跡	高橋 学	秋田考古学協会会長 (元秋田県埋蔵文化財センター所長)	令和2～5年度
文化財所有・管理者	田仲 祐介	三浦館保存会 運営事務局	令和2～5年度
報道	藤原 佐知子	秋田魁新報社・さきがけこども新聞編集長	令和2～5年度
文化財	武藤 祐浩	秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室長	令和3～4年度
	五十嵐 一治		令和5年度
まちづくり行政	北嶋 英樹	秋田市企画財政部次長	令和2・3年度
	井筒 渉		令和4年度
	鈴木 淳		令和5年度
教育行政	佐藤 渉	秋田市教育委員会教育次長	令和2・3年度
	越後谷 優		令和4年度
	柳田 義人		令和5年度
観光行政	佐藤 司	秋田市観光文化スポーツ部次長	令和2～4年度
	吉田 忍		令和5年度

秋田市文化財保存活用地域計画

表3 協議会での検討内容

開催日	協議会名	内容
令和2年8月27日	令和2年度第1回秋田市文化財保存活用地域計画策定協議会	(1) 計画策定の考え方 (2) 地域設定 (3) 秋田市の文化遺産の現状
令和3年2月2日	令和2年度第2回秋田市文化財保存活用地域計画策定協議会	(1) 秋田県文化財保存活用大綱 (2) 計画策定の基本的な考え方 (3) 計画の構成 (4) 策定にあたっての諸課題 ①秋田市の歴史文化の特性の考え方 ②文化遺産調査 ③教育との連携 ④まちづくりとの連携
令和3年9月1日	令和3年度第1回秋田市文化財保存活用地域計画策定協議会	(1) 計画の構成 (2) 地域区分 (3) 秋田市の文化遺産の保存に関する現状と課題 (4) 令和3年度の文化遺産調査
令和4年1月26日	令和3年度第2回秋田市文化財保存活用地域計画策定協議会	(1) 秋田市の歴史文化 (2) 令和3年度の文化遺産調査
令和4年11月2日	令和4年度第1回秋田市文化財保存活用地域計画策定協議会	(1) 秋田市の歴史文化 (2) 関連文化財群 (3) 保存・活用にあたっての課題と措置 (4) 令和4年度の文化遺産調査
令和5年2月8日	令和4年度第2回秋田市文化財保存活用地域計画策定協議会	(1) 計画の骨子 (2) 歴史文化の特性と関連文化財群 (3) 保存・活用にあたっての課題と措置 (4) 令和4年度の文化遺産調査
令和5年8月30日	令和5年度第1回秋田市文化財保存活用地域計画策定協議会	(1) 計画の素案
令和6年 月 日	令和5年度第2回秋田市文化財保存活用地域計画策定協議会	

第5節 計画の構成

本計画の構成は全9章で、第1章から第4章までで秋田市の概要と市域の文化遺産、歴史文化の特性など本市を取り巻く文化的土壌を記載します。それを受け、第5章で掲げる文化遺産の保存・活用に関する基本理念に基づき、第6章で整理する現状と課題に対して、第7章で対処すべき方針と措置を検討します。また、第8章では関連文化財群について、第9章では本計画を推進するための体制と進捗管理についてまとめます。

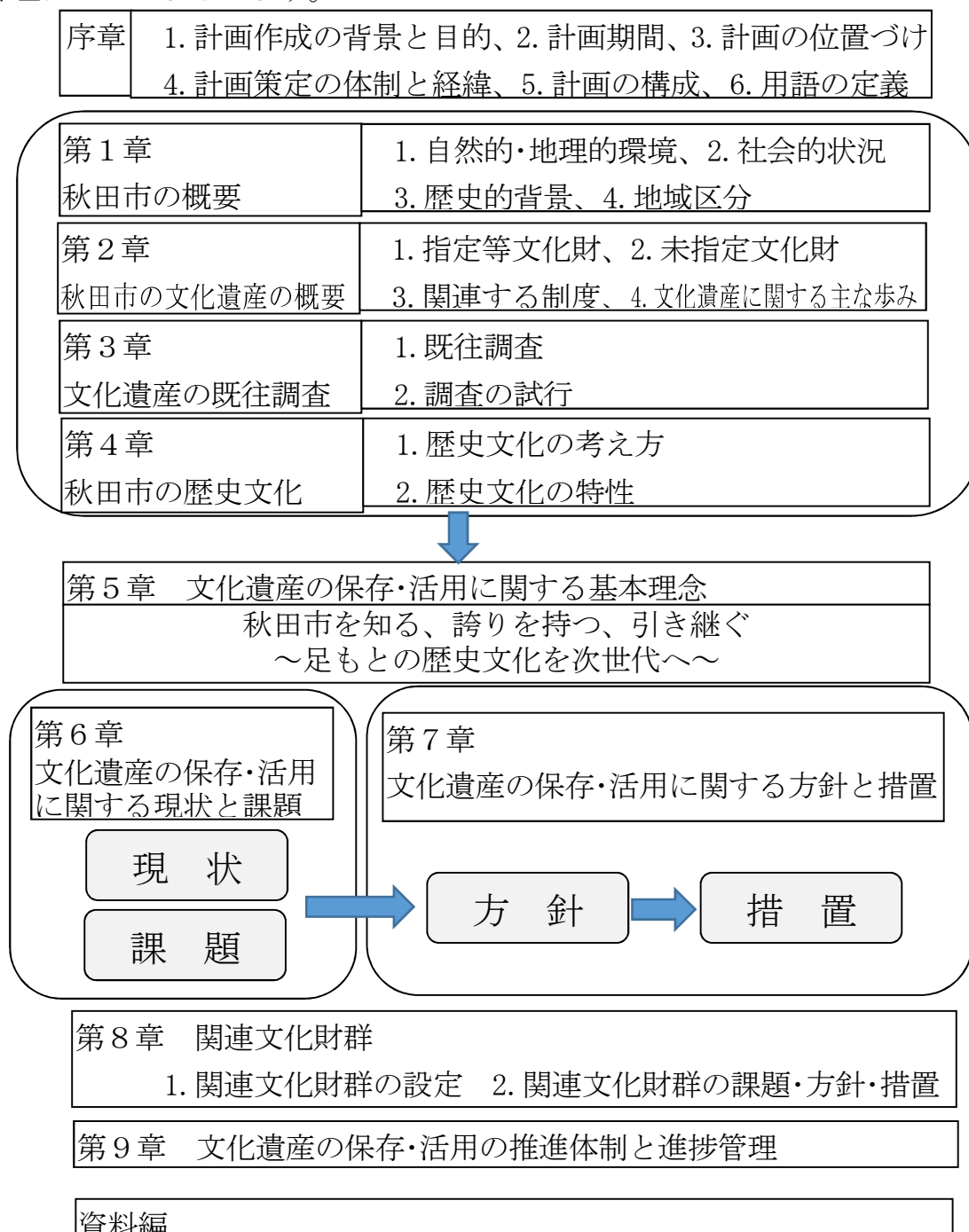


図2 本計画の構成

第6節 用語の定義

本計画では、文化財保護法で定義されている文化財のみに限らず、未指定文化財やそれらを取り巻く周辺環境等も対象とし、以下のとおり用語を定義します。

(1) 指定等文化財

文化財保護法では、文化財として6類型（①有形文化財、②無形文化財、③民俗文化財、④記念物、⑤文化的景観、⑥伝統的建造物群）を定義しており、このうち重要なものを国が指定し重点的に保護します(指定文化財)。さらに同法では、6類型の他に関連するものとして埋蔵文化財および文化財の保存技術も保護の対象としているほか、選定や登録といった制度も設けられています(選定保存技術・登録文化財)。また、秋田県や秋田市でも、条例に基づき指定することで保護の措置を講じています(指定文化財)。本計画では、法や条例に基づき指定・登録等がなされているものを「指定等文化財」とします。

(2) 未指定文化財

地域の歴史を語る上で欠かせない有形無形の文化的所産であるものの、価値が明らかでない等の理由で保護の措置が講じられていないものを本計画では「未指定文化財」とします。また、これには文化財保護法で保護の対象としていないものも含むこととします。

(3) 文化遺産

「指定等文化財」と「未指定文化財」を合わせたものを、本計画では「文化遺産」とします。

(4) 歴史文化

「文化遺産」の背景にある周辺環境や人々の活動等を総合的に把握した概念を、本計画では「歴史文化」とします。

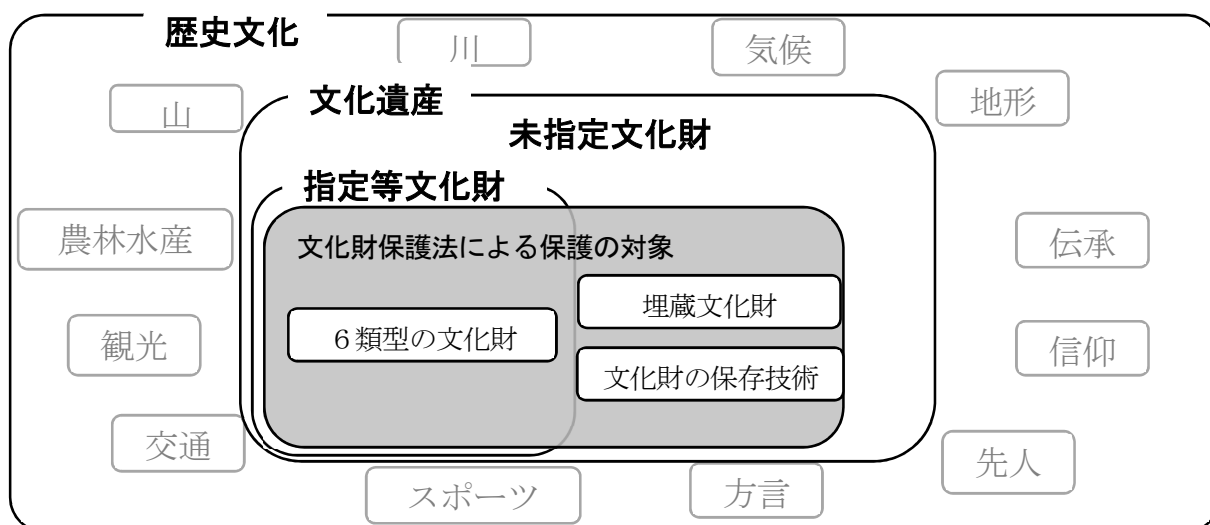


図3 歴史文化と文化遺産のイメージ



図4 文化財保護法における文化財の体系図

第1章 秋田市の概要

第1節 自然的・地理的環境

(1) 位置

秋田市は、東北地方の日本海側にある秋田県のほぼ中央に位置し、市域は東西43.0km、南北46.2kmの範囲に広がり、面積は906.07km²を有します。広域交通網として、秋田自動車道および日本海沿岸東北自動車道が道路網の骨格となっており、鉄道はJR秋田新幹線、奥羽本線、羽越本線が整備されています。また、重要港湾秋田港、秋田空港を有します。



図1-1 秋田市の位置

(2) 気候

秋田市の気候は、冬季は北西の季節風が強くなり、恒常的な降雪があります。平均気温は12.1℃で、8月が最も高く25.0℃、1月が最も低く0.4℃となっています。年間平均降水量の平年値は、1,741.6mmであり、7月と11月が相対的に多くなっています。最深積雪の平年値は、2月が最も多く32cm、次いで1月の30cmとなっています。

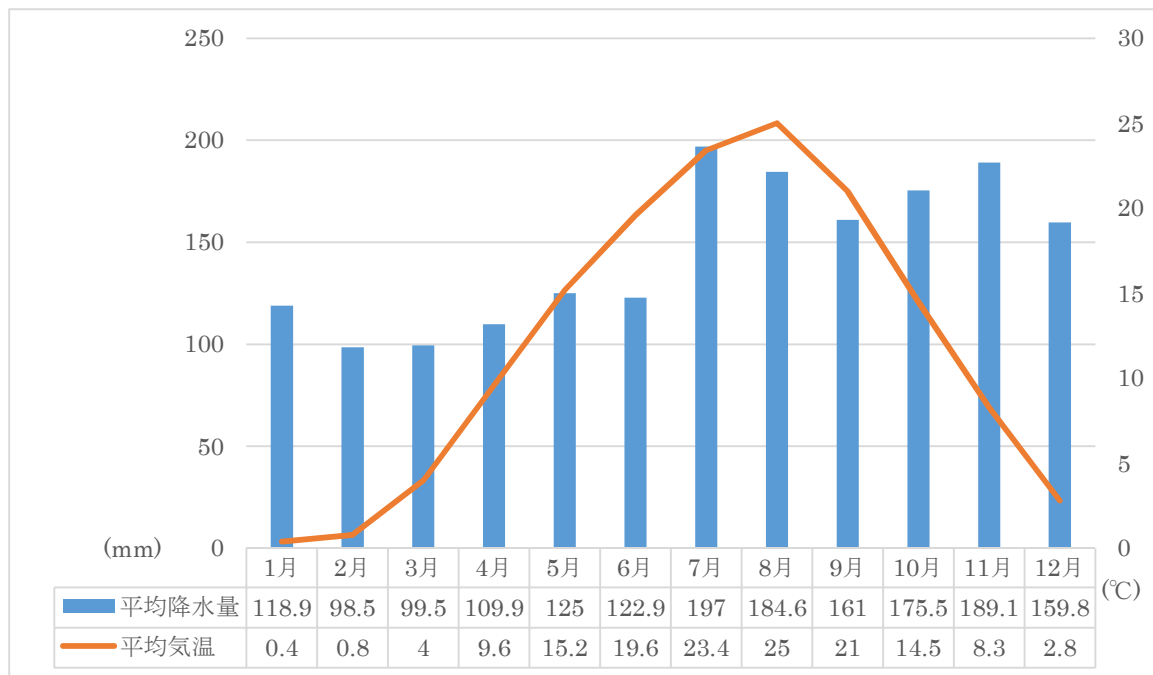


図6 秋田市の気候 平成3年(1991)～令和2年(2020)の平均
(気象庁のデータを元にグラフ化)

(3) 地勢

秋田市の地勢は、東部の出羽山地(でわさんち)、中部の秋田平野、西部の日本海沿岸地域から構成されています。市街地は秋田平野の中央部に形成されており、田園地帯が市街地を取り囲んでいます。また、森林と農地で市域の8割を占め、太平山県立自然公園や番鳥森(ばんどりもり)自然環境保全地域などの貴重な自然環境が豊富にあります。

東部に広がる出羽山地は、秋田杉やブナにおおわれており、標高1,170mの太平山(たいへいざん)や岨谷峡(そうやきょう)、筑紫森(つくしもり)といった景勝地が点在しています。西部の海岸線は大きく弧を描き、延長は23.5km、海岸線から1～2kmに砂丘地が南北に走っています。南東部から北西部にかけては雄物川(おものがわ)が貫流し、流域には平坦で生産力の高い肥沃(ひよく)な耕地が広がります。

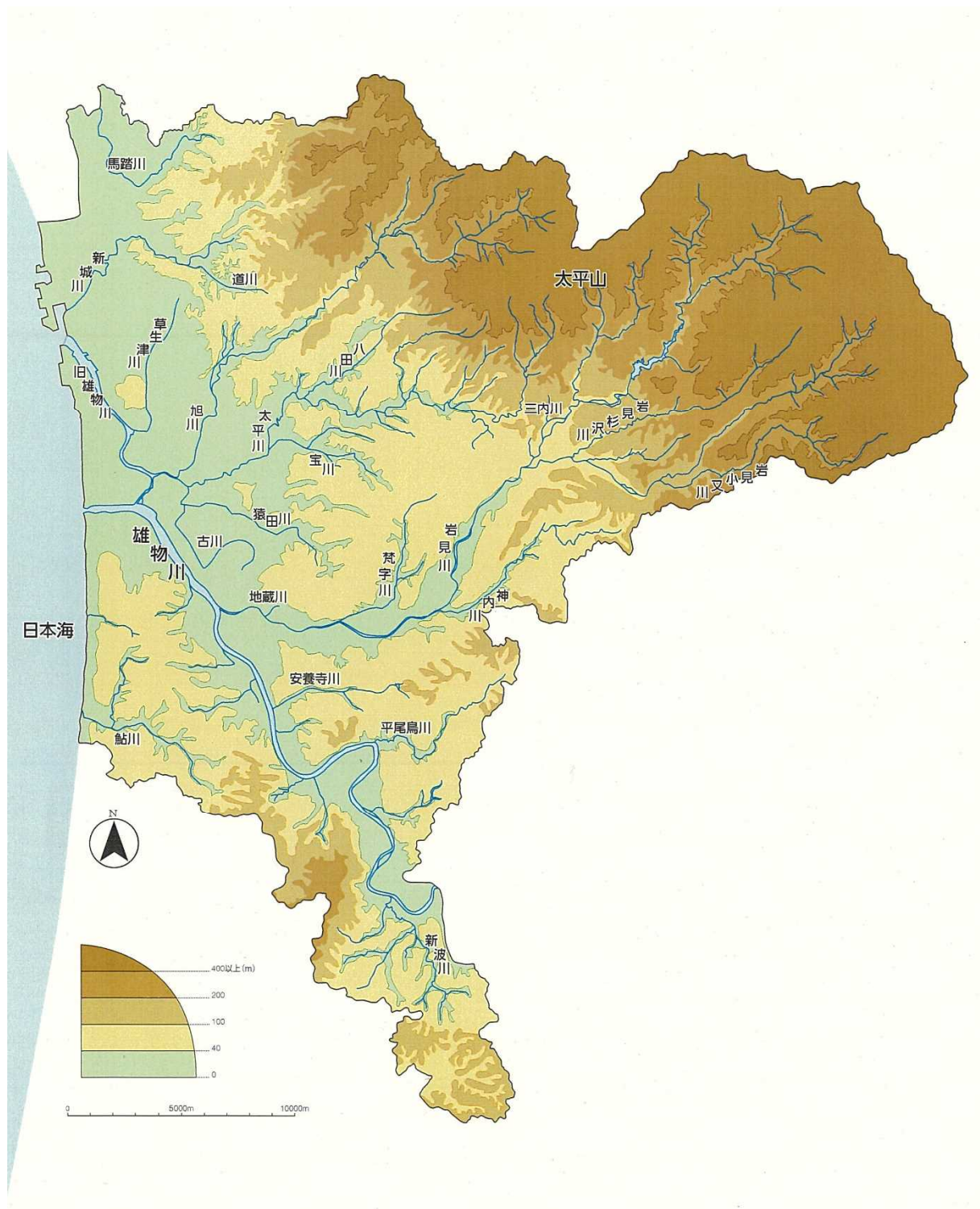


図7 秋田市の地形概略図

第2節 社会的状況

(1) 市域の変遷

明治4年(1871)7月の廃藩置県後、旧城下は秋田県の県都となりました。秋田町と呼ばれた明治10年(1877)頃は、世帯数約9,700世帯、人口約32,000人の町でしたが、明治19年(1886)の大火や悪疫(あくえき)の流行などもあり町勢は衰え、人口も減少し、明治22年(1889)の市制施行当時の秋田市は、面積6.9k㎡、世帯数約6,600世帯、人口約29,000人でした。

その後、秋田市は6回にわたる町村合併や雄物川(おものがわ)放水路の開通、秋田港と秋田運河(旧雄物川)の改修、工業地帯の造成、鉱物資源の開発、そして奥羽本線や羽越本線をはじめとする交通運輸機関の整備等により、市勢はめざましく発展しました。

平成元年(1989)には市制施行100周年を迎え、平成9年(1997)4月1日には中核市となりました。

平成17年(2005)1月11日、太平山(たいへいざん)を背景とした豊かな自然環境や岩見川(いわみがわ)両岸に広がる肥沃(ひよく)な農耕地を持つ旧河辺町、秋田空港や国際教養大学を有する旧雄和町と合併して、秋田県の県都として発展を続けています。

表4 市域の変遷

市町村名		明治		大正		昭和		平成	
秋田市	秋田郡	久保田町	明治4年1月13日 秋田町	明治22年4月1日 秋田市となる	大正13年 4月1日 秋田市	大正15年 4月1日 秋田市	昭和8年 3月14日 秋田市		
	河辺郡	牛島町					昭和16年 4月1日 秋田市		
	南秋田郡	川尻村							
		旭川村							
		土崎港町							
		寺内町							
		広山田村							
	河辺郡	新屋町						昭和29年 10月1日 秋田市	
		浜田村							昭和30年1月1日 秋田市
		豊岩村							
		仁井田村							
		四ツ小屋村							
		上北手村							
		下北手村							
南秋田郡	太平村								
	外旭川村								
	飯島村								
	下新城村								
	上新城村								
由利郡	下浜村								
南秋田郡	金足村								
河辺町	和田村								
	鎌井村								
	高岡村								
	赤平村		明治22年4月1日 和田村			昭和10年 和町			
	神内村								
	大張野村								
	大沢村								
	戸島村						昭和30年3月31日 河辺町		
	畑谷村								
	豊成村		明治22年4月1日 豊島村						
	北野田高野村								
	松濑村								
	岩見村		明治22年4月1日 岩見三内村						
	三内村								
雄和町	椿川村								
	田草川村								
	芝野新田村								
	下黒瀬村		明治22年4月1日 川添村						
	平沢村								
	石田村								
	妙法村								
	女米木村								
	戸賀沢村			明治28年11月8日 種平村へ分村					
	相川村		明治22年4月1日 中川村				昭和32年 6月1日 雄和村	昭和47年4月1日 雄和町	
	種沢村								
	平尾島村			明治28年11月8日 戸米川村へ分村					
	左手子村						昭和31年 9月30日 雄和村		
	由利郡	新波村							
向野村									
繫村			明治22年4月1日 大正寺村(由利郡)						
神ヶ村									
碓田村									
萱ヶ沢村									

(2) 人口

秋田市の人口は、戦後、周辺町村との合併を経て急増し、高度経済成長期以降も一貫して増加を続けてきましたが、平成15年(2003)には減少に転じました。

平成17年(2005)に旧河辺町・旧雄和町と合併して33万人に達しましたが、その後減少が続き、令和5年(2023)4月1日には300,257人となっています。国立社会保障・人口問題研究所(社人研)によると、令和27年(2045)には、22万6千人(平成27年(2015)から約28%減少)になると推計されています。

なお、合併前の旧河辺町および旧雄和町を含んだ場合、人口のピークは平成14年(2002)の337,246人であり、この年以降、人口が減少していることになります。

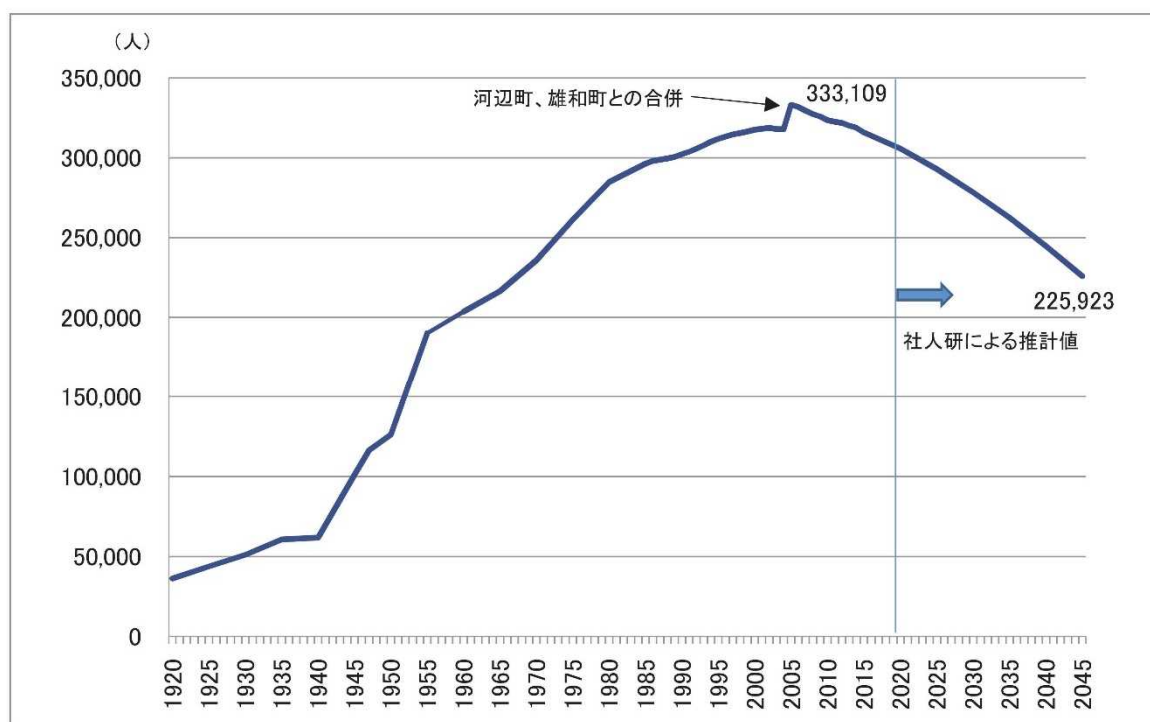


図8 総人口の推移(「秋田市人口ビジョン(令和3年(2021))」より)

(3) 土地利用

秋田市の面積は、906.07 km² (90,607ha) で、平成29年(2017)時点の土地利用は、森林が69.1% (62,616ha) を占め最も多く、ついで、農用地(田・畑)が10.0% (9,089ha)、宅地(住宅地・工業用地・その他の宅地)が6.5% (5,898ha)、水面・河川・水路が4.1% (3,740ha) となっています。

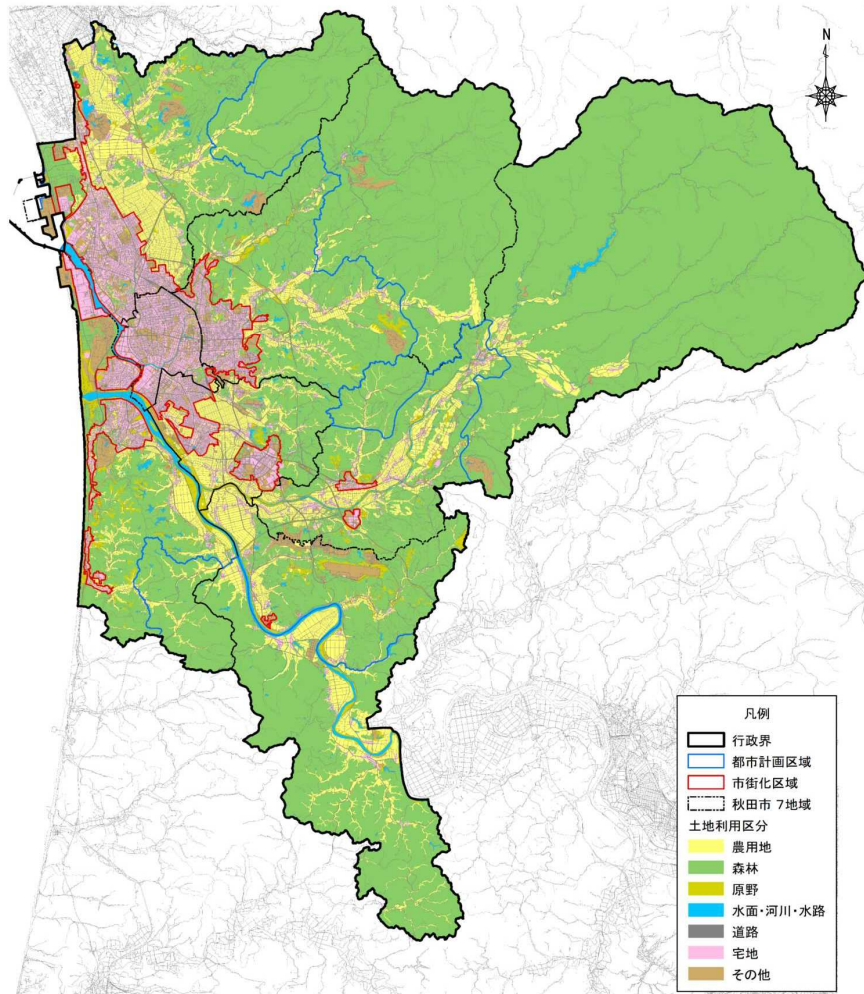


図 9 秋田市土地利用現況図

(「第 4 次秋田市国土利用計画 (令和 3 年 (2021))」より)

(4) 交通

秋田市は、秋田県の日本海側中央に位置し、古くから陸路の大動脈であった羽州街道(うしゅうかいどう)が通り、北前船(きたまえぶね)の寄港地として海運が発達するなど、陸路と海路が交わる交通結節点として栄えました。

<道路>

秋田市内には、秋田自動車道、日本海沿岸東北自動車道などの高速道路網が整備されています。また、主要な幹線道路網として、新潟市から青森市に至る国道 7 号線、福島市から秋田市に至る国道 13 号線があります。

<鉄道>

東京と最速 3 時間 37 分で行く J R 秋田新幹線、福島駅から東北地方の山間部を縦貫し山形県、秋田県を經由して青森駅までを結ぶ奥羽本線、新津駅(新潟市)から日本海沿線を経て終点の秋田駅までを結ぶ羽越本線などが

あります。

<港>

秋田市土崎港に所在する秋田港は、県内最大の河川である雄物川(おものがわ)の旧河口に発達した港です。貨物船や内航フェリーの定期航路のほか、近年ではクルーズ船の寄港地にもなっており、外国人観光客を出迎えています。

<空港>

秋田市雄和椿川に所在する秋田空港は、周辺約 600ha の用地を緩衝緑地帯として確保するとともに自然に囲まれた「県立中央公園」として整備され、また、将来の住宅近接化を防ぐとともに、航空機の騒音公害を極力抑えることができるモデルとして、全国的にも注目を集める都市公園型空港です。

<バス>

秋田中央交通が運行する路線バス、郊外部における路線バスの不採算路線の廃止代替交通として市が事業主体となり運行するマイタウン・バス、中心市街地の主要スポットを巡回し、市民の買い物やおでかけ、観光にも利用される中心市街地循環バス(愛称「ぐるる」)が運行しています。

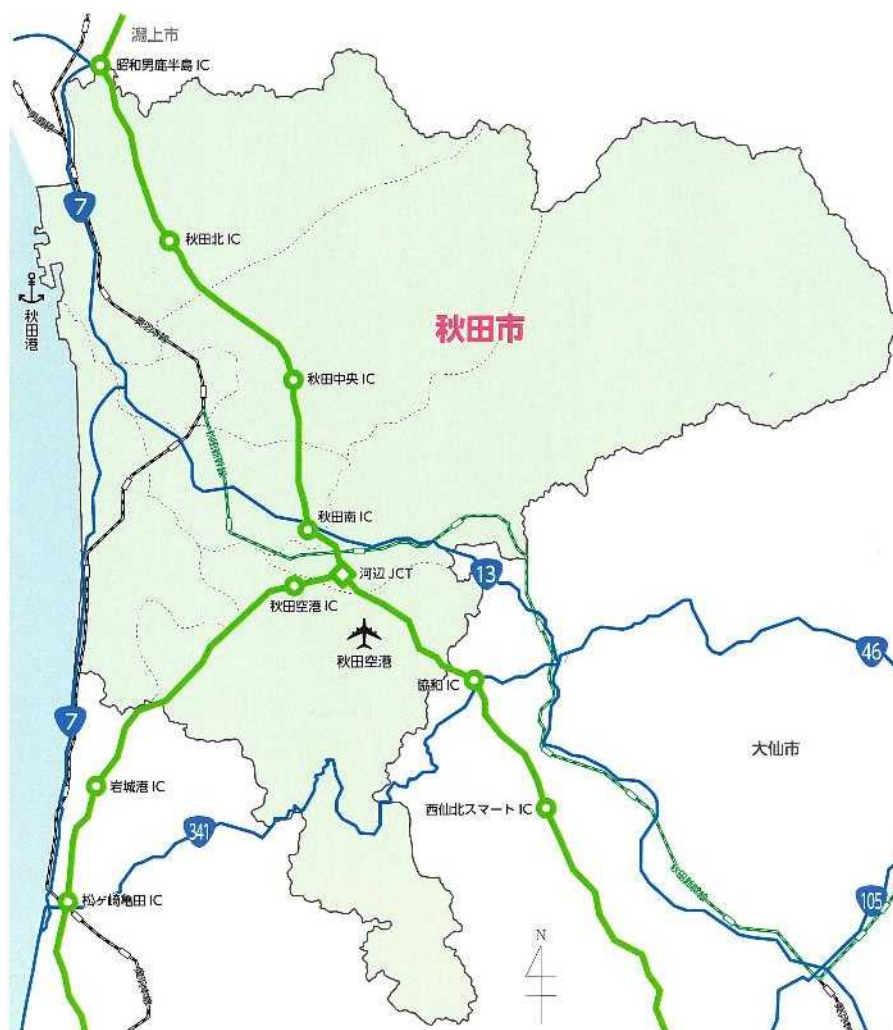


図 10 秋田市の交通条件

（５）文化遺産に関連する施設

市域には、文化遺産の保存・活用に関連する公立の施設として、以下の博物館、美術館および図書館などがあります。

＜秋田市立秋田城跡歴史資料館＞ 秋田城跡：国指定史跡

史跡秋田城跡の調査研究成果の公開と活用の総合拠点として、平成28年（2016）に開館しました。秋田城跡の発掘調査、環境整備なども行っています。また、復元整備された史跡公園の説明を「秋田城跡ボランティアガイドの会」が行っているほか、AR（※1）・VR（※2）を通して古代の秋田城を体験・体感することもできます。

※1 AR：拡張現実。スマートフォンなどのカメラ機能を使い、画面上に仮想の建物などを出現させることで現実世界を拡張させる技術。

※2 VR：仮想現実。現実に近い映像の仮想空間をスマートフォンなどの画面に再現させ、映像の世界に入り込んだような感覚を体験できる技術。

＜史跡公園・地蔵田（じぞうでん）遺跡、地蔵田遺跡出土品展示施設＞

地蔵田遺跡：国指定史跡

全国ではじめて発見された、木柵（もくさく）で囲まれた弥生時代前期（約2,200年前）のムラの跡である地蔵田遺跡に、ガイダンス機能を持つ「地蔵田遺跡出土品展示施設」が併設します。平成13年（2001）から全国に先駆けて市民による手づくり史跡整備を行いました。現在は、市民ボランティア「弥生っこ村民会」と共に体験講座を開催するなど、郷土学習の生きた教材として有効活用しています。

＜秋田市立佐竹史料館＞

秋田藩主佐竹氏関連の史料の収集と展示を目的に平成2年（1990）に千秋公園内に開館し、江戸時代の秋田を紹介しています。また、久保田城跡（千秋公園）の歴史や自然を案内する「久保田城址歴史案内ボランティアの会」が活動しています。佐竹氏や秋田藩の関連施設として、御物頭御番所、久保田城御隅櫓、旧黒澤家住宅、旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園を所管します。

＜御物頭御番所（おもものがしらごばんしょ）＞ 市指定有形文化財

久保田城内に唯一現存する江戸時代の役所建物であり、宝暦8年（1758）から安永7年（1788）の間に建築されたものと推定されています。久保田城内の二ノ門（長坂門）の開閉の管理と城下の警備、火災消火を担当していた

物頭（足軽の組頭）の詰所です。

<久保田城御隅櫓(おすみやぐら)>

市制施行 100 周年を記念して復元された御隅櫓は本丸の北西隅に位置し、史料に記されている 2 階造りを基本とした設計で、最上階には展望台が設けられています。櫓内部では、佐竹氏の歴史を紹介しています。

<旧黒澤家住宅> 国指定重要文化財

江戸時代に建てられた上級武家屋敷です。現存する武家屋敷の多くは、幕末・明治期以降の建て替え、改築、あるいは付属建物が失われる例が多いのに対し、主屋をはじめ表門、米蔵、土蔵、木小屋、氏神堂など江戸時代の形をそのまま伝えています。昭和 63 年（1988）に市内の中通から一つ森公園内に移築されました。

<旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭(じょしてい)）庭園> 国指定名勝

如斯亭庭園は、元禄年間（1688～1704）にその起源があり、9 代藩主佐竹義和(よしまさ)によって整備され、「如斯亭」と名づけられました。後に「東北では無二の名園」とも評され、藩主の御休所(おやすみどころ)にとどまらず、多くの文人墨客(ぶんじんぼっかく)の交遊の場としても活用されました。遺構や史料を基にした修復整備工事を経て、平成 29 年（2017）に開園しました。「如斯亭庭園ボランティアガイドの会」が活動しています。

<秋田市立赤れんが郷土館> 旧秋田銀行本店本館：国指定重要文化財

明治 45 年（1912）に建築された旧秋田銀行本店本館を核とした資料館として、昭和 60 年（1985）に開館しました。木版画家・勝平得之(かつひらとくし)と鍛金(たんきん)家・関谷四郎の作品、秋田市の伝統工芸品等を常設展示するほか、郷土の歴史や文化を紹介する企画展を開催しています。また、館内を案内する「赤れんが郷土館ボランティアの会」が活動しています。

<秋田市民俗芸能伝承館「愛称：ねぶり流し館」(※)>

郷土の民俗行事や芸能の保存伝承、後継者育成のための練習、発表の場として平成 4 年（1992）に開館しました。竿燈(かんとう)、梵天(ぼんでん)、秋田万歳(まんざい)などの資料を展示しており、来館者が竿燈演技を体験することもできます。また、サークル等の活動の場として、練習室や会議室の貸出しも行っています。隣接する旧金子家住宅を所管します。

※ねぶり流し：竿燈の呼称のひとつで、夏の睡魔を祓（はら）い流す意。竿燈は、古くからのねぶり流し行事に豊作祈願や厄払い、星祭り等が結びついた行事とされます。

<旧金子家住宅> 市指定有形文化財

江戸時代後期の秋田の町家(まちや)の特徴を残した建物として、修復整備工事を経て、平成17年(2005)に開館しました。商家の店先を再現展示するとともに、展示会等の多目的利用が可能なスペースとして土蔵と和室の貸出しも行っています。

<旧松倉家住宅> 県指定有形文化財

江戸時代、交通や流通の要だった「羽州街道(うしゅうかいどう)」と「酒田街道(羽州浜街道(うしゅうはまかいどう))」の合流地点付近に位置する町家で、修復整備工事を経て、令和5年(2023)に開館しました。旧松倉家住宅を保存・活用するとともに、歴史・文化をいかしたまちづくりの推進に資する事業の開催、貸室の提供のほか、城下町のまちあるきの拠点として歴史情報や観光情報を発信しています。

<秋田市立千秋美術館>

秋田総合生活文化会館・美術館(愛称:アトリオン)内に、平成元年(1989)に開館しました。前身は、昭和33年(1958)設立の秋田市美術館で、市街地にある美術館として、多くの美術愛好者に親しまれています。佐竹曙山(しよざん)、小田野直武(なおたけ)らの秋田蘭画(らんが)や、平福穂庵(すいあん)・百穂(ひゃくすい)父子、寺崎廣業(こうぎょう)、木村伊兵衛など、秋田にゆかりのある作家の作品を収蔵するほか、国内外の優れた作品による企画展を開催しています。

<秋田市立図書館>

中央図書館明德館を中心とした図書館サービス網を形成し、中央図書館明德館文庫(フォンテ文庫)、河辺分館、土崎、新屋、雄和図書館および移動図書館イソップ号で、貸出し、調査相談、各種講座、講演会、資料展示等を行っています。長瀬家文書、鍛冶町文書等の古文書を保存しているほか、中央図書館明德館に石川達三記念室、土崎図書館に種蒔く人資料室、雄和図書館に石井露月資料室があり、資料の収集、保存、公開を行っています。

＜秋田市まちなか観光案内所＞ 旧大島商会店舗：国登録有形文化財

明治 34 年(1901)に建てられた秋田県内における最初のレンガ造百貨店。閉店後は貸店舗として活用されるなど長く市民に親しまれ、令和 3 年(2021)に現在地に移築・再現しました。秋田市の観光案内およびまちあるき観光の拠点となっており、「秋田市観光案内人の会」が活動しています。

＜土崎みなと歴史伝承館＞

秋田市土崎地区の歴史と文化を伝える施設として、平成 30 年(2018)に開館しました。毎年 7 月 20・21 日に行われる土崎神明社祭(つちざきしんめいしやさい)の曳山(ひきやま)行事や、日本最後の空襲の一つとされる土崎空襲について展示するなど、土崎地区の歴史などを紹介しています。

＜秋田県立博物館＞

考古・歴史・民俗・工芸・生物・地質の 6 部門と、「菅江真澄(すがえますみ)資料センター」、近・現代に各分野で活躍した秋田ゆかりの人物を紹介する「秋田の先覚記念室」からなる総合博物館です。分館として、江戸時代中期の宝暦年間(1751～1764)に建てられた旧奈良家住宅(国指定重要文化財)も公開しています。

＜秋田県立美術館＞

昭和 42 年(1967)に開館し、平成 25 年(2013)に現在の場所に移転しました。公益財団法人平野政吉美術財団が所蔵する藤田嗣治(つぐはる)作品を展示するとともに、県民が身近に芸術を楽しむ文化を育むことにより、秋田の街、人、文化の創造と共生を目指しています。

＜秋田県立図書館＞

知の拠点として、多様な資料の収集・整理・提供、貴重資料のデジタル化、企画展やセミナーの開催など、幅広いサービスを提供しています。分館の「あきた文学資料館」では、秋田にゆかりのある作家の資料等を収集・保存し、展示や文学講座などを行っています。

＜秋田県公文書館＞

歴史的資料として重要な公文書、古文書その他の記録の保存、利用および調査研究ならびに永年保存文書等の保存に関する事務を行うことを目的として設置されました。

<秋田大学大学院国際資源学研究科附属鉱業博物館>

地球と資源に関するさまざまな分野の資料や標本を扱う施設で、創立以来100年にわたり収集した地質・鉱工業関係の資料を後世に伝えるため保存するとともに、さまざまな色と形の鉱物・鉱石、珍しい岩石や化石などを多数展示しています。

<ノースアジア大学 雪国民俗館>

雪国の暮らしと文化を研究し、その成果を地域社会に還元する教育研究機関で、雪国の履物、農具と農作業衣、各種明かり具、食に関する器、マタギ資料（リバーサルフィルム）など、暮らしと文化を伝える民俗資料を多数収蔵しています。

第3節 歴史的背景

(1) 先史

秋田市内にはたくさんの遺跡が存在しており、はるか昔からこの地域で人々が活動していたことを確認することができます。現時点で秋田市内に存在する最も古い遺跡は御所野(ごしょの)台地上に立地する地蔵田(じぞうでん)遺跡で、3万5千年前から始まった後期旧石器時代に位置づけられています。



写真1 地蔵田遺跡出土品

姫川(ひめかわ)(新潟県・長野県)の上流で産出する石材で作られた磨製石斧(ませいせきふ)(※1)が出土しており、北陸地方との関係が指摘されています。同時代の遺跡としては他に、岩見川(いわみがわ)をはさんで御所野台地の対岸にある七曲台(ななまがりだい)に立地する河辺松木台Ⅱ遺跡、風無台(かざなしだい)Ⅱ遺跡等があります。

その後、縄文時代中期になると遺跡数が急激に増加します。代表的な遺跡として、下堤(しもつつみ)A遺跡や下堤E遺跡等があり、特に御所野台地に多く存在しています。この台地上は平坦で見晴らしがきき、沢も豊富で食料調達も容易であったと考えられます。この時代、東北地方北部では円筒式(えんとうしき)土器(※2)が、南部では大木式(だいぎしき)土器(※3)が主流となっていました。下堤A遺跡からはそれぞれの文化圏の土器の他に、折衷型(せっちゅうがた)の土器も出土しました。このことから、南北の文化圏が影響しあいながら生活が営まれていたと考えられます。

縄文時代晩期に入ると、共同墓地を多数確認できるようになります。代表的な遺跡として地方(じかた)遺跡・上新城(かみしんじょう)中学校遺跡・狸崎(むじなぎき)B遺跡・戸平川(とびらかわ)遺跡等があり、お墓やその周辺からは、装飾豊富な華やかな土器、漆が塗られた繊細な土器、藍胎漆器(らんたいしつき)(※4)等の技術力を要する遺物、ミニチュア土器や土偶等の非実用的な遺物が多く見つかっています。



写真2 地方遺跡出土品

弥生時代に入ると、秋田にも稲作が伝わったと考えられますが、寒い気候

は稲作に適さず、生活の中心は縄文時代と同じ狩猟・採集であったようです。代表的な遺跡である地蔵田遺跡（国指定史跡）では、木柵（もくさく）で囲まれた特徴的なムラが確認されました。さらに、北九州の流れをくむ土器の形式をもちながら、縄文社会からの技術を利用した土器も見つかっていることから、外来の文化が在地の文化と融合しながら新しい文化を発展させていったと考えられています。



写真3 復元された地蔵田遺跡

古墳時代の秋田市域では、時代の名称の由来である古墳（墳丘（ふんきゅう）を持つお墓）は見つかっておらず、遺跡数も少ないため当時の生活の実態はよくわかっていません。

- ※1 磨製石斧：表面を磨（みが）いた斧形の石器。大型動物の解体や皮なめし等に使うと考えられます。
- ※2 円筒式土器：土器の大小にかかわらず器形が筒型であることから名付けられました。表面のほとんどに縄文を施すのが特徴です。
- ※3 大木式土器：宮城県の大木圀（だいぎがこい）貝塚出土土器にちなんで名付けられました。やや丸みを帯びた器形で、細い棒で線を引いたり、粘土紐を貼り付けたりする施文が特徴です。
- ※4 籃胎漆器：竹や木の皮などによって編まれた籠に漆を塗って固めた容器。

（2）古代

7世紀の飛鳥時代になると文献に秋田が初めて登場します。齊明天皇4年（658）に阿倍比羅夫（あべのひらふ）が遠征してきたことが『日本書紀』に書かれており、秋田という地名はこの時が初出となります。8世紀になると、法によって国を治める仕組みである律令制（りつりょうせい）の支配が秋田まで

及ぶようになり、現在の寺内(てらうち)地区に日本最北の城柵官衙(じょうさくかかんが)(※1)である秋田城(国指定史跡)が置かれます。天平5年(733)に山形県庄内地方から「秋田村高清水岡(たかしみずのおか)」に遷(うつ)し置かれた当初は出羽柵(いではのき)と呼ばれ、天平宝字(てんぴょうほうじ)4年(760)頃に秋田城と呼ばれるようになりました。



写真4 復元された外郭東門と古代沼

出羽国(でわこく)北部の行政と軍事の中心である秋田城は内郭(ないかく)と外郭(がいかく)からなる二重構造を持ち、それぞれを区画施設で区分けしていました。内郭内には政務や儀式が執り行われた中心施設の政庁(せいちょう)、外郭内には祭祀(さいし)遺構、井戸跡、寺院施設跡、役人や工人の住居や工房と考えられる竪穴(たてあな)建物群、倉庫群等の多様な遺構が確認されています。初期の区画施設は瓦葺きの築地堀(ついじべい)(※2)で、元々この地方に住んでいた蝦夷(えみし)に対し威厳(いげん)を示すための役割を果たしたと考えられます。秋田城内で使用されたこの瓦は、旭川(あさひかわ)地区や上新城(かみしんじょう)地区など秋田平野の丘陵部にある窯跡(かまあと)で生産されました。

役所の機能を持つことから、木簡(※3)や漆紙文書(うるしがみもんじょ)(※4)が多く出土しており、それら文字資料からも当時の秋田城の実態をうかがい知ることができます。また、秋田城は渤海(ぼっかい)(※5)との外交の窓口でもありました。それを裏付けるように、城内からは全国的にも類例のない奈良時代の立派な水洗廁舎跡(すいせんかわやあと)が発見



写真5 復元された水洗廁舎

されました。このトイレ跡には目隠し堀があるだけでなく水洗機能も備えており、沈殿槽(ちんでんそう)からは豚食に伴う寄生虫卵が見つかりました。当時の日本では豚を常食とする食習慣はないため、トイレの使用者は豚の飼育が盛んな渤海の使節団である可能性が高いと言えます。

このような古代秋田の拠点であった秋田城を造営したのは、秋田城のすぐ西側にある後城(うしろじょう)遺跡に集落を構えた人々でした。出土遺物の様相から、後城遺跡では北陸や関東からの移住者と在地民である蝦夷が混在して生活していたと考えられています。他にも、副葬品から律令国家と蝦

夷との関わりがわかる例として、奈良時代の鏡である花卉双蝶八花鏡(かきそうちょうはっかきょう)や蝦夷が使ったとされる蕨手刀(わらびてとう)が出土した四ツ小屋地区の小阿地(こあじ)古墳があります。埋葬された人物は、律令国家と関わりがある地元の有力者と考えられます。また、御所野(ごしよの)台地の南端にある湯ノ沢F遺跡のお墓からは、蕨手刀や馬具、鏃(やじり)等の武具のほか、役人が使った帯飾りなどが見つかりました。埋葬された人物は、俘囚(ふしゅう)と呼ばれた律令国家側に帰属した蝦夷と考えられています。このように、当時、出自の違う集団同士の交流があったことがうかがえますが、それは平和的な関わりだけではなく、時には対立も生じていたことが文献や発掘調査によってわかっています。

他に、特徴的な遺跡として、御所野台地の麓(ふもと)を流れる岩見川(いわみがわ)左岸に位置する大又(おおまた)Ⅱ遺跡があります。遺跡の内外を分ける区画施設が110m以上にわたり見つかりました。秋田平野の古代集落遺跡で他に類例がないこれほどの規模の区画施設を作れるのは秋田城に関係する集団が想定され、また、遺物の年代や遺構の構造等からも、秋田城と関係が深い施設の一部である可能性が指摘されています。



写真6 大又Ⅱ遺跡の区画施設

- ※1 城柵官衙：行政機能を基本とし、軍事や生産施設などの多様な機能が付加された、蝦夷(えみし)が暮らす東北地方に作られた地方官庁。
- ※2 築地堀：粘土と砂を交互につき固める版築(はんちく)技法で積み上げた堀。
- ※3 木簡：文字が記された木製品。連絡用の手紙、帳簿、荷札などさまざまな用途で使われました。
- ※4 漆紙文書：漆容器の蓋に再利用され、漆の効果で腐らずに残った役所の廃棄文書。
- ※5 渤海：8～10世紀に朝鮮半島北部から中国東北部に領域を持った国家。交易を目的とした使節をたびたび日本に派遣しており、出羽国に到着した記録も見られます。

(3) 中世

10世紀半ば以降、律令国家の力が弱まり東北地方の城柵官衙(じょうさくか)が相次いで終末を迎えるなか、古代秋田城の機能も失われますが、その後の文献にも「秋田城」の名称や「秋田城介(あきたじょうのすけ)」という役職名が記されています。そして、鎌倉時代以降になっても、秋田城介は北方を鎮

護(ちんご)する役職名として残り、武門の名誉の称号として重んじられました。

地域支配の変質を背景に、秋田・岩手県域を舞台とした前九年合戦と後三年合戦を経て奥州藤原氏が奥羽支配に乗り出しますが、この頃の秋田市域の様子は、文献や遺跡が少なく不明な点が多いのが実情です。奥州藤原氏の滅亡後、鎌倉時代に入り、秋田郡の地頭には橘公業(たちばなのきんなり)が任じられました。しかし、秋田には常住せず、間接的な支配体制をとっていたと考えられます。

その後市域には、地域を支配する有力者の軍事的目的を備えた拠点である館(たて)が多数築かれ、現在も館跡(たてあと)として多く残っています。特に状態よく残っているのが、岩見川(いわみがわ)右岸の丘陵に立地する豊島館(としまだて)跡です。室町時代後半に岩見川流域一帯と雄物川(おものがわ)下流域に勢力を振るった豊島氏の居館(きょかん)で、頂上には通称奥御殿(おくごてん)と呼ばれる曲輪(くるわ)があり、空堀(からぼり)、土塁(どるい)、急斜面に守られた堅固(けんご)な館です。



写真7 豊島館跡の奥御殿

南北朝時代以降、安東氏が諸勢力を抑えて秋田郡を中心に勢力を伸ばし、檜山(ひやま)を拠点とした檜山安東氏、土崎湊(つちざきみなと)を拠点とした湊安東氏が並び立ちました。土崎湊は三津七湊(さんしんしちそう) (※1) の一つで、日本海および雄物川水運により発展していました。

南北朝の騒乱は秋田まで影響を及ぼしたため神仏に対する人々の関心が強くなり、特に時宗、曹洞禅、熊野信仰などが広まりました。秋田市内には市域で最も古い曹洞宗寺院である補陀寺(市指定有形文化財)があります。補陀寺には、津軽の十三湊(とさきみなと)領主であった安東盛季(もりすえ)の位牌が安置されており、寺伝では彼を開基(かいき)としています。

中世の人々の生活の痕跡がうかがえる遺跡として、川尻の下夕野(したの)遺跡があります。掘立柱建物跡や井戸跡が多数確認されており、出土遺物の様相や施設の性格から、強い統制力を持った武士を中心とした集落跡と考えられます。13世紀を中心に営まれ、14世紀中頃には機能を失いました。寺内の



写真8 後城遺跡の竪穴住居跡

後城(うしろじょう)遺跡は、中世においても集落として利用されました。この時代には周辺に寺院が所在したとされ、それとの関係がうかがわれる遺構や遺物も確認されています。中世の後城遺跡は14世紀後半から最盛期を迎えることから、湊安東氏と関係がある可能性があります。

また、太平山(たいへいざん)など信仰の対象になった山々では、中世から近世にかけて修験道(しゅげんどう)(※2)が広まりました。山間(やまあい)の集落で伝承されてきた民俗芸能である番楽(ばんがく)の中には、中近世の修験と関わりが深いとされているものもあります。

※1 三津七湊：室町時代に作られた、日本最古の海運に関する法令『廻船式目』に記された全国の主要港。三津は、安濃津(三重県津市)、博多津(福岡県福岡市)、堺津(大阪府堺市)。七湊は、三国湊(福井県坂井市)、本吉湊(石川県白山市)、輪島湊(石川県輪島市)、岩瀬湊(富山県富山市)、今町湊(新潟県上越市)、土崎湊、十三湊(青森県五所川原市)。

※2 修験道：日本最古の山岳信仰をもとに、仏教などさまざまな要素が融合して形成された日本独自の信仰形態。山中で修行することで靈験(れいげん)を得ようとする者のことを修験者と呼びます。

(4) 近世

天正17年(1589)、檜山(ひやま)安東氏と湊安東氏の両家が争う湊合戦が勃発しました。これに勝利した檜山安東氏は湊安東氏を併合し、拠点(きょてん)を湊城へ遷(うつ)したと伝えられています。湊合戦後、湊城を大規模に改修し、改めて秋田郡を治める体制を整えようとした安東氏は、直後の関ヶ原の戦いの戦後処理により常陸国(ひたちまのくに)の宍戸(ししど)へ国替えとなり湊城から離れました。



写真9 「秋田街道絵巻」(部分)
久保田城の遠景

安東氏にかわったのは、常陸国の水戸城を拠点としていた佐竹氏でした。慶長7年(1602)、領地の明確な範囲や石高が示されないまま国替えの命を受け秋田にやって来た初代秋田藩主佐竹義宣(よしのぶ)は、旧領主安東氏の居城であった湊城に入城しました。しかし、湊城は手狭な平城(ひらじろ)であったため、湊城より内陸にある窪田(くぼた)の神明山(しんめいやま)(現在の千秋公園)に新城を築きました。これが久保田城で、以後、秋田藩主佐竹氏12代約270年間の居城となります。慶長8年(1603)に着工、同9年(1604)に

入城し、その後も継続して城の整備を続けました。久保田城は複数の曲輪(くるわ)がある平山城(ひらやまじろ)で、石垣を持たない全国有数の土塁(どるい)の城です。久保田城の各施設の様相は絵図等に残されていますが、現存している建物は御物頭御番所(おものがしらごばんしょ)(市指定有形文化財)だけで、長坂門の開閉や城下一帯の警備を担いました。

佐竹氏に関わる建造物は、他に万固山天徳寺(ばんこさんてんとくじ)があります。佐竹氏の菩提寺(ぼだいじ)で曹洞宗に属し、常陸国からともに移転してきました。本堂は貞享4年(1687)、書院は文化3年(1806)、山門は宝永6年(1709)、総門は江戸初期(慶長年間)の建築といわれ、それぞれが国指定重要文化財となっています。境内の一角には佐竹家歴代の先祖を祀る佐竹家霊屋(さたけけたまや)(国指定重要文化財)があります。

並行して城下町の整備も進められ、旭川を挟んだ東側に武家町(内町(うちまち))、西側に町人町(外町(とまち))が町割りされ、さらに西側に寺院が置かれました(寺町)。旭川は、町割りの区画としてだけでなく、城下と湊をつなぐ舟運(しゅううん)の要でもありました。また、羽州街道(うしゅうかいどう)も整備され、外町はさまざまな人や物が行き交う城下町として活気を呈しました。



写真10「秋田風俗絵巻」通町の市(部分)

湊城が破却された湊は、雄物川の舟運と日本海の海運を担う外港としての機能を強めていきました。雄物川を通じて藩内の穀倉地帯と結ばれて米を集め、西廻り航路が開発されてからは北前船(きたまえぶね)の寄港地として賑わい、陸路では羽州街道を通じて城下とつながるなど、物資の集散地として発展しました。

このような築城や城下の整備などにより、現在の秋田市中心部の原型が築かれました。他にも、新田の開発、養蚕業の奨励、林政の改革など、近世を通じて行われた佐竹氏による領国経営は、現在につながる豊かな都市の礎(いしずえ)になっています。

都市としての機能が完成し、藩内が安定してくると、さまざまな文化が発展していきます。江戸時代の秋田藩ゆかりの文化の一つに秋田蘭画(らんが)があります。画才に秀でた秋田藩士小田野直武(なおたけ)が平賀源内(ひらがげんない)から西洋画法を学んだことを契機に生み出された、独自の洋風画です。直武は安永2年(1773)に江戸に上り、そこで源内から西洋画法を学びな

がら技術を高めました。そのつながりから、安永3年（1774）には西洋医学の翻訳書である『解体新書』の挿絵を担当しています。安永7年（1778）には秋田藩に戻り、8代秋田藩主佐竹義敦（よしあつ）にその画法を教授します。義敦も曙山（しょざん）と号し、熱心に新たな作品を生み出しました。洋風の画法を学ぶ機会に乏しかった時代、曙山らは東洋の画法を下敷きに独自の画法を確立しました。秋田蘭画は藩士の間で流行しますが、流行の契機であり中心でもあった直武や曙山が亡くなると、下火となりやがて廃れてしまいます。

当時の秋田の様子を描いた資料として、紀行家菅江真澄（すがえますみ）の記録があります。三河国（みかわのくに）に生まれた真澄は、天明3年（1783）からさまざまな土地を旅し、各地の歴史や文化、生活風俗などを具体的に記録しました。晩年は秋田藩にとどまり多くの文人と交流し、また秋田藩内を遊覧し、その様子を記録に残しました。最期は現在の仙北市で息を引き取り、友人であったとされる鎌田正家（まさやか）によって寺内地区に葬られています。

また、秋田市域に残る民俗行事は、近世に起源を持つものが多くあります。宝暦年間（1751～1763）頃に原型ができたとされる「秋田の竿燈（かんとろう）」、元和6年（1620）に創建された湊の総鎮守・土崎神明社の例祭である「土崎神明社祭（つちざきしんめいしゃさい）の曳山（ひきやま）行事」が代表的なもので、いずれも国指定重要無形民俗文化財となっています。



写真11「紅蓮図」
佐竹曙山筆



写真12 秋田の竿燈

（5）近現代

幕末、新政府と旧幕府派が対立する中、秋田藩は東北諸藩を中心に結成された奥羽越列藩同盟（おううえつれつぱんどうめい）から離脱し新政府側に与（くみ）したため、列藩同盟諸藩から攻め込まれました。当初は領内に攻め込まれ、戦線は城下に及びそうになりましたが、九州諸藩の援助を得て反攻に転じ、秋田における戊辰（ぼしん）戦争は終了しました。その後、版籍奉還および廃藩置

県が行われ、秋田藩は機能を停止し、秋田県が成立します。そして、久保田城下を中心として編成された秋田町は県都となりました。

藩が廃止されたことにより機能を失った久保田城には当初、県庁が置かれていましたが、明治5年(1872)になり県庁は旧藩校明德館に移転します。明治13年(1880)には、原因不明の出火により本丸の建物がほとんど失われ、城跡は次第に荒れていきました。明治22年(1889)の市制施行後、久保田城跡を公園として整備し活用しようとする機運が高まります。そこで、明治29年(1896)に高名な造園家の長岡安平(やすへい)を招き、整備を開始します。やがて久保田城跡は千秋公園(市指定名勝)と呼ばれ、城跡公園として広く知られるようになりました。

市制施行後は、さまざまなインフラの整備が進められます。その痕跡が残る文化遺産として、国内でも初期の水道施設である藤倉水源地水道施設(国指定重要文化財)が旭川上流にあります。この施設は、生活用水を旭川や井戸水に頼っていた秋田市中心部の状況を改善しようと計画された上水道建設に伴い、明治36年(1903)に着工、明治40年(1907)に利用開始されました。しかし、洪水の被害を受け設計変更を行い、明治44年(1911)に改めて竣工しています。その後、昭和48年(1973)まで市内へ給水を行うことで市民の生活を支え、秋田市の近代化を牽引しました。



写真13 藤倉水源地水道施設

また、大雨時に雄物川とその支流で生じる水害の防止と、雄物川の河口であった土崎港の改良を目的に計画された、雄物川放水路の開削は、大正6年(1917)から工事を開始し、昭和13年(1939)に完成します。放水路により洪水の脅威が軽減されたほか、工事に伴い発生した多量の土砂は湿地の埋め立てに利用され、茨島工業地帯として整備されました。

鉄道や道路も順次整備されますが、その中で、明治37年(1904)に帝国鉄道院(JR東日本の前身)が土崎工場を開設するにあたり、その動力源として水力発電所の建設が計画され、現在の旧河辺農林漁業資料館の場所に発電



写真14 水力発電機

所がつくられました。その際に利用された水力発電機（市指定有形文化財）が今も同地に残されています。

また、油田が資源として注目され、黒川・八橋・旭川など各所の油田が早くから開発されました。現在も採油機（ポンピングユニット）が稼働し、油田地帯としての景観が残されている場所もあります。

産業の発展に並行して市域にも西洋文化が急速に広まり、生活様式や教育、医療をはじめ、物の考え方も大きく変化しました。文明開化時の秋田の様子がうかがえる記録として、イザベラ・バードの旅行記があります。バードは英国人の紀行家で、明治11年（1878）に日本を訪れ全国各地を旅行します。その中には秋田市域も含まれており、西洋料理を愉しんだ様子や城下町の情景が詳細に描写されています。

昭和に入り太平洋戦争が終戦を迎える前夜の昭和20年（1945）8月14日、土崎港に米軍機B29が来襲し日本最後の空襲の一つとされる土崎空襲がありました。国内最大級の産油を誇る秋田市域周辺油田の原油を精製する製油所が米軍機の目標となり、近隣民家も多大な被害を受けました。



写真15 移築された被爆倉庫

終戦後、外地からの引揚者や復員軍人などが集まることでヤミ市が立ち、周辺町村からの行商人などでにぎわった秋田駅前周辺には、後に「金座街」と呼ばれる商店街が生まれ、市民に親しまれました。戦後の高度経済成長は、農村や市街地にも変化をもたらします。工業のために必要とされた大量の労働力が農村から都市部に供給されたことで農業の省力化が求められ、機械化が急速に進み農村風景は大きく変貌しました。また、都市近郊では農地の宅地化が進み新興住宅街も現れるなど、市街地の様子も一変しました。

このような中、経済の発展を背景に数度の市町村合併を経て市域は拡大し、人口も急増しました。そして、昭和36年（1961）の第16回国民体育大会（秋田まごころ国体）をきっかけに経済や生活基盤が整備されるなど、秋田市は更なる発展をとげました。そして、平成元年（1989）に市制施行100周年を迎え、平成9年（1997）に中核市となり、平成17年（2005）には旧河辺町、旧雄和町を編入し、県都として新たな歩みを進めています。

第4節 地域区分

(1) 目的

後述する「歴史文化の特性」(第4章第2節)を踏まえ、文化遺産の効果的な保存・活用を見据えるための地域区分を設定します。

(2) 基準

本計画では、大きな範囲を「地域」、地域をさらに細分した単位を「地区」として市域を区分します。

本市は、平成17年(2005)に旧河辺町および旧雄和町の編入がありました。現在本市の地域の区分けは、旧河辺町・旧雄和町編入前の旧秋田市を中央・東部・西部・南部・北部に区分し、これに河辺・雄和を加えた7地域となっています。この区分けは、秋田市総合都市計画や秋田市立地適正化計画など各計画において地域分けの基準となっており、また、各地域に市民サービスセンターが設置されるなど、市政および市民生活に馴染んだものとなっていることから、本計画においてもこの区分けを「地域」として採用することとします。

さらにその各地域の中に小さい区分として「地区」を当てはめることとし、必要に応じて、地形や水系、位置などによる区分も併用します。

(3) 地域区分

秋田市を大きく7地域に区分けし、さらに小さい区分である地区に分けた場合、具体的な地名を当てはめると、表5になります。

表5 地域区分

地域 No.	地域 名	地区 No.	地区名	具体的な主な地名
1	中央	①	城下町	千秋公園・千秋・大町・中通・南通・檜山・保戸野・旭南
		②	城下町周辺1	八橋・川尻・山王・旭北・川元
		③	城下町周辺2	泉・手形
2	東部	④	旭川	仁別・山内・添川・濁川・新藤田・旭川・外旭川
		⑤	太平	太平・柳田・下北手・広面・蛇野・桜・東通
3	西部	⑥	新屋	新屋
		⑦	西部	豊岩・下浜・向浜
4	南部	⑧	南部	牛島・茨島・卸町・仁井田・大住・御野場・上北手
		⑨	御所野・四ツ小屋	御所野・四ツ小屋
5	北部	⑩	寺内	寺内・将軍野
		⑪	土崎	土崎・飯島西部
		⑫	下新城・上新城	下新城・上新城・飯島東部
		⑬	金足	金足
6	河辺	⑭	河辺	旧河辺町
7	雄和	⑮	雄和	旧雄和町



图 11 地域区分

第2章 秋田市の文化遺産の概要

第1節 指定等文化財

(1) 概要

秋田市には、令和5年4月1日現在で299件の指定文化財(国指定23件、県指定114件、市指定162件)、42件(12箇所)の国登録有形文化財、1件の国登録記念物があり、秋田県内の自治体では最も多くの指定等文化財が存在しています(表6)。

指定の種類としては、有形文化財が235件と最も多く、次いで記念物が32件、民俗文化財が29件、無形文化財が3件です。

表6 指定等文化財集計表

	有形文化財									民俗文化財		記念物			合計
	建造物	美術工芸品					無形文化財	有形の民俗文化財	無形の民俗文化財	遺跡(史跡)	名勝地(名勝)	動物・植物・地質鉱物(天然記念物)			
		絵画	彫刻	工芸品	書跡・典籍	古文書							考古資料	歴史資料	
国指定	8	0	1	0	1	0	2	1	0	2	3	3	1	1	23
県指定	3	13	10	25	13	6	20	11	1	4	2	5	0	1	114
市指定	8	16	19	21	8	16	13	20	2	7	11	8	2	11	162
小計	19	29	30	46	22	22	35	32	3	13	16	16	3	13	299
国登録	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	13
合計	31	29	30	46	22	22	35	32	3	13	16	16	3	14	312

※登録有形文化財(建造物)は42件(12箇所)あり、本表には箇所数を示した。

指定文化財

<有形文化財>

建造物は、19件(国指定8件、県指定3件、市指定8件)あります。国指定は、主には江戸時代から残存し、当時の生活様式等を残す武家、農家および寺院です。その他、本市の近代化を示す水道施設やレンガ造の洋風建築があります。県指定には、江戸時代の社寺建築や町家(まちや)があります。市指定には、江戸時代の木造建築のほか、県内のコンクリート建築では早期の教会などがあります。



写真16 旧松倉家住宅(県指定)

古文書は、22件（県指定6件、市指定16件）あります。県指定には、江戸時代初期の出羽国の絵図や、藩主佐竹氏の一門や家老の日記などがあります。市指定には、江戸時代の武家や町人の各種記録が記された日記類などがあります。



写真 21 政景日記（県指定）

考古資料は、35件（国指定2件、県指定20件、市指定13件）あります。国指定2件は、本市に所在する県立博物館の所蔵資料で市域外の出土品です。県指定および市指定は、秋田城跡（国指定史跡）や地蔵田（じぞうでん）遺跡（国指定史跡）をはじめ、その周辺の遺跡から出土した遺物です。



写真 22 坂ノ上F遺跡出土土偶（県指定）

歴史資料は、32件（国指定1件、県指定11件、市指定20件）あります。国指定は「菅江真澄遊覧記（すがえますみゆうらんぎ）」で江戸時代後期の秋田藩内外の様相を知ることができる資料です。県指定には、江戸時代の羽州街道（うしゅうかいどう）が描かれた絵巻のほか、屏風や石製の狛犬などがあります。市指定には、肖像画や城下の町割りが描かれた絵図などがあります。



写真 23 御城下絵図（市指定）

<無形文化財>

無形文化財は、3件（県指定1件、市指定2件）あります。県指定は、江戸時代に生まれた、刀装具の制作に用いられた技法です。市指定は、伝統的な工芸品として地方的特色が顕著な工芸技術です。



写真 24 秋田銀線細工（市指定）

＜民俗文化財＞

有形の民俗文化財は、13件（国指定2件、県指定4件、市指定7件）あります。国指定は、特定の植物を採取するために作られた湖沼（こしょう）用の刳船（くりぶね）と、市内外から収集された各種作業時のかぶりもので、各地の地域性を知ることができるものです。県指定には、木造船資料のほか、山谷番楽（やまやばんがく）（市指定無形民俗文化財）で使用される面などがあります。市指定には、粃米（もみごめ）の供養碑や筆塚（ふでづか）などの石碑のほか、熊野信仰の布教に用いられた曼陀羅（まんだら）図などがあります。



写真 25 山谷番楽面（県指定）

無形の民俗文化財は、16件（国指定3件、県指定2件、市指定11件）あります。国指定は、「秋田の竿燈（かんとう）」・「土崎神明社祭（つちざきしんめいしゃさい）の曳山（ひきやま）行事」といった祭礼や太平黒沢に古くから残るイタヤ箕（み）製作技術です。県指定には、江戸時代から伝わりとされる祝福芸能である「秋田万歳（まんざい）」などがあります。市指定には、各地域で伝承されてきた番楽のほか、鹿嶋（かしま）祭りをはじめとした各地域の祭礼などがあります。



写真 26 萱ヶ沢番楽（市指定）

＜記念物＞

遺跡（史跡）は、16件（国指定3件、県指定5件、市指定8件）あります。国指定は、木柵（もくさく）で囲まれた弥生時代前期の集落跡「地蔵田（じぞうでん）遺跡」、奈良・平安時代の城柵官衙（じょうさくかなが）「秋田城跡」、国学者平田篤胤（あつたね）の墓です。県指定には、秋田藩主の菩提寺（ぼだいじ）のほか、奈良・平安時代の窯跡（かまあと）、戦国時代の館跡（たてあと）などがあります。市指定には、戊辰（ぼしん）戦争の戦死者を葬った官修（かんしゅう）墓地、近代化遺産の一つである産油井戸跡などがあります。



写真 27 菅江真澄墓（県指定）

名勝地（名勝）は、3件（国指定1件、市指定2件）あります。国指定は、藩主によって整備された庭園である「旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭(じょしてい)）庭園」です。市指定には、明治時代に久保田城跡を公園として整備した千秋公園などがあります。



写真 28 千秋公園（久保田城跡）（市指定）

動物・植物・地質鉱物（天然記念物）は、13件（国指定1件、県指定1件、市指定11件）あります。国指定は、横臥柱状節理(おうがちゅうじょうせつり)が発達した流紋岩(りゅうもんがん)の岩脈である「筑紫森岩脈(つくしもりがんみゃく)」、県指定は、湿原の植物群落です。市指定には、市内最古と考えられるケヤキの木などがあります。



写真 29 女湯湿原植物群落（県指定）

登録文化財

<国登録有形文化財（建造物）>

42件（12箇所）あります。米の需給調整の役割を担った旧農業倉庫を秋田公立美術大学の実習棟として活用している建物のほか、米蔵や酒蔵、レンガ造の洋風建築などがあります。



写真 30
秋田公立美術工芸短期大学実習棟一号棟ほか7棟
（国登録）

<国登録記念物>

田沢湖（仙北市）に生息していたものの絶滅したクニマスの標本で、県立博物館が所蔵しています。



写真 31 田沢湖のクニマス（標本）（国登録）

（２）地域別の指定等文化財

指定等文化財を地域別に見ると、城下町および城下町周辺が非常に多くあります。一方で、北部地域の下新城・上新城地区、東部地域の旭川地区と太平地区は相対的に少ない傾向にあります。

また、時代別では先史・古代が比較的少なく、近世が多くありますが、近世の中でも多くを占める地域は、城下町および城下町周辺です。

第２節 未指定文化財

法や条例で保護の対象になる指定等文化財がある一方で、秋田市内においては、価値が定まらない多くの未指定文化財が存在しています。これまで、市町史の編さん、地域団体や研究会などによる地域史、第３章第１節で述べる既往調査などによって未指定文化財が拾い上げられていますが、調査が行われてから年月が経過しているものや、調査が不足している地域や種別も多くあるのが現状です。

そこで、本計画の作成にあたり、過去に行われた調査の現状把握を一部地区で実施し、詳細調査が必要なものについてはさらなる現地確認や聞き取り調査等を行いました（第３章２節）。このことは、各地域における今後の調査手法のモデルケースになり得るものです。

また、埋蔵文化財包蔵地（遺跡）は、全市域で確認されており、法に基づいた手続きと調査により保護を図っています。

その他、本市では平成 21 年度（2009）から同 29 年度（2017）にかけて、市内 8 地区で「文化財イラストマップ（ぐるっと文化財マップ）」を作成しました（表 8）。この事業は、自分たちの住む地域の文化遺産を身近に感じられるよう、ワークショップを通じた市民協働で実施したもので、参加した市民のみなさんと実際にまちを歩いて情報を集め、掲載する文化遺産を検討しました。「文化財イラストマップ」の作成により、当該地区の未指定文化財をある程度拾い上げることができました。

また、令和 3 年（2021）の文化財保護法改正によって、食文化などの生活文化も無形文化財の中に包含して保護を図る登録制度が創設されたことで、今後は新たな視点での調査を検討する必要があります。

表 7 未指定文化財集計表

	有形文化財								無形文化財	民俗文化財		記念物			文化的景観	合計
	建造物	美術工芸品								有形の民俗文化財	無形の民俗文化財	遺跡(史跡)	名勝地(名勝)	動物・植物・地質鉱物(天然記念物)		
		絵画	彫刻	工芸品	書跡・典籍	古文書	考古資料	歴史資料								
合計	48	0	2	1	0	1	9	113	1	0	1	95	5	6	2	284
※本計画作成時点での把握状況																

表8 文化財イラストマップ（ぐるっと文化財マップ）

発行年月	タイトル
平成22年(2010)3月	あきたのまち再発見「ぐるっと文化財マップ」 秋田市中心地区編
平成23年(2011)2月	あきたのまち再発見「ぐるっと文化財マップ」 秋田市新屋地区編
平成24年(2012)3月	あきたのまち再発見「ぐるっと文化財マップ」 秋田市土崎地区編
平成25年(2013)3月	あきたのまち再発見「ぐるっと文化財マップ」 秋田市寺内地区編
平成26年(2014)3月	あきたのまち再発見「ぐるっと文化財マップ」 秋田市八橋・川尻地区編
平成27年(2015)3月	あきたのまち再発見「ぐるっと文化財マップ」 秋田市泉(五庵山)・手形地区編
平成27年(2015)7月	秋田市文化財マップ(ポケットサイズの集約版)
平成28年(2016)2月	あきたのまち再発見「ぐるっと文化財マップ」 秋田市中心地区編(改訂版) 秋田市新屋地区編(改訂版) 秋田市土崎地区編(改訂版)
平成29年(2017)3月	あきたのまち再発見「ぐるっと文化財マップ」 秋田市河辺地区編
平成30年(2018)3月	あきたのまち再発見「ぐるっと文化財マップ」 秋田市雄和地区編



写真32 文化財イラストマップ（ぐるっと文化財マップ） 8地区
（中央、新屋、土崎、寺内、八橋・川尻、泉・手形、河辺、雄和）



写真 33 文化財イラストマップ（ぐるっと文化財マップ）秋田市新屋地区編（表面）



写真 34 文化財イラストマップ（ぐるっと文化財マップ）秋田市中心部地区編（裏面）部分

第3節 関連する制度

(1) ユネスコ無形文化遺産

ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）は、諸国民の教育・科学・文化の協力と交流を通じて、国際平和と人類の福祉の促進を目的とした国際連合の専門機関です。ユネスコ無形文化遺産保護条約は、平成15年（2003）に採択され、日本は翌16年（2004）に締結、平成18年（2006）に発効されました。これは各国の無形文化遺産の保護や、無形文化遺産の重要性や相互評価の重要性に関する意識の向上などを目的としたものです。

秋田市に関連するものとして、「土崎神明社祭（つちざきしんめいしやさい）の曳山（ひきやま）行事」を含む18府県33件の国指定重要無形民俗文化財である「山・鉦（ほこ）・屋台行事」が、平成28年（2016）に登録されました。



写真 35 土崎神明社祭の曳山行事

(2) 日本遺産

日本遺産は、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するもので、これらを語る上で欠かせない魅力溢れる有形・無形のさまざまな文化遺産群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としています。

秋田市に関連するものとして、7道県11市町で構成する「荒波を超えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」が平成29年（2017）に認定されました。（追加認定を経て、令和5年（2023）現在は16道県49市町で構成されています。）



写真 36
10分の1サイズの北前船の模型
（土崎みなと歴史伝承館）

＜本市における構成文化財＞

- ・石造り五重塔（市指定有形文化財）
- ・高清水の丘の五輪塔
- ・秋田街道絵巻（県指定有形文化財）
- ・秋田風俗絵巻（県指定有形文化財）
- ・金刀比羅神社石製狛犬（県指定有形文化財）
- ・土崎神明社祭の曳山行事（国指定重要無形民俗文化財）
- ・大正寺おけさ
- ・昆布の手すき加工技術

第4節 文化遺産に関する主な歩み

秋田市では、昭和34年（1959）から同37年（1962）にかけて、文化財保護委員会（現在の文化庁）による秋田城跡の国営調査が実施され、その間の昭和36年（1961）には秋田市文化財保護条例を施行するなど、昭和30年代には現在に至る本市の文化行政の基盤が作られました。また、昭和47年（1972）に秋田城跡調査事務所を設置し秋田城跡の継続調査が、昭和56年（1981）に秋田新都市開発整備事業に伴う御所野（ごしよの）台地の発掘調査が始まりますが、これらに先立ち初めて文化財保護主事が採用されたことで、その基盤はさらに強化されたといえます。

昭和61年（1986）の社会教育課から文化振興課への改組は、文化をより専門的な業務分掌に位置づけました。平成28年（2016）には、交流人口の拡大やにぎわい創出を図るため、教育委員会が所管していた「文化」に関する事務を市長部局に移管し、新たに設置された観光文化スポーツ部に文化振興課が置かれました。（文化財保護に関しては補助執行（※））

また、上記の部局編成のあった平成28年（2016）に土崎神明社祭（つちぎきしんめいしやさい）の曳山（ひきやま）行事を含む「山・鉦（ほこ）・屋台行事」がユネスコ無形文化遺産に登録、翌29年（2017）に秋田市を含む北前船（きたまえぶね）ゆかりの都市が「北前船寄港地・船主集落」として日本遺産に認定、さらに翌30年（2018）からは羽州街道（うしゅうかいどう）を主題とした事業を展開するなど、近年では、それまで継続して取り組んできた文化遺産の「保存」に加え、「活用」に対する取り組みの割合が増加傾向にあるといえます。

- ※ 補助執行：権限を残して事務のみを執行させることで、この場合、教育委員会が所管する文化財保護の事務を、市長（観光文化スポーツ部文化振興課）が担当することをいいます。

第3章 秋田市における文化遺産の既往調査

第1節 既往調査

(1) 概要

秋田市域では、これまで多くの文化遺産を対象に官民によるさまざまな調査が行われています。その中から、行政機関が実施した既往調査について、その概要を以下に記載します。

<地域史>

平成17年(2005)の合併以前に、旧秋田市、旧河辺町、旧雄和町はそれぞれの市史および町史を編さんしています。

旧秋田市による『秋田市史』の編さんは数度にわたり、平成8年(1996)から同18年(2006)までの編さんしたものが最新です。先史・古代から現代までの通史編と史料編に加え、文芸・芸能編、美術・工芸編、民俗編があり、全17巻にまとめられています。

旧河辺町では、『河辺町史』を2度編さんしています。この他、『河辺町の文化財』と題して、各種テーマに沿った小冊子の叢書(そうしょ)を全13集(平成3年(1991)～同15年(2003))刊行しています。

旧雄和町では、『雄和町史』を昭和51年(1976)に編さんしています。この他、『雄和の文化財』と題して、各種テーマに沿った小冊子の叢書を全13集(昭和53年(1978)～同15年(2003))刊行しています。

これら行政機関によるものの他にも、地域で編さんした地域史が多数刊行されています。

<建造物>

歴史的建造物は、秋田の風土に調和し、歴史文化を背景にこれまで残されてきました。指定文化財の建造物を保護し後世に引き継ぐためには、適切な時期に修理をする必要があります。修理は、それぞれの建造物の価値を見極め、価値を損ねな



写真 37 秋田市史



写真 38 河辺町史



写真 39 雄和町史



写真 40
旧松倉家住宅修復整備工事報告書

秋田市文化財保存活用地域計画

いよう慎重に実施する必要があり、実施後は報告書にまとめ記録を残します。

秋田市が修理工事を実施し、報告書を作成した建造物には、直近では旧松倉家住宅（県指定有形文化財）や旧金子家住宅（市指定有形文化財）などがあります。

<民俗文化財>

市内の民俗芸能や行事を対象とした調査報告書（『秋田の竿燈(かんとう)』・『土崎港祭りの曳き山行事』・『萱ヶ沢番楽(かやがさわばんがく)』・『黒川番楽』など）、『秋田市史 第16巻 民俗編』刊行のため、旧秋田市内を複数の地区にわけ社会伝承・経済伝承・儀礼伝承・信仰伝承・言語伝承・芸能伝承の視点から聞き取り調査等を行った『秋田市史民俗調査報告書』など、無形の民俗文化財に関する各種調査報告書を刊行しています。



写真 41 秋田市史民俗調査報告書

<記念物>

寺内に所在する秋田城跡（国指定史跡）では、昭和34年（1959）から同37年（1962）までの間に国営の発掘調査を行い、昭和47年（1972）から現在に至るまでは、史跡整備のための発掘調査を秋田市が継続して実施しています。

調査は「史跡秋田城跡発掘調査第I期長期計画」に基づいて行われ、秋田城の規模・基本構造・城内外施設を含めた城の機能や時期的変遷などの実態把握に大きな成果を上げています。また、調査ごとに概報をまとめており、「政庁(せいちょう)域」・「鶉ノ木(うのき)地区」については、最終的な正報告書を刊行しています。



写真 42 秋田城跡の報告書

<埋蔵文化財>

秋田市では、埋蔵文化財包蔵地（遺跡）を分布調査や発掘調査などで519か所確認しています（令和5年（2023）4月1日現在）。山間部の台地では旧石器・縄文・弥生時代の遺跡が、平野部や海岸部にかけては古代・中世・近世の遺跡が多く発見される傾向があります。

遺跡の範囲内での開発に伴い、記録保存が必要とされた場合に発掘調査を行います。これまでに特に大規模に実施したものは、昭和56年(1981)から平成5年(1993)までに御所野(ごしょの)台地で行われた「秋田新都市開発整備事業」に伴う発掘調査で、台地一帯の31もの遺跡が調査対象となりました。

現在までに刊行された、秋田市域に所在する遺跡の調査報告書は100冊を超えます。



写真 43 新都市開発関係の報告書

<秋田県教育委員会による調査>

秋田県教育委員会が行った国庫補助金を活用した悉皆(しっかい)調査は以下のものがあり、秋田市は基礎調査等に協力しました。

表9 市域が包含される秋田県教育委員会による調査

類型	調査名	報告書	刊行年
建造物	民家緊急調査	『秋田県の民家』	昭和48年(1973)
	近世社寺建築緊急調査	『秋田の近世社寺建築』	平成元年(1989)
	近代化遺産(建造物等)総合調査	『秋田県の近代化遺産』	平成4年(1992)
	近代和風建築総合調査	『秋田県の近代和風建築』	平成16年(2004)
民俗	民俗資料緊急調査	『秋田県の民俗』	昭和41年(1966)
	民謡緊急調査	『秋田県の民謡』	昭和63年(1988)
	諸職関係民俗文化財調査	『秋田県の諸職』	平成3年(1991)
	民俗芸能緊急調査	『秋田県の民俗芸能』	平成5年(1993)
	祭り・行事調査	『秋田県の祭り・行事』	平成9年(1997)
記念物	歴史の道調査	『歴史の道調査報告』 I 北国街道(酒田街道)・ 男鹿街道(潟西街道)・ 大間街道	昭和59年(1984)
		VI北部羽州街道	昭和60年(1985)
		VIII南部羽州街道	昭和61年(1986)
	中近世城館遺跡詳細分布調査	『秋田県の中世城館』	昭和56年(1981)

(2) 地域別の既往調査

表 10 および表 11 は、文化遺産を対象とした官民による既往調査について、地域別にその有無を一覧にしたものです。民間が実施した調査は数多くあるため、現時点で把握できた内容を基にした一覧ですが、傾向は大きく変わらないものと思われまます。

<地域別・類型別>

表10 文化遺産調査の地域別・類型別一覧

		有形文化財							民俗文化財		記念物		
		建造物	美術工芸品					無形文化財	有形の民俗文化財	無形の民俗文化財	遺跡(史跡)	名勝地(名勝)	動物・植物・地質鉱物(天然記念物)
			絵画	彫刻	工芸品	書跡・典籍	古文書						
中央	城下町	○	○				○	○	○	○	○	○	
	城下町 周辺1						○			○	○		
	城下町 周辺2	○			○	○	○	○			○	○	
東部	旭川						○		○		○		
	太平	○					○	○	○	○	○		
西部	新屋	○				○	○	○		○			
	西部					○	○	○		○	○		
南部	南部	○				○	○			○	○		
	御所野・四 ツ小屋						○				○		
北部	寺内						○		○		○		
	土崎	○				○	○	○		○	○		
	下新城・ 上新城						○				○		
	金足	○					○			○	○		
河 辺	河 辺	○	○			○	○		○		○	○	
雄 和	雄 和	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	

各類型のうち、古文書や考古資料、遺跡（史跡）の調査が多いほか、建造物や歴史資料、無形の民俗文化財などの調査も各地域で実施されています。遺跡（史跡）の調査が多いのは、宅地造成などの開発に伴い行政が発掘調査を行うことが多いことによります。古文書の調査が多いのは、図書館などで行われている古文書解読講座の延長線上に結成された民間団体による調査が実施されていることによります。

調査が比較的少ない地区は、旭川(あさひかわ)、太平(たいへい)、下新城(しもしんじょう)・上新城(かみしんじょう)地区などです。また、各類型の中で絵画や彫刻、工芸品などは多く存在すると想定されるものの、既往調査は比較的少ない

傾向にあるようです。

<地域別・時代別>

		先史	古代	中世	近世	近世・近代	近代
中央	城下町				○	○	○
	城下町周辺1		○	○			
	城下町周辺2		○		○	○	○
東部	旭川	○	○		○		
	太平				○	○	
西部	新屋				○	○	○
	西部	○			○	○	
南部	南部	○	○		○		○
	御所野・四ツ小屋	○	○				
北部	寺内	○	○	○	○		○
	土崎			○	○	○	○
	下新城・上新城	○	○				
	金足		○		○	○	
河辺	河辺	○	○	○	○	○	○
雄和	雄和	○	○		○	○	○

近世の調査は各地域で実施されていますが、中世に関する調査が少ない傾向にあります。また、先史・古代の調査地域が多いのは、発掘調査の件数に比例していることによります。

旭川、太平、下新城・上新城地区等は既往調査が比較的少なく、類型別（表10）と同じ傾向にあります。

なお、近代の調査も各地域で行われていますが、指定等文化財の対象が近代に広まってきている状況も踏まえ、一層の調査が必要と思われます。

第2節 調査の試行

本計画の策定にあたって、以下の内容で文化遺産の把握調査を実施しました。こうした調査を通じて、他地域における今後の調査につなげるとともに、保存・活用に係る取り組みの基礎資料として充実させていきます。

<調査地区の選定>

前節で既往調査を整理した結果、調査の手薄な類型や地区が明らかになったことを受け、本計画の策定にあたり2地区を選定し、文化遺産の把握調査を実施しました。調査対象としたのは、東部地域の太平(たいへい)地区と旭川(あさひかわ)地区です。太平地区は、中世の館跡(たてあと)や山岳信仰に伴う修験(しゅげん)の活動をはじめ、幅広い時代の多様な文化遺産の存在が確認されているものの、これまで網羅的な調査が行われていませんでした。太平地区に隣接する旭川地区は、文化遺産の分布や既往調査の状況が太平地区に類似していました。一方で、旭川地区は太平地区に比べ市街地に近い立地にあることから、調査結果を比較できることも両地区を選定した理由の一つです。

<調査の手法>

はじめに、過去に官民で行った調査記録等から、①神社仏閣、②歴史的建造物、③石造物、④館跡を抽出し調査対象としたうえで、基礎調査としての現況確認を実施しました。その後、基礎調査の結果を検証し、当該地区における歴史文化の特性を考えるうえで重要と判断したものについて、詳細調査として有識者の指導や地域の協力のもと、さらなる聞き取りや現地調査等を行いました。

<調査の結果>

調査対象のいずれの文化遺産も地域住民によって大切に守られており、保存状態がよいことを確認しました。一方で、太平山の山岳信仰を背景に持つ石造物については、現況の確認ができなかったものもありました。このことは、登山道沿いに設置されるという石造物の性格上、道が使用されなくなったり草木に埋もれると存在が忘れられ、容易には確認できないものが多かった可能性があります。年月が経過することで忘れられると、そこで一定の情報が失われてしまうため、保存や継承を考えるうえでは地域住民に知ってもらうことが重要であることを再確認しました。

<地域への報告>

報告会を開催し、調査結果を地域住民に周知しました。報告会を開催することで、自分たちが住む足もとにある歴史文化を知るきっかけを創出できたことに加え、文化遺産の保存・活用に関心を持ってもらうことができました。

た。

表 12 基礎調査の結果

	太平地区（令和3年度）		旭川地区（令和4年度）	
	調査の対象数	確認できた数	調査の対象数	確認できた数
神社仏閣	31	31	14	14
歴史的建造物	32	30	12	11
石造物	127	72	53	26
館跡	12	12	12	12

表 13 詳細調査の対象

太平地区（令和3年度）		旭川地区（令和4年度）	
1	勝手神社	1	泉福院と五庵山
2	生面神社と山谷番楽	2	補陀寺と藤原藤房の墓
3	髪長尊と阿弥陀如来座像	3	仁別森林鉄道
4	久保台古墳		
5	オエダラ箕		
6	嵯峨家文書		
7	三吉神社		



写真 44 オエダラ箕

〔 国指定重要無形民俗文化財
秋田のイタヤ箕製作技術 〕



写真 45 太平山の石造物

第4章 秋田市の歴史文化

第1節 歴史文化の考え方

歴史文化とは、文化遺産とそれに関わるさまざまな要素が一体となった周辺環境のことで、地域固有の風土のもと、先人によって生み生まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果、およびそれらが存在する環境を総体的に把握した概念を指します。

広大な市域と重層的な歴史を有する秋田市における歴史文化の特性は、単純に地域を区切って考えた場合、本来の特徴を見失う恐れがあります。そこで、地域区分と緩やかに連動した歴史文化を俯瞰(ふかん)して捉えることで、いきいきとした歴史像を描いた歴史文化の特性を導き出し、文化遺産の保存と活用について考える枠組みを検討することができます。

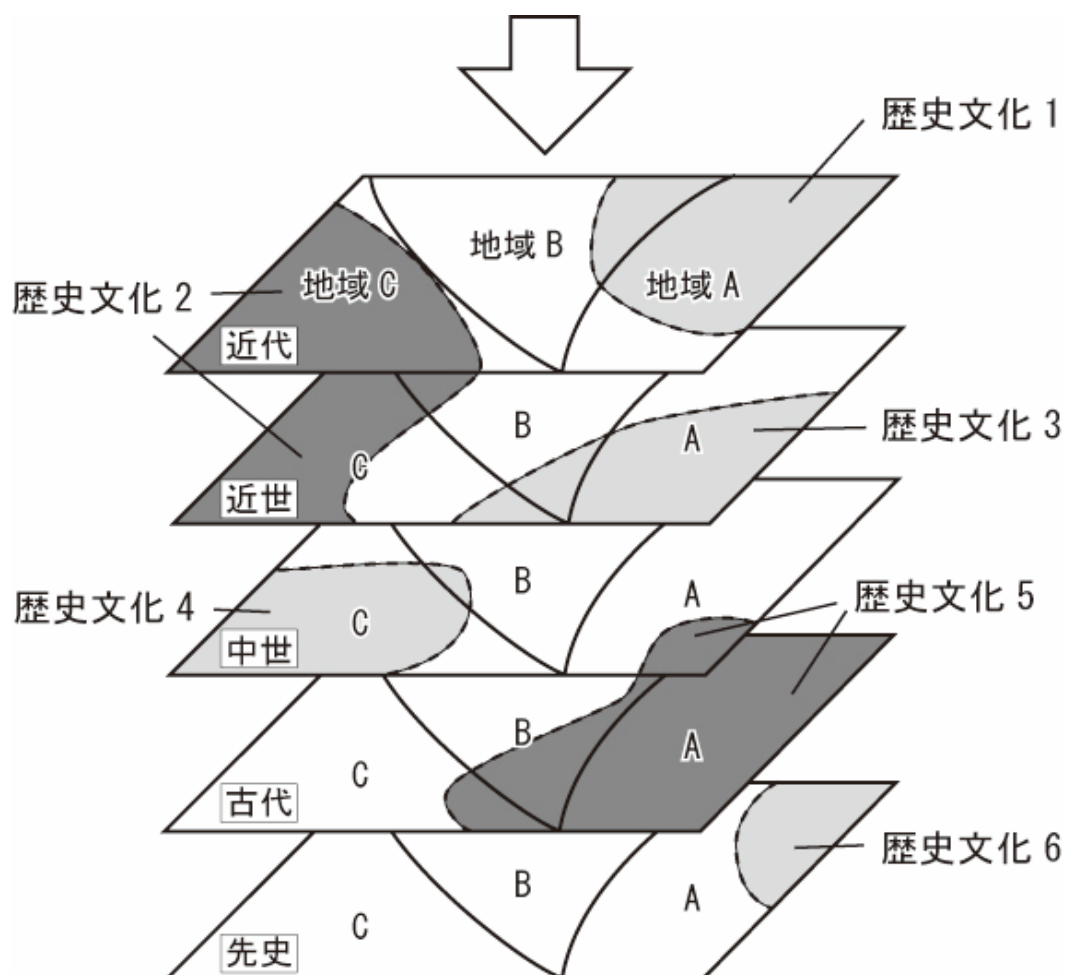


図12 歴史文化と地域区分のイメージ

第2節 歴史文化の特性

第1章第3節でまとめた秋田市の歴史的背景をもとに、時間軸に主眼を置きながら地域の視点も加えて秋田市の歴史文化の特性を整理すると、次の四つの大分類と15の項目として捉えることができます。

表14 秋田市の歴史文化の特性

1	I 境界域の歴史文化 南北文化の接点	①旧石器時代の足跡
2		②円筒式土器と大木式土器
3		③縄文から弥生への時代移行
4		④最北の古代城柵「秋田城跡」
5	II 拠点の歴史文化 移りゆく拠点・発信する文化	①わずかに見える人々の営み
6		②出羽国の中核「秋田城跡」
7		③湊の安東、秋田平野の館跡群
8		④久保田城と城下町
9		⑤近代化と豊かな資源
10		⑥時代を先取りした文化の創造と発信
11	III 交流の歴史文化 海・川・陸の道	①湊の繁栄
12		②街道を支えた人々
13	IV 多様な地域の歴史文化 山・村・町に重なる時層	①豊かな自然に刻まれた歴史
14		②息づく祈りの風景
15		③山・村・町の暮らし

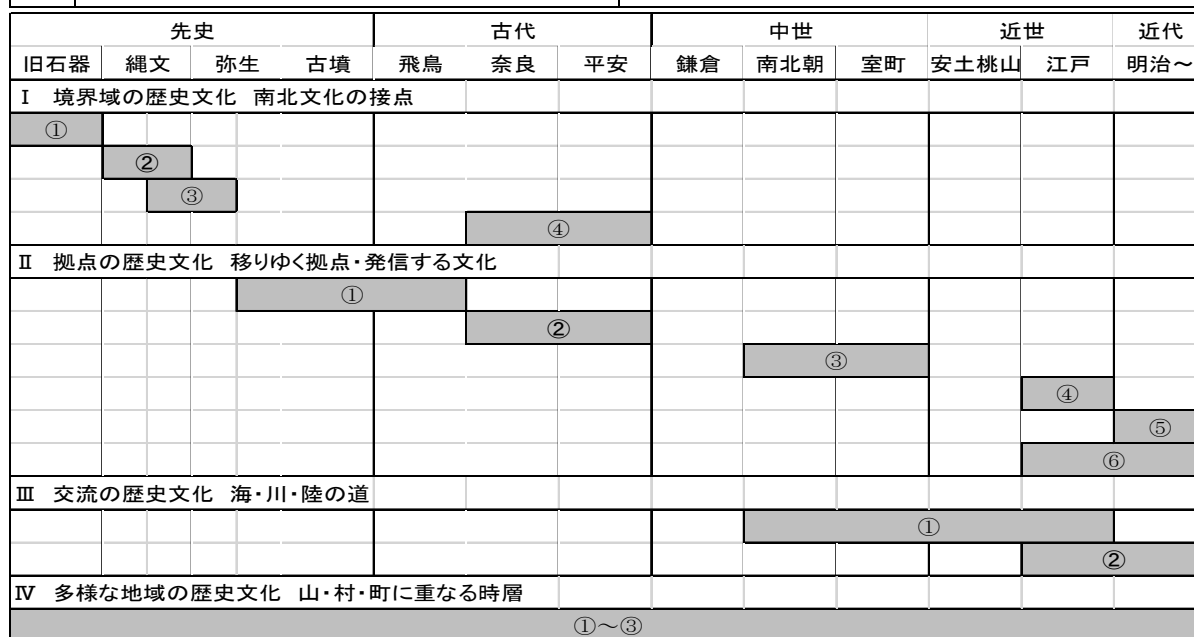
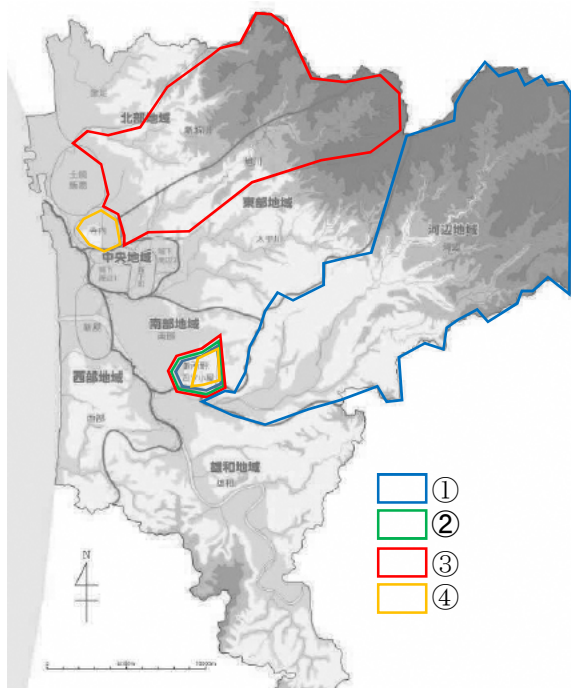
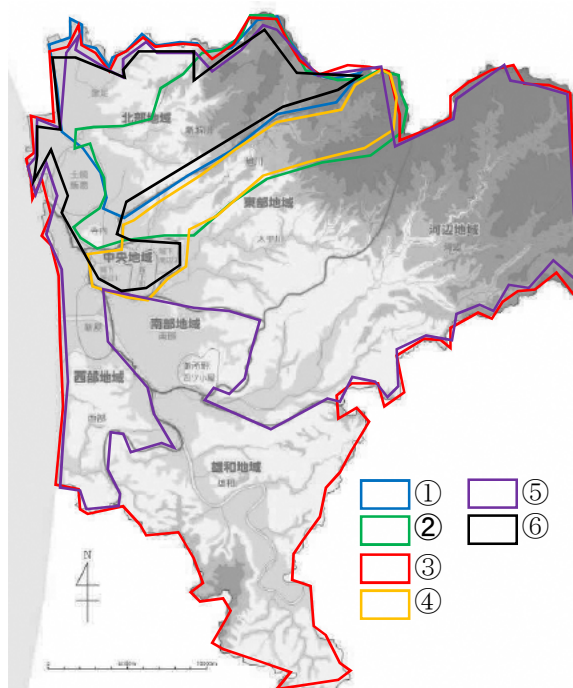


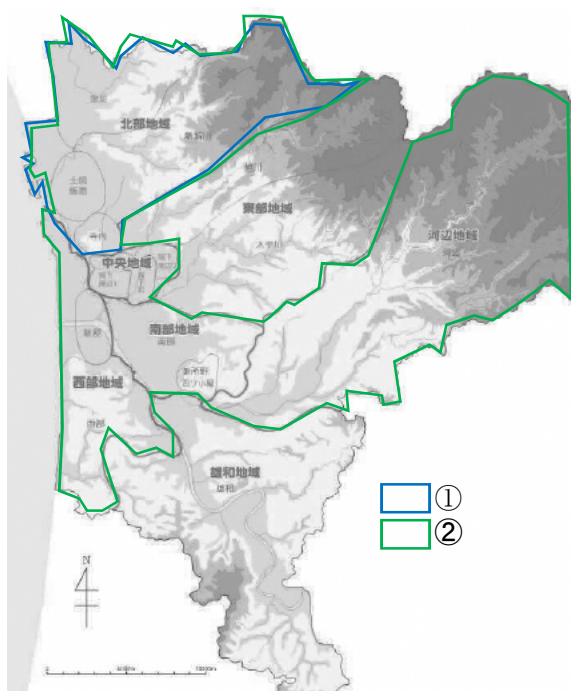
図13 歴史文化の特性 時間軸



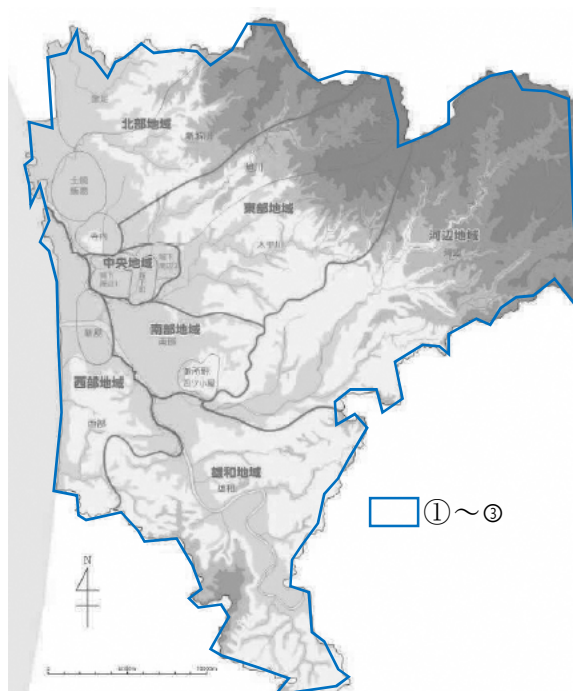
I 境界域の歴史文化
南北文化の接点



II 拠点の歴史文化
移りゆく拠点・発信する文化



III 交流の歴史文化
海・川・陸の道



IV 多様な地域の歴史文化
山・村・町に重なる時層

図14 歴史文化の特性 主な地域

I 境界域の歴史文化 南北文化の接点

秋田市域は、さまざまな時代において南と北の文化が接し交わる、文化の境界域としての性格を有していました。遺跡から出土した遺物の様相から人や文化が行き交った様子が認められることに加え、文献でも、日本の北方に住む人々がゲワ（出羽）の国の大なる町アキタ（秋田）に来て活発に交易を行っている」と記されるように（宣教師ルイス・フロイスによる永禄8年（1565）の書簡）、異なる文化が接し交流する「南北文化の接点」という歴史特性がうかがえます。

I - ①旧石器時代の足跡

時代	旧石器時代
主な地域	南部（御所野・四ツ小屋）、河辺（七曲台）

秋田市で最も古い遺跡は、3万5千年前から始まった後期旧石器時代の遺跡で、主に秋田市南部の御所野（ごしょの）台地から河辺にかけて確認されています。氷河期にあたるこの時代の日本列島は大陸と地続きで、人々は一か所に住み続けることなく獲物を求めて移動しながらの生活を送っていたと考えられます。



左：写真 46 磨製石斧（地藏田遺跡）
右：写真 47 細石刃（狸崎B遺跡）

後期旧石器時代の古い段階にあたる地藏田（じぞうでん）遺跡から出土した透閃石岩（とうせんせきがん）（※1）製と考えられる磨製石斧（ませいせきふ）からは北陸地方との関係が、同時代の新しい段階にあたる狸崎（むじなざき）B遺跡から出土した細石刃（さいせきじん）（※2）からはシベリアや北海道との関係がうかがえるなど、秋田市域では当時の人々の活発な移動によって南北の文化が行き交っていたことがわかります。

代表的な文化遺産

指定等文化財 ー

未指定文化財 出土遺物（地藏田遺跡、風無台II遺跡、狸崎B遺跡）ほか

※1 透閃石岩：姫川（新潟県・長野県）の上流で産出する石材。

※2 細石刃：木の柄などに作った溝に複数をはめ込んで使用した、長さ約2～3cm、幅1cm未満の小さな石器。北日本にはシベリアから北海道を經由して細石刃文化が流入したとされます。

I－②円筒式土器と大木式土器

時代	縄文時代
主な地域	南部（御所野・四ツ小屋）

およそ1万年続いたと考えられる縄文時代、日本列島では縄文土器が作られ続けました。縄文土器は地方色が非常に豊かであるため、形や文様を観察することで、土器が作られた時期や地域を把握することができます。土器文化の違いは日常の生活文化の違いということもできます。



写真48 円筒式土器と大木式土器の折衷型の土器(下堤A遺跡)

縄文時代前期から中期にかけての東北地方では、北部では円筒式(えんとうしき)土器、南部では大木式(だいぎしき)土器が作られ、それぞれの文化圏を形成しました。南北の境界は、時期によって多少の違いがあっても、秋田市～田沢湖～盛岡市～宮古市のラインであることが指摘されています。秋田市南部の御所野(ごしょの)台地に所在する下堤(しもつつみ)A遺跡では、それぞれの文化圏の土器が混在するなど、異文化を背景に持つ集団同士が交流し共存した痕跡が認められます。

このように秋田市域は、ともに個性が強い南北の土器文化圏が接した場所という大きな特徴があるほか、北陸地方の土器も見つかるなど、想像以上に広域な交流があったと考えられています。

代表的な文化遺産	
指定等文化財	—
未指定文化財	出土品（下堤A遺跡をはじめとする御所野台地遺跡群）ほか

I－③縄文から弥生への時代移行

時代	縄文時代晩期・弥生時代前期
主な地域	南部（御所野・四ツ小屋）、北部(上新城)、東部(旭川)

縄文時代晩期は、現在の青森県を中心に分布する亀ヶ岡式(かめがおかしき)土器(※1)が盛行した時期で、秋田市域においても地方(じかた)遺跡や戸平川(とびらかわ)遺跡、上新城(かみしんじょう)中学校遺跡等、精巧な土器を伴う遺跡が存在します。

弥生時代の東北地方は、縄文社会の中に弥生集落が点在する姿がイメージされてきました。弥生時代前期の木柵で囲まれた集落である地蔵田(じぞうでん)遺跡では、同時期の西日本で代表的な遠賀川式(おんががわしき)土器によく似た「遠賀川系土器(※2)」が多数見つかったことで注目されています。一方で、縄文社会によく見られる遺物も出土しており、時代移行期の生業を想像できます。



写真 49 遠賀川系土器と在地の土器
(地蔵田遺跡)

このように秋田市域では、縄文時代晩期には北の文化を、弥生時代前期には南(西)の文化を受容してきました。近接した時期に営まれた上新城中学校遺跡と地蔵田遺跡が木柵で囲まれるという類例の少ない形態を持つ共通点、西日本の影響を受けた点が多くうかがえる地蔵田遺跡の存在など、境界域における縄文から弥生への時代移行の特異な姿を見ることができます。

代表的な文化遺産

- 指定等文化財 地蔵田遺跡(国指定)、戸平川遺跡出土品(県指定)、地蔵田遺跡出土品(県指定)、地方遺跡出土品(市指定)ほか
未指定文化財 出土品(上新城中学校遺跡)ほか

- ※1 亀ヶ岡式土器：薄手で黒く光沢のある精製土器が特徴で、多様な器種構成があります。青森県の亀ヶ岡遺跡出土土器にちなんで名付けられました。
※2 遠賀川系土器：北九州の遠賀川流域から西日本一帯に広がった遠賀川式土器に形や文様が似ている土器。同時期の東北地方で見られ、稲作文化の伝播を示すとされます。

I - ④最北の古代城柵「秋田城跡」

時代	古代
主な地域	北部(寺内)、南部(御所野)

律令国家(りつりょうこっか)が、蝦夷(えみし)が暮らす東北地方の地域支配の拠点として設置した城柵官衙(じょうさくかんが)の一つである秋田城は、最北の拠点として蝦夷社会との境界域に位置し、律令国家の勢力を広げる役割を担いました。また、当時外交があった渤海(ぼっかい)の使節が来着する窓口としての役割もあったと考えられています。

これらの役割を担う秋田城には、軍事機能も備えられていました。城内には常時兵士がいたとされ、平安時代前期の非鉄製小札甲(ひてつせいこざねよろい)(※1)も見つかりました。秋田城と蝦夷との間では幾度かの争いがありましたが、御所野(ごしょの)台地に所在する湯ノ沢F遺跡で見つかった刀や馬具などが副葬された墓は、蝦夷の反乱である「元慶(がんぎょう)の乱(※2)」の戦死者の墓ともいわれています。



左：写真 50 非鉄製小札甲（秋田城跡）
右：写真 51 非鉄製小札甲の復元模型

代表的な文化遺産

- 指定等文化財 秋田城跡（国指定）、秋田城跡出土非鉄製小札甲（県指定）、秋田城跡出土戸籍関係漆紙文書（S K 1555 土坑出土）（市指定）、湯ノ沢F遺跡出土品（県指定）ほか
- 未指定文化財 出土品（秋田城と関連遺跡）ほか

※1 非鉄製小札甲：革などで作った小さな板を漆で固め、連結した甲。

※2 元慶の乱：元慶2年（878）におこった、秋田城とその周辺地域を舞台とした出羽国始まって以来の蝦夷の大乱。秋田城が壊滅的な損害を受けるなど戦況は厳しかったものの、政府から派遣された藤原保則(やすのり)が政府側についた蝦夷勢力を利用して打開を図り、乱は収束に向かいました。

Ⅱ 拠点の歴史文化 移りゆく拠点・発信する文化

秋田県の県庁所在地である秋田市は平成9年（1997）に中核市になり、県都として発展を続ける東北地方日本海側の拠点都市の一つです。歴史を振り返ると、古代、中世、近世と時代の変化に伴い地域の中核に求められる地理的特性が変化するなかで、秋田市域には場所を変えながら拠点となる重要施設が設置され続けました。古代の秋田城、中世の湊城、近世の久保田城がその代表で、それぞれの時代に応じた役割を果たし、また個性的な文化を創造し、発信した重層的な歴史特性を持っています。

Ⅱ－① わずかに見える人々の営み

時代	弥生時代後期・古墳時代・飛鳥時代
主な地域	北部（金足・上新城・下新城）

秋田市内には 500 か所を超える遺跡が確認されていますが、多くは縄文時代と平安時代に属するなど、時代ごとの遺跡数には大きな偏りがあります。特に、弥生時代後期から飛鳥時代にかけての遺跡は極めて少ない状況にあります。その中でも、工事に伴って出土した松木台Ⅲ遺跡の弥生時代後期の土器、出土状況の詳細は不明なもの下新城岩城出土と伝えられる弥生から古墳時代と考えられる管玉、大清水台Ⅱ遺跡で見つかった飛鳥時代の須恵器(すえき)など、わずかながらに当時を伝える遺物が確認されています。



写真 52 管玉(伝 岩城出土)

この時期の遺跡が実際に少ないのか、それとも発見されていないのかは不明ですが、後の時代以降に拠点施設が設置され続けた秋田市域の性格を考えると、遺跡が北部地域に集中していることも含め、本市の歴史文化の特性の一つである可能性が考えられます。

代表的な文化遺産
指定等文化財 ー
未指定文化財 出土品（松木台Ⅲ遺跡、大清水台Ⅱ遺跡、伝 岩城）ほか

Ⅱ－② 出羽国の中核「秋田城跡」

時代	古代
主な地域	北部（寺内・下新城）、東部（旭川）

秋田市域における政治・軍事・文化の中核であった秋田城の設置場所の選定がどのような観点で行われたか諸説ありますが、日本海側の城柵官衙の多くが大河川の河口付近にあることから、雄物川河口を強く意識したようです。このことは、河口から物資を荷揚げし運搬しやすい場所に外郭(がいかく)西門があり、そこから



写真 53 円面硯(左)、風字硯(右)、刀子(手前)
(いずれも秋田城跡)

城内に倉庫群が配置されていることからもうかがえます。

築地堀(ついでい)に囲まれた政庁(せいちょう)、役人の仕事ぶりが生き生きとイメージできる木簡(もっかん)や漆紙文書(うるしがみもんじょ)、兵士が使用した武具、中央と遜色のない祭祀(さいし)遺構・遺物などの多様な出土資料は、秋田城が出羽国(でわこく)の中核であったことを今に伝えています。

代表的な文化遺産

指定等文化財 秋田城跡(国指定)、秋田城跡 S E 406 井戸跡出土品(県指定)、秋田城跡 S G 463 沼跡出土祭祀遺物(市指定)、秋田城跡出土胞衣壺(市指定) ほか

未指定文化財 古城廻窯跡、手形山窯跡 ほか

Ⅱ－③ 湊の安東、秋田平野の館跡群

時代	中世
主な地域	全域

青森県の十三湊(とさみなと)をルーツとし、日本海を舞台に活躍した安東氏は、能代の檜山(ひやま)、男鹿の脇本(わきもと)を経て、土崎湊に湊城(みなとじょう)を築きました。安東氏に関連する遺跡は北海道から西日本まで広がり、詳細は定かでないものの水軍の伝承が残るなど、安東氏は海と強い関わりを持った一族であり、三津七湊(さんしんしちそう)の一つに数えられる土崎湊を拠点としました。このように、中世における地域の拠点は、古代に引き続き秋田市域に築かれました。なお、秋田の戦国大名として成長した安東氏は、後に秋田氏を名乗り江戸時代を迎えます。



写真 54 湊城跡の全景

また、秋田市域には、戦国の世に安東氏と連携し、あるいは敵対したと伝えられる豪族たちの館跡(たてあと)が秋田平野の縁辺部に分布しています。

代表的な文化遺産

指定等文化財 秋田家資料(県指定)、豊島館跡(県指定)

未指定文化財 湊城跡、岩城館跡、舞鶴館跡、白華城跡 ほか

Ⅱ－④ 久保田城と城下町

時代	近世
主な地域	中央、東部（旭川）

初代秋田藩主佐竹義宣(よしのぶ)は、神明山(しんめいやま)に久保田城を築き、窪田(くぼた)と呼ばれた周辺の地を城下町としました。それ以前の窪田は、地名の通り湿地や沼地の広がる無人の地だったと伝えられます。しかし、広大な土地の確保に加え、湊との機能分担、街道や河川舟運(しゅううん)の活用など、総合的なまちづくりが可能な地理的条件を満たした場所として、安東氏の領土支配とは異なる視点で拠点が作られました。



写真 55 久保田城跡の全景

明治時代になると、久保田城は長岡安平(やすへい)の設計による名園・千秋公園として整備されました。また、藩主の菩提寺(ぼだいじ)である天徳寺(てんとくじ)、藩主の別邸である如斯亭(じょしてい)をはじめ、藩主の甲冑(かっちゅう)や肖像画などの美術工芸品、神社仏閣・武家住宅・町家(まちや)などの建造物、秋田の竿燈(かんとう)をはじめとした民俗行事など、佐竹氏 20 万石の城下町としての歴史文化を多面的に体感できる文化遺産が多く残されています。

代表的な文化遺産

指定等文化財 天徳寺(国指定)、佐竹家霊屋(国指定)、平田篤胤墓(国指定)、旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園(国指定)、秋田の竿燈(国指定)、佐竹侯累代の肖像(県指定)、千秋公園(久保田城跡)(市指定)ほか

未指定文化財 城下の町割り、千秋文庫ほか

Ⅱ－⑤ 近代化と豊かな資源

時代	近代
主な地域	中央、東部、西部、北部、河辺

明治維新後、旧城下町を核とした秋田市は、周辺町村との合併を重ね市域を広げるとともに、水道・電気などのインフラ、鉄道、港湾の整備、銀行や百貨店の新築などの近代化が官民により進められました。旭川地区の水道施設や河辺地区の水力発電機、城下町地区に残る2棟のレンガ造建造物である旧秋田銀行本店本館と旧大島商会店舗、新屋地区に集中する登録有形文化財の建造物群など、各所に近代化遺産が残されています。また、かつては有数の産油量を誇った油田や、明治維新の夜明け前に起こった戊辰(ぼしん)戦争の戦死者の墓などが残されていることも特徴的です。



写真 56 赤れんが郷土館
(旧秋田銀行本店本館)

代表的な文化遺産

指定等文化財 藤倉水源地水道施設(国指定)、旧秋田銀行本店本館(国指定)、水力発電機(市指定)、旧大島商会店舗(国登録)ほか
未指定文化財 寺内焼窯跡、葉隠墓苑、八橋・旭川・黒川油田、仁別森林鉄道ほか

Ⅱ－⑥ 時代を先取りした文化の創造と発信(近世・近代)

時代	近世・近代
主な地域	中央、北部、江戸(東京)

平賀源内(ひらがげんない)と小田野直武(なおたけ)の出会いから生まれた日本初の洋風画「秋田蘭画(らんが)」は、江戸における秋田藩のネットワークがもたらしたともいえます。手柄岡持(てがらのおかもち)(朋誠堂喜三二(ほうせいどうきさんじ))の狂歌や黄表紙(きびょうし)(※)等からも、秋田藩が江戸の文化人と濃密に交流していたことがうかがえます。

また、「Butoh(ブトー)」という国際的に新たな芸術である暗黒舞踏の創始者土方巽(ひじかたつみ)の芸術精神は、城下町や町家(まちや)の室内空間の影響を受けていることが近年の研究から指摘されています。他にも、プロレタリア文学「種蒔く人」をはじめとした優れた芸術作品など、時代を先取りした文化が秋田の歴史性のな



写真 57
燕子花にナイフ図
佐竹曙山筆

かで育まれてきました。

代表的な文化遺産	
指定等文化財	佐竹曙山写生帖（県指定）、秋田蘭画「燕子花にナイフ図」（県指定）、手柄岡持（朋誠堂喜三二）自筆作品並びに関係資料（県指定）、五明文庫（吉川五明稿本類並びに関係資料）（県指定）、秋田銀線細工（市指定）ほか
未指定文化財	種蒔く人関連資料、勝平得之関連資料、石川達三関連資料 ほか

※ 黄表紙：草双紙（くさぞうし）（絵入りの娯楽本）の一つで、当世風の洒落や風刺を交えた知識人向けの読み物。黄色の表紙を通例としました。

Ⅲ 交流の歴史文化 海・川・陸の道

平成 29 年（2017）に認定された日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」に代表されるように、秋田市域にはさまざまな歴史文化が行き交う海・川・陸の道がありました。北前船（きたまえぶね）の寄港地である湊が、北前船による海の道、雄物川を用いた川の道、羽州街道（うしゅうかいどう）に代表される陸の道とつながることで優れた交通ネットワークが形成され、その要衝である秋田市域に発展をもたらしました。そして、海・川・陸の道沿いには、歴史文化を今に伝える文化遺産が多く残されています。

Ⅲ－① 湊の繁栄

時代	中世・近世
主な地域	北部（寺内・土崎）

秋田という地名が初めて文献に登場するのは『日本書紀』で、齊明天皇 4 年（658）、180 艘（そう）の軍船を率いた阿倍比羅夫（あべのひらふ）の「齧田（あぎた）」への来航です。これは、秋田の歴史文化が海と密接な関係を持つことを象徴しています。古代の秋田城、中世の湊城、近世の久保田城が築かれた場所の選定にも、湊との位置関係が重視されました。また、川湊が多く作られた雄物川（おものがわ）の舟運（しゅううん）を通じて、日本海海運は内陸部にも経済的繁栄や文化の伝播をもたらしました。



写真 58 勝平神社の石造狛犬

代表的な文化遺産

- 指定等文化財 土崎神明社祭の曳山行事(国指定)、穀丁遺跡出土品(県指定)、
金刀比羅神社石製狛犬(県指定)、勝平神社の石造狛犬(市指定)
ほか
- 未指定文化財 高清水の丘の五輪塔、手すき昆布、大正寺おけさ ほか

Ⅲ－② 街道を支えた人々

時代	近世・近代
主な地域	中央、西部、南部、北部、河辺

羽州街道(うしゅうかいどう)は、奥州街道(おうしゅうかいどう)から福島の桑折(こおり)で分かれ、青森の油川(あぶらかわ)まで続く街道で、秋田の陸の大動脈でした。秋田市域では、河辺和田から戸島・御所野・仁井田・牛島・檜山を経て久保田城下町のメインストリートである大町を通り、八橋・寺内・土崎・中野・追分へと進みました。秋田街道絵巻には、江戸時代後期の街道の風景が詳細に描かれています。他にも、伝説の飛脚・与次郎を祀った与次郎稲荷神社、膨大な遊覧記を残した紀行家・菅江真澄(すがえますみ)の関係資料に加え、酒田に向かう酒田街道(羽州浜街道(うしゅうはまかいどう))の分岐点付近には、町家(まちや)の旧松倉家住宅が残ります。



写真 59 「秋田街道絵巻」(部分) 八橋一里塚

代表的な文化遺産

- 指定等文化財 菅江真澄遊覧記(国指定)、旧松倉家住宅(県指定)、秋田街道絵巻(県指定)、街道の松(市指定) ほか
- 未指定文化財 与次郎稲荷神社、戸島本陣跡、『雪のふる道』、イザベラ・バードがみた文化的景観 ほか

IV 多様な地域の歴史文化 山・村・町に重なる時層

明治22年(1889)の市制施行により誕生した秋田市は、秋田藩の城下町を基盤に周辺の町村との合併を重ね、現在は906.07km²の広大な市域を有しています。この広い市域では、山・村・町のさまざまな暮らしが営まれ、多様な歴史性を持つ多くの地域が育まれました。また、地域の特性は時代に応じて変化し、重層的な時の重なりを持っています。

IV-① 豊かな自然に刻まれた歴史

時代	全史
主な地域	全域

秋田平野が主要部を占める秋田市は、南から流れ込む雄物川(おものがわ)の下流域に立地し、市街地を囲むように田園地帯が形成されています。東は標高1,170mの太平山(たいへいざん)をはじめ、秋田杉やブナに覆われた出羽山地(でわさんち)が広がるほか、旭川(あさひかわ)・太平川(たいへいがわ)・岩見川(いわみがわ)などの河川が流れ、その上流には美しい景観を見せる溪流があります。西は日本海に臨み、大きく弧を描く海岸線に砂丘地が南北に形成されています。



写真 60 筑紫森岩脈

このように多様な自然環境を有し、特別天然記念物であるカモシカが多く生息するなど豊かな自然に恵まれた秋田市域には、景勝地や名木をはじめ、貴重な天然記念物が立地に応じて残されています。

代表的な文化遺産

指定等文化財 カモシカ(国指定)、筑紫森岩脈(国指定)、女潟湿原植物群落(県指定)、旭さし木(市指定)、川口のいちろう(市指定)ほか
未指定文化財 岨谷峡、伏伸の滝、塩曳き潟のゼニタナゴ、砂防林 ほか

IV-② 息づく祈りの風景

時代	全史
主な地域	全域

秋田城跡の発掘調査では、天長7年(830)の大地震で仏像が倒壊したと文献に記された四天王寺と考えられる建物跡や、祭祀(さいし)を行った沼跡などが見つかりました。このことは、古代の秋田市域では、中央と同じような祈りが行われていたことを示しています。中世以降は、急峻な太平山(たいへいざん)に点在する石造物や修験(しゅげん)につながる番楽(ばんがく)に代表される山の祈り、村々の神社仏閣などに宿る村の祈りが息づきます。また、近世の城下町には、寺町に残る文化遺産、流通に伴う碑、多彩な祭礼などに町の祈りが見られます。このように、広域な市域は重層的な時の重なりを持ち、さまざまな祈りと願いを今日に伝えています。



写真 61 山谷番楽

代表的な文化遺産

指定等文化財 銅造阿弥陀如来坐像(国指定)、筑紫森岩脈(国指定)、山谷番楽面(県指定)、山谷・黒川・萱ヶ沢番楽(市指定)、羽川剣ばやし(市指定)、倉稻魂神碑(市指定)ほか

未指定文化財 太平山の石造物群、五庵山ほか

IV-③ 山・村・町の暮らし

時代	全史
主な地域	中央、東部(太平)、北部

豪壮な長屋門を持つ武家屋敷である旧黒澤家住宅、通り土間や内蔵をもち細長い間取りの町家(まちや)である旧松倉家住宅と旧金子家住宅、広い土間と量感のある茅葺(かやぶき)屋根で堂々たる構えを持つ豪農の住宅である旧奈良家住宅・嵯峨家住宅・三浦家住宅をはじめ、秋田市域には近世の武家・町人・農家の住宅が残されており、建造物を比較鑑賞できる野外博物館的な様相を持っています。他にも、地域に固有の生業や年中行事等、生活と文化に関わる文化遺産も多くあり、秋田市域における多様な歴史性を伝えています。



写真 62 三浦家住宅

代表的な文化遺産

指定等文化財 旧黒澤家・旧奈良家・嵯峨家・三浦家住宅（国指定）、秋田の
イタヤ箕製作技術(国指定)、作業用覆面コレクション(国指定)、
旧松倉家住宅（県指定）、旧金子家住宅（市指定）ほか

未指定文化財 八橋人形、年中行事、講 ほか

第5章 文化遺産の保存・活用に関する基本理念

本計画では、本章で述べる文化遺産の保存・活用に関する基本理念に基づき、第6章で現状と課題を整理したうえで、第7章で計画期間中に取り組む今後の措置について検討します。

文化遺産は、年月の経過により人々の記憶から忘れられると、一定の情報が失われてしまいます。したがって、文化遺産の保存や継承を考える上では、市民が自らが住む地域の背景にある歴史文化を知ることが非常に重要になります。そのため、身近な歴史文化に気付き誇りを持つことが、次の世代につなぐための重要な足がかりになるといえます。

このことから、身近にあることで当たり前になっている価値に気付く（「知る」）ことで、地域のアイデンティティが形成され（「誇りを持つ」）、それによって次世代につなげる機運がさらに高まる（「引き継ぐ」）というサイクルが理想であると考えます。

本計画では、以下の基本理念を掲げ、文化遺産の保存と活用の観点から、上位計画である秋田市総合計画で目指す将来都市像の実現を目指します。

基本理念

秋田市を知る、誇りを持つ、引き継ぐ
～足もとの歴史文化を次世代へ～

第6章 文化遺産の保存・活用に関する現状と課題

秋田市の文化遺産について、大きく五つの枠組みに沿って保存・活用に関する現状と課題をまとめると、以下のようになります。

<枠組み>

- I 把握
- II 情報発信
- III 人づくり・担い手づくり
- IV 環境整備・体制づくり
- V 魅力あるまちづくり

<現状と課題>

I 把握

現 状

文化遺産を把握することは地域の様相を知る第一歩であり、官民双方でさまざまな調査が進められています。

秋田市域では、第3章で述べたように、基礎調査に秋田市が協力し秋田県が実施した調査が一定数あるほか、市でも鰻絵(にてえ)(※)などの調査を独自に実施してきました。しかし、地域や類型によっては、調査が不足しているものもあります。



写真 63 発掘調査の様子

地域史の編さんについては、平成17年(2005)の市町合併前に行政が編さんしたものがあります(最新のものとして、平成8年(1996)から同18年(2006)の『秋田市史』、昭和60年(1985)の『河辺町史』、昭和51年(1976)の『雄和町史』)。また、住民自らが作成した地域の歴史文化をまとめた地域史も複数みられます。

埋蔵文化財では、秋田城跡の調査に特色があります。昭和34年(1959)からの国営発掘調査に端を発し、現在は史跡整備のための発掘調査を進めています。一方で、開発に伴う調整を経て、必要に応じて記録保存のための緊急発掘調査を行う遺跡もあります。

調査により価値が認められたものは、国・県・市の文化財に指定されることで保護の措置が講じられており、その総数は令和5年4月1日時点で299件を数えます。また、登録文化財は43件になります。

※ 鰻絵：漆喰を用いて民家や土蔵の壁に作られたレリーフ。

課 題

1. 文化遺産の適切な保存

- ・文化財指定制度は保護を図るために最も有効な手段ですが、市全体で見ると地域や類型、時代によって若干の偏りがあります。
- ・従来は比較的新しいとされ指定対象になりにくかった未指定文化財の中には価値が認められはじめたものもあるため、価値づけに対する幅広い視点が必要です。

2. 文化遺産のさらなる把握

- ・基礎調査が行われている地域や類型、時代についての偏りがあるため、計画的な調査を進め基礎データを作成したうえで、詳細調査につなげる必要があります。
- ・民俗文化財や建造物など生活に直結する文化遺産は、社会環境の変化で失われるおそれがありますが、すべてを保存することは困難です。そのため、記録保存を検討するなど柔軟な対応が求められます。
- ・古文書等については、所在や保管状況の把握に加え、解読等の掘り下げた調査を行い、内容の把握をすすめる必要があります。
- ・文化財指定されている史跡に加え、500 か所を超える市内の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の記録保存を含めた適切な保護を行うため、発掘調査を行う必要があります。

II 情報発信

現 状

文化遺産の価値や魅力を発信することは地域に対する愛着や誇りの醸成につながり、継続することで文化遺産に対する関心を持つ市民の増加が期待できます。

公立の文化施設や社会教育施設では、講演会や学習講座、体験講座等を定期的に行ない情報発信に努めています。また、地域においても歴史文化をテーマにした各種イベントが実施されるなどしており、参加状況からは、文化遺産を知ることに対する市民の関心が高いことがうかがえます。

また、文化遺産の存在を周知する手段として、標柱や案内板の設置も進め



写真 64 秋田城跡のAR・VR体験

られています。多くは行政機関によるものですが、地域で主体的に設置したものも見られます。

平成28年(2016)には、秋田市では文化財保護業務が教育委員会から観光文化スポーツ部に移管されました。交流人口の拡大やにぎわい創出を目指した部局編成であり、情報発信についてもそれまでとは違う視点を取り入れることで、文化遺産に対する関心の高まりを目指しています。

課 題

3. 幅広い市民の興味関心を育む情報発信

- ・地域に残る文化遺産の価値に気付いてもらえるよう、魅力を伝える情報発信の継続が必要です。
- ・文化遺産に親しみが薄い市民に対しては、関心を喚起できるような工夫が求められます。
- ・気軽に文化遺産に触れるきっかけを創出する、各種コンテンツの充実が望まれます。
- ・標柱や案内板は、設置から年月が経過し、老朽化が進んでいます。一方で、設置された時期によりデザイン等も異なることから、一定程度の統一を図る必要があります。

4. 自治体間の広域連携の促進

- ・日本遺産のように広域に展開する情報発信が効果的なものについては、関係する自治体間での連携をさらに強める必要があります。

5. 観光施策との連携

- ・従来は指定等文化財の保存・活用に主眼を置いた情報発信が主軸でしたが、観光分野との連携をさらに強化することで、文化遺産の多面的な魅力の周知が求められます。

Ⅲ 人づくり・担い手づくり

現 状

子どもたちが生まれ育った地域の文化遺産を知ることは、地域に対する愛着や誇りの醸成に直接つながり、若い世代が文化遺産に関わるきっかけになります。

学校現場では、地域の実情に合わせた多様な手法で郷土秋田に根ざした教育を推進し、歴史文化について理解を深める授業を行っています。例え

ば、学区内に残る文化遺産について、地域の有識者や文化財部局と連携して子供たちに伝え、体験してもらうような授業に取り組んでいます。

地域では、民俗芸能や民俗行事が行われてきましたが、近年では担い手や披露する場の減少が顕著にみられるようになってきました。秋田市民俗芸能伝承館で毎年夏に開催される民俗芸能合同発表会では、秋田市に古くから伝わる民俗芸能が一堂に会することで、保存会の方々の意欲を持続させる一助になっています。

また、文化遺産を伝える側として、ボランティア団体が積極的に活動しています。例えば、重要文化財や史跡、名勝等、秋田市の歴史や観光の核となる文化遺産を案内する団体などがあります(※)。このような市民団体の活動は、文化遺産の魅力を発信し、地域の歴史文化を次世代に引き継ぐ大きな力になっていますが、高齢化等から担い手不足に直面している団体も見受けられます。

※秋田城跡ボランティアガイドの会、弥生っこ村民会、久保田城址歴史案内ボランティアの会、如斯亭庭園ボランティアガイドの会、赤れんが郷土館ボランティアの会、秋田市観光案内人の会 ほか



写真 65 秋田市民俗芸能合同発表会
(黒川番楽)

課 題

6. 少子高齢化や過疎化による伝統芸能・行事等の担い手不足解消

- ・無形文化財や民俗文化財は、少子高齢化や過疎化による人口減少に起因する担い手不足が喫緊の課題で、深刻な問題になってきています。
- ・生活様式の変化等により、無形の文化遺産に触れる機会の減少が、関心の低下につながっていると考えられます。これは子どもに限らず、地域全体の多くの年代に及ぶ問題です。

7. 文化遺産に関わる市民団体等との連携

- ・文化遺産の魅力を発信する一翼を担うボランティア団体等との情報共有や人材育成を図る必要があります。

8. 学校教育との連携

- ・学校現場における地域の文化遺産に触れる機会の創出は、将来の担い手

育成につながるため、より効果的かつ持続的な取り組みが必要です。

- ・文化施設や史跡公園が所在しない地域によっては、学区内の文化遺産を知ってもらう取り組みのさらなる充実が有効な場合もあり、文化財部局と学校教育とのさらなる連携が求められます。

9. 社会教育との連携

- ・生涯学習等で学んだ成果をボランティア活動などで社会にいかしたいと考える市民は一定数おり、その育成は文化遺産を支える人づくりに直結します。文化遺産を対象とした講座等は地域活動そのものの活性化にもつながると期待されることから、文化財部局と社会教育とのさらなる連携が求められます。

IV 環境整備・体制づくり

現 状

文化遺産を保存・活用する拠点の一つとして、文化施設や社会教育施設があります。本市には市立の文化施設が複数あり、対象とする時代や資料に応じて、それぞれ活動しています。なかには、整備してから年月を経過した施設もあり、千秋美術館の大規模改修、佐竹史料館の建て替えなど、文化遺産に対する環境整備を進めています。



写真 66 みるかネット事業
「みんなで行こう！みゅーじあむ」

社会教育施設としては、地域に根差した市立図書館や、地域ごとに展開する市民サービスセンターなどがあり、生涯学習活動をはじめとした多彩な地域活動の拠点になっています。

また、上記の拠点や点在する文化遺産を面としてとらえ周遊化させる仕組みとして、第2章第2節で述べた「文化財イラストマップ」の活用や、文化施設間の横のつながりを図るためのネットワーク「みるかネット」(*)の構築などに努めています。

※秋田市内の県立・市立の文化施設ネットワークの名称。

課 題

10. 保存・活用する環境

- ・文化施設の整備、点在する文化遺産を線でつなぎ面に広げるためのネッ

トワーク構築、地域の歴史文化をいかすための活動等、ハード・ソフト両面から進められている各種取り組みが一過性のものにならないよう継続し、より充実させる必要があります。

11. 持続的に守る

- ・指定文化財は法や条例で保護されていますが、年月が経過すると必ず劣化が生じます。そのため、定期的な状況把握を行い適切に修理を進めるとともに、修理のための適切な財源確保が必要です。

12. 災害から守る

- ・近年多発している大規模な自然災害による文化遺産の被災は全国的な問題になっています。平常時から行政・所有者・地域等が情報を共有し、連携して防災体制を確立することが求められます。
- ・文化遺産の盗難や人為的なき損も全国的な問題になっていることから、防犯に対する備えについて検討する必要があります。

13. 取組主体の体制

- ・広域で重層的に広がる秋田市域の文化遺産の保存・活用を推進するには行政だけでは限界があるため、地域総がかりで取り組む必要があります。そのための素地を整えるには、関係団体との連携が求められます。
- ・文化遺産に関わる取組主体間相互の情報共有を密にする必要があります。

V 魅力あるまちづくり

現 状

地域の成り立ちや歴史を物語り、地域のアイデンティティを形成する役割を担う文化遺産は、地域のシンボルとしてまちづくりへの活用が期待される大きな要素の一つです。

秋田市では、公有の史跡や建造物等の整備を進めて公開活用しており（※）、その魅力をまちづくりにいかせるよう努めています。また、千秋公園（久保田城跡）をバックグラウンドとした「魅力ある芸術文化の香り高い空間の創造」をコンセプトとした中心市街地の「芸術文化ゾーン」構想や、土崎・新屋両地区におけるまちづくりなど、それぞれの地域に特徴的な歴史文化を取り込んだ施策を行っています。



写真 67 秋田市文化創造館

※秋田城跡、地藏田遺跡、旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園、旧黒澤家住宅、旧松倉家住宅、旧金子家住宅、御物頭御番所 ほか

課 題

14. 地域資源として有効活用を図る

- ・地域のシンボルである文化遺産は地域づくりへの活用が期待されるため、わかりやすい形で整備・公開する必要があります。

15. まちづくり施策との連携

- ・文化遺産をまちづくりにいかし、まちの魅力を向上させることは、文化遺産の新たな理解者の増加につながることから、まちづくり施策とのさらなる連携が求められます。

16. 幅広い市民の興味関心を育む情報発信

- ・まちづくりに組み込む文化遺産の価値の共有を図り、魅力を伝える情報発信が必要です。

17. 自治体間の広域連携の促進

- ・まちの魅力向上につなげるため、広域に関連する歴史文化が地域に存在するという魅力の発信を継続し、より充実させる必要があります。

18. 観光施策との連携

- ・観光客を呼び込み、まちの魅力と文化遺産の魅力の双方を伝えるには、観光施策とのさらなる連携が求められます。

第7章 文化遺産の保存・活用に関する方針と措置

文化遺産の保存・活用に関して、第5章で掲げた基本理念に基づき、第6章で抽出した課題を解決するため、以下の基本方針1～5に沿って本計画の事業計画期間中に取り組む措置を整理しました。

措置の実施にあたっては、文化庁の補助事業をはじめとした関係省庁の国庫補助金、秋田県や秋田市の補助金、民間団体の助成金、民間資金などを事業主体が積極的に活用することで、財源の確保に努めることとします。

第1節 方針

基本理念を実現するため、次の5つの基本方針を掲げます。

- 基本方針1 文化遺産を「知る」・・・ 把握に関する課題への方針
- 基本方針2 文化遺産を「広げる・伝える」・・・ 情報発信に関する課題への方針
- 基本方針3 文化遺産を「支える」・・・ 人づくり・担い手づくりに関する課題への方針
- 基本方針4 文化遺産を「守る」・・・ 環境整備・体制づくりに関する課題への方針
- 基本方針5 文化遺産を「いかす」・・・ 魅力あるまちづくりに関する課題への方針

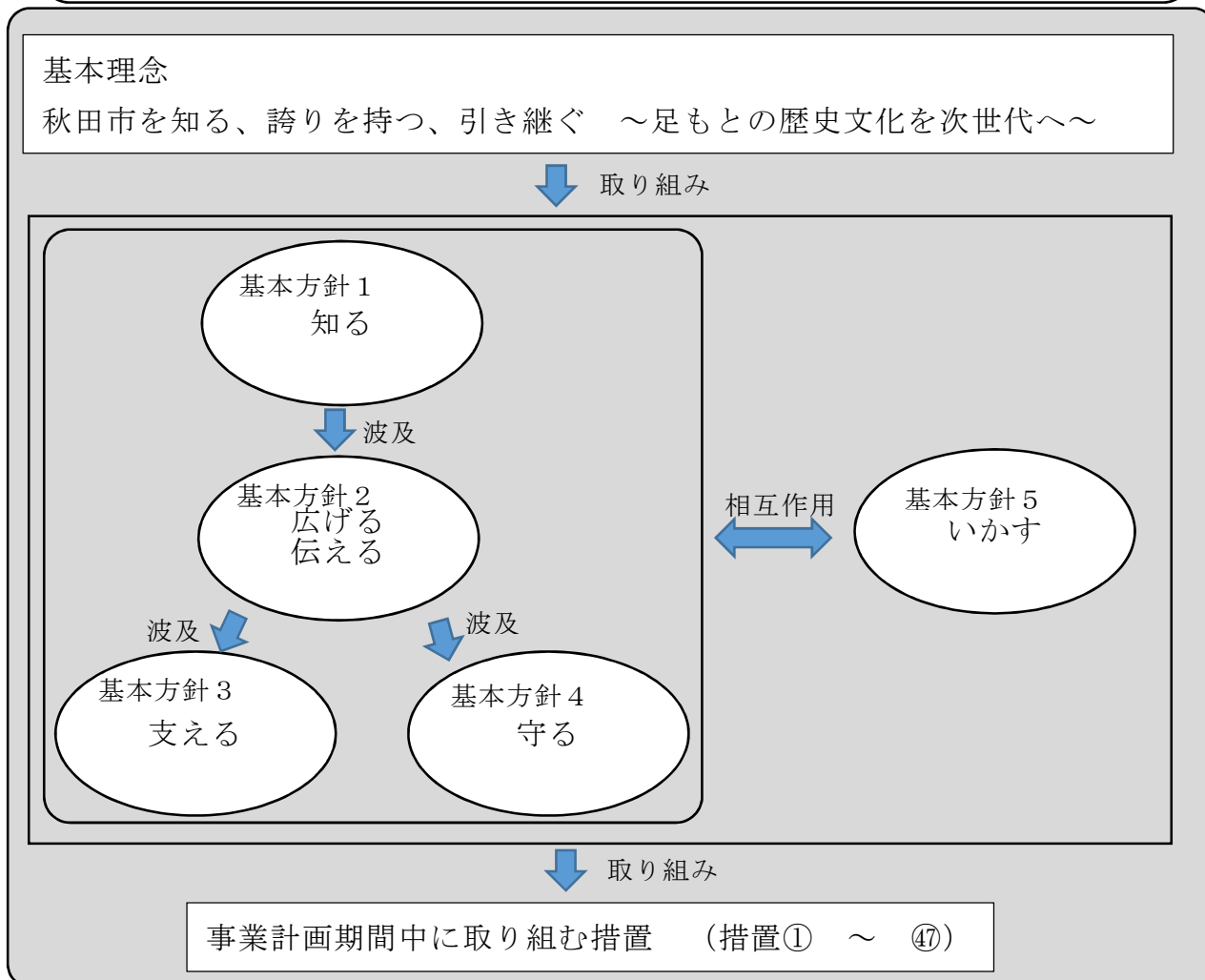


図15 方針と措置のイメージ

第2節 措置

措置の内容について、表を用いて方針ごとに記載します。

<表の見方>

措置 No.	措置の名称	取組主体と役割 (※1)					計画期間 (※2)		
		市民 地域	所有者	民間	教育機関 専門家	行政	前期	中期	後期
	措置の概要								
○	○○○○○		○ 協力			◎ 整備	→	→	→
	○○○○○し、○○○○○を図る。								

措置の番号

措置名(事業名)

措置内容(事業内容)の概要

上段：措置を行う取組主体
◎：中心となり取り組む
○：協力・連携する
下段：取組主体の主な役割
役割の具体例

措置を行う計画期間
→ 準備・検討期間
→ 実施期間

※1 取組主体を五つに分け、それぞれの主な役割を示しました。取組主体については、以下を想定しています。

- 「市民・地域」 市民、町内会（自治会）ほか
- 「所有者」 所有者・管理者、保存会、保持者ほか
- 「民間」 ボランティア団体、NPO等の法人、民間企業ほか
- 「教育機関・専門家」 小中高校、高等教育機関、博物館、有識者ほか
- 「行政」 秋田市、文化庁、国立文化財機構文化財防災センター、秋田県、関係自治体

※2 本計画の計画期間である10年を以下の3期に大別します。

- 前期 令和6～8年度
- 中期 令和9～11年度
- 後期 令和12～15年度

基本方針1 文化遺産を「知る」

文化遺産を把握し、掘り下げることで地域の魅力を発見する

地域に残る文化遺産を知ることは最も基本的なことです。保存・活用を考えるうえでは非常に重要で、全ての土台になります。文化遺産を「知る」ための取り組みとして、文化遺産の基礎調査や詳細調査を進め、地域ごとの様相を把握することに努めます。

【課題】 1. 文化遺産の適切な保存

【方針】 (1) 幅広い視点で価値が明らかになったものを指定する

措置 No.	措置の名称	取組主体と役割					計画期間		
		市民地域	所有者	民間	教育機関 専門家	行政	前期	中期	後期
	措置の概要								
①	文化財の指定		○ 申請		○ 指導	◎ 指定	————→		
	これまで指定になることが少なかった近代以降の資料を含め、指定候補となる対象を幅広く捉え、詳細調査等で価値付けが明確になったものを地域や類型、時代による偏りも考慮しながら指定し、保存と活用を図る。								

【課題】 2. 文化遺産のさらなる把握

【方針】 (2) 文化遺産の特性に応じた調査を進める

②	文化遺産の基礎調査	◎ 調査	○ 協力	◎ 調査	◎ 調査	◎ 調査	————→		
	調査が不足している地域や類型、時代を考慮しながら基礎調査を進め、地域ごとの様相を把握する。								
③	詳細調査	◎ 調査	○ 協力	◎ 調査	◎ 調査	◎ 調査	————→		
	基礎調査の結果、詳細調査を要するものについて、専門家等の協力を得て調査を実施する。								
④	記録保存	◎ 調査	○ 協力	◎ 調査	◎ 調査	◎ 調査→	————→	
	民俗文化財をはじめとした聞き取り調査や、現地保存が困難な建造物などの記録保存調査を行う。								
⑤	古文書等の調査	◎ 調査	○ 協力	◎ 調査	◎ 調査	◎ 調査	————→		
	地域を物語る古文書等の把握に努めるとともに、古文書解読講座等を実施・支援することで裾野を広げ、把握につなげる。								
⑥	埋蔵文化財の調査		○ 協力		◎ 調査	◎ 調査	————→		
	開発に伴う試掘調査、記録保存や史跡整備のための発掘調査等を適切に行う。								

⑦	文化遺産の収集保存	○ 寄贈	◎ 収集	◎ 収集	→
	文化施設等において、歴史文化を物語る資料の収集・保存を進める。				

基本方針 2 文化遺産を「広げる・伝える」
文化遺産を知る機会を創出し、
身近な歴史文化への誇りと関心を育む

文化遺産に関心を持ち親しむことは、地域のアイデンティティの醸成につながります。文化遺産を「広げる・伝える」ための取り組みとして、展示公開や講座、講演会等を通して文化遺産を学び、触れる機会を創出するとともに、観光施策との連携をはじめとした情報発信を積極的に推進します。

【課題】 3. 幅広い市民の興味関心を育む情報発信

【方針】 (3) 展示や講座、デジタル技術に加え、幅広い手法で魅力を伝える

措置 No.	措置の名称	取組主体と役割					計画期間		
		市民地域	所有者	民間	教育機関 専門家	行政	前期	中期	後期
⑧	文化遺産の展示公開		○ 協力		◎ 公開	◎ 公開	→		
	所有者の協力を得て、文化施設や社会教育施設等で、文化遺産を展示公開する。								
⑨	調査研究成果の公開	◎ 公開	○ 協力	◎ 公開	◎ 公開	◎ 公開	→		
	企画展等を通じて文化遺産の公開活用を進めるとともに、調査報告書やホームページ等を活用し、調査成果を広く公表する。								
⑩	講座や講演会の開催	◎ 開催		◎ 開催	◎ 開催	◎ 開催	→		
	関心度に応じたさまざまな講座や講演会、ワークショップ、散策会等を開催する。								
⑪	地域が行う講座等への講師派遣	◎ 開催		◎ 開催	○ 派遣	○ 派遣	→	→	
	地域に密着した形で実施できるよう、講座の開催や講師の派遣等を行う。								
⑫	各種コンテンツの作成			◎ 作成	◎ 作成	◎ 作成	→	→	
	図録や冊子、ホームページなど文化遺産に対する理解を深めるメディア強化やデータベース構築の検討を進める。								

⑬	デジタル技術の導入				◎ 導入	◎ 導入→	————→
	AR・VRやアーカイブ等にデジタル技術の導入を進める。							
⑭	標柱・案内板等の整備	○ 協力	○ 協力	◎ 整備	○ 協力	◎ 整備	————→	————→
	歴史文化を踏まえ、文化遺産の所在や内容等をわかりやすく紹介するため、新規設置や修理等を進めるほか、デザインの在り方や多言語化についても検討する。							

【課題】 4. 自治体間の広域連携の推進

【方針】 (4) 広域連携によるさまざまな手法で魅力を伝える

⑮	日本遺産を通じた自治体間の連携による情報発信	○ 協力	○ 協力	○ 協力	○ 協力	◎ 発信	————→	————→
	日本遺産でつながる自治体間で連携し、講演会の実施や周遊ルートの設定などの情報発信を継続して行う。							

【課題】 5. 観光施策との連携

【方針】 (5) ストーリー・ルート・メニューなどさまざまな視点で観光との連携を図る

⑯	歴史や文化をいかした観光の推進			◎ 推進	◎ 推進	◎ 推進→	————→
	点在する文化遺産を結ぶ歴史ストーリーづくりや観光ルートづくり、歴史文化を楽しむメニューづくりなどを検討し、市外・県外への情報発信を行う。							

基本方針3 文化遺産を「支える」

文化遺産を地域総がかりで支え、次世代に確実に継承する

文化遺産を次の世代に引き継ぐためには、人づくりが一つの柱になります。文化遺産を「支える」ための取り組みとして、守る側・伝える側の担い手育成の手法を検討するとともに、教育との連携等を通じて文化遺産の理解者を増やすことに努めます。

【課題】 6. 少子高齢化や過疎化等による伝統芸能・行事等の担い手不足解消

【方針】 (6) 担い手の育成と体感する場を創出する

措置No.	措置の名称	取組主体と役割					計画期間		
		市民地域	所有者	民間	教育機関 専門家	行政	前期	中期	後期
⑰	継承のための支援・育成	◎ 育成	◎ 育成	◎ 育成	◎ 育成	◎ 育成→	————→	————→
民俗芸能・行事等の文化遺産の継承にあたり、用具新調や修理に対する支援、後継者育成の手法などについて検討する。									

⑱	民俗芸能や伝統工芸を発信する場の創出	○ 協力	◎ 披露	◎ 創出	○ 協力	◎ 創出	→
	地域に伝わる民俗芸能の発表の場、伝統工芸に触れる場を設ける。						

【課題】 7. 文化遺産に関わる市民団体等との連携

【方針】 (7) 文化遺産に関わる市民団体等の育成・連携を進める

⑲	ボランティア等の支援	○ 参加		◎ 育成	◎ 育成	◎ 育成	→
	文化遺産をさまざまな角度から案内・活用するボランティア等、文化遺産を伝える側の人材を育成するため養成講座等を開催する。						
⑳	文化財保存活用支援団体の指定					◎ 指定	→
	文化財保存活用支援団体の育成ならびに指定を検討する。						

【課題】 8. 学校教育との連携

【方針】 (8) 学校教育との連携を図る

㉑	文化遺産を地域学習の教材として活用	○ 協力	○ 協力	◎ 活用	◎ 活用	◎ 活用	→
	次世代を担う子どもたちの地域に対する愛着の醸成を図るため、学区内の文化遺産を地域学習の教材や校外学習の場として活用するプログラムの充実を図る。						
㉒	子ども向けの体験講座等の充実	○ 協力	○ 協力	◎ 開催	◎ 開催	◎ 開催	→
	子どもを対象とした各種体験講座を実施する。						

【課題】 9. 社会教育との連携

【方針】 (9) 社会教育との連携を図る

㉓	生涯学習への支援				◎ 支援	◎ 支援	→
	社会教育施設への文化遺産に関する資料・情報提供を行うとともに、各種講座等への講師の派遣などにより、市民の学習意欲を後押しする。						

基本方針 4 文化遺産を「守る」
文化遺産を守る体制を築き、次世代に確実に継承する

文化遺産を次の世代に引き継ぐためには、体制づくりがもう一つの柱になります。文化遺産を「守る」ための取り組みとして、文化遺産を収集・保存・活用する拠点といえる文化施設の整備や文化遺産間のネットワーク強化等の環境づくり、防災・防犯の意識づくり等を通じて、体制の充実を図ります。

【課題】 10. 保存・活用する環境

【方針】 (10) 文化遺産を保存・活用するための環境をハード・ソフト両面で整備する

措置No.	措置の名称	取組主体と役割					計画期間		
		市民地域	所有者	民間	教育機関 専門家	行政	前期	中期	後期
②4	文化施設の整備				◎ 整備	◎ 整備	→		
	施設の現状を踏まえ、佐竹史料館の建て替えや秋田城跡の保存活用計画の策定など、計画的に整備を進める。								
②5	文化施設や文化遺産のネットワーク強化		○ 協力	◎ 連携	◎ 連携	◎ 連携	→		
	それぞれの特性をいかし効果的に連携を図ることで周遊できる仕組みをつくるなど、総体として保存活用していく枠組みを検討する。								
②6	歴史文化に対する活動への支援	◎ 活動				◎ 支援	→		
	市民による地域史の編さんなど、地域力向上等を図るための地域活動を支援する。								
②7	地域の歴史を物語る公文書等の保存と活用					◎ 実施	→		
	特定歴史公文書等の画像データや目録を作成し、保存と利用促進を図る。								

【課題】 11. 持続的に守る

【方針】 (11) 指定文化財を後世に引き継ぐための取り組みをすすめる

②8	指定文化財(建造物)の保存修理		◎ 修理			◎ 支援	→		
	指定文化財の建造物について修理計画の策定を行い、適切な周期で保存修理等を進める。								
②9	指定文化財の修理		◎ 修理			◎ 支援	→		
	指定文化財の適切な保存を図るための修理等を行う。								
③0	所有者に対する指導・支援					◎ 実施	→		
	所有者が行う指定文化財の管理・修理等に対する指導・支援に努める。								

【課題】 12. 災害から守る

【方針】 (12) 文化遺産を災害から守るためのマニュアル整備や意識向上等をすすめる

③1	文化遺産に対する防災意識づくり	○ 協力	◎ 訓練			◎ 啓発	→		
	文化財防火デーでの防災訓練等を通じて、文化遺産に対する防災意識を啓発する。								

③②	パトロールの実施	○ 協力	○ 協力			◎ 啓発→	→
	指定等文化財について定期的なパトロールを実施し、地域や所有者と防災・防犯に対する情報共有を図る。							
③③	防災・防犯のマニュアル整備		○ 協力			◎ 整備→	→
	文化庁の指針を勘案しながら、防災・防犯にあたっての体制整備と、国・県と連携したマニュアル整備を検討する。							
③④	耐震補強・防災施設等の整備		◎ 整備			◎ 支援		→
	指定文化財の耐震補強や防災施設（自動火災報知設備・消火設備等）等の整備や更新を進める。							

【課題】 13. 取組主体の体制

【方針】 (13) 計画を着実に推進するための体制を構築する

③⑤	情報共有や連絡体制の充実・強化	◎ 連携	◎ 連携	◎ 連携	◎ 連携	◎ 連携		→
	文化財保護審議会、専門家、ボランティア団体、地域団体等と情報共有できる体制を強化する。							
③⑥	行政内の体制強化					◎ 強化		→
	部局間の連携強化と、専門職員の育成を図る。							

基本方針 5 文化遺産を「いかす」

文化遺産をいかした魅力あるまちづくりを推進する

地域に育まれた無二の財産である文化遺産を活用することは、まちの魅力を高め地域活性化につながるとともに、文化遺産に対する認識を広め、価値を向上させるという相乗効果を生み出します。文化遺産を「いかす」ための取り組みとして、まちづくり施策との連携等を通じて、文化遺産の魅力向上を図ります。

【課題】 14. 地域資源として有効活用を図る

【方針】 (14) 国指定史跡を地域資源として整備・公開する

措置 No.	措置の名称	取組主体と役割					計画期間		
		市民地域	所有者	民間	教育機関 専門家	行政	前期	中期	後期
③⑦	史跡等の整備（秋田城跡）					◎ 整備→	→	
秋田城跡において、調査研究成果を踏まえた今後の保存活用計画を検討するとともに、史跡公園の適切な整備を図る。									

③⑧	史跡等の整備（地蔵田遺跡）					◎ 整備	→
	地蔵田遺跡において、堅穴住居の差し茅など市民協働による作業も含め、適切な管理・修理を行い、市民の学習の場として公開する。						

【課題】 15. まちづくり施策との連携

【方針】 (15) 各地区におけるまちづくり施策との連携を図る

③⑨	歴史や文化をいかしたまちづくり	○ 協力		○ 協力	○ 協力	◎ 推進	→
	久保田城跡（千秋公園）をバックグラウンドとした芸術文化ゾーンなど、歴史や文化をいかして中心市街地のまちづくりを進める。						
④⑩	歴史や文化をいかしたまちづくり	○ 協力		○ 協力	○ 協力	◎ 推進	→
	新屋や土崎をはじめ各地域の歴史文化をいかしたまちづくりを進める。						
④⑪	歴史や文化をいかしたまちづくり			○ 支援		◎ 支援	→
	歴史的な景観を守るための修理等を支援する。						

【課題】 16. 幅広い市民の興味関心を育む情報発信

【方針】 (16) 展示やデジタル技術に加え、幅広い手法で魅力を伝える

④⑫	文化遺産の展示公開		○ 協力		◎ 公開	◎ 公開	→
	所有者の協力を得て、文化施設や社会教育施設等で、文化遺産を展示公開する。 (⑧を再掲)						
④⑬	各種コンテンツの作成			◎ 作成	◎ 作成	◎ 作成	→
	図録や冊子、ホームページなど文化遺産に対する理解を深めるメディア強化やデータベース構築の検討を進める。 (⑫を再掲)						
④⑭	デジタル技術の導入				◎ 導入	◎ 導入	→
	AR・VRやアーカイブ等にデジタル技術の導入を進める。 (⑬を再掲)						
④⑮	標柱・案内板等の整備	○ 協力	○ 協力	◎ 整備	○ 協力	◎ 整備	→
	歴史文化を踏まえ、文化遺産の所在や内容等をわかりやすく紹介するため、新規設置や修理等を進めるほか、デザインの在り方や多言語化についても検討する。 (⑭を再掲)						

【課題】 17. 自治体間の広域連携の促進

【方針】 (17) 広域連携によるさまざまな手法で魅力を伝える

④⑥	日本遺産を通じた自治体間の連携による情報発信	○	○	○	○	◎	→
		協力	協力	協力	協力	発信	
日本遺産でつながる自治体間で連携し、講演会の実施や周遊ルートの設定などの情報発信を継続して行う。 (⑮を再掲)							

【課題】 18. 観光施策との連携

【方針】 (18) ストーリー・ルート・メニューなどさまざまな視点で観光との連携を図る

④⑦	歴史や文化をいかした観光の推進			◎	◎	◎	→
				推進	推進	推進	
点在する文化遺産を結ぶ歴史ストーリーづくりや観光ルートづくり、歴史文化を楽しむメニューづくりなどを検討し、市外・県外への情報発信を行う。 (⑯を再掲)							

第8章 関連文化財群

第1節 関連文化財群の設定

関連文化財群とは、多種多様な文化遺産をテーマやストーリーによって一定のまとまりとして捉え、総合的・一体的に保存・活用するための枠組みのことです。まとまりとして扱うことで、相互に結び付いた文化遺産の多面的な価値や魅力を明らかにし、わかりやすく発信することが期待できます。

秋田市では、第4章第2節で整理した歴史文化の特性をもとに、以下の三つのまとまりを関連文化財群として設定しました。

(1) 南北文化の交わり

～他地域の文化を取り入れ、形成した歴史文化～

関連する
歴史文化の特性
I－③
I－④

弥生時代と奈良・平安時代における遺跡や出土遺物等の文化遺産からなり、南部や北部地域を中心に見られます。

(2) 羽州街道

～人と文化の大動脈～

関連する
歴史文化の特性

III－②

江戸時代に整備された羽州街道は、秋田市域を南北に貫く「線」であり、沿線の文化遺産を通じて、歴史文化は「面」へと広がります。

(3) 北前船寄港地

(日本遺産)

関連する
歴史文化の特性

III－①

江戸時代、湊は北前船の寄港地としてにぎわいました。北前船がもたらした文化に影響を受けた文化遺産がさまざまな形で残され、魅力を放っています。

(1) 南北文化の交わり

～他地域の文化を取り入れ、形成した歴史文化～

弥生時代と奈良・平安時代における遺跡や出土遺物等の文化遺産からなり、南部や北部地域を中心に見られます。

【ストーリー】

秋田市域は南方と北方それぞれの影響を受け、特色ある文化を形成してきました。古くは、縄文時代の土器文化圏にその様子がうかがえます。その後の弥生時代と奈良・平安時代は、他地域からの文化の影響を強く受けた時代で、在地の人々がそれまで秋田市域にはなかった文化をうまく取り入れ、自らの文化として形作った歴史文化があります。

＜弥生時代＞南：西日本の稲作文化 北：縄文文化が色濃く残る秋田市域を含む北方の文化

稲作文化という今までになかった新しい要素が南方からもたらされました。地蔵田(じぞうでん)遺跡では、北九州の影響を受けたとされる遠賀川(おんががわ)系土器や、稲作に関係するとみられる粳圧痕(もみあっこん)土器などが見つかっており、他地域の文化を積極的に取り入れたことがうかがえます。一方で、同遺跡からは在地の土器や狩猟の道具、縄文文化の特徴とされる土偶が多く見つかるなど、生活の基盤は従来のもままでした。このことから、弥生時代の秋田市域の人々は、農耕生活に完全に移行したのではなく、それらを取り入れながらの生活を送っていたと考えられます。



写真 68 復元された地蔵田遺跡

＜奈良時代・平安時代＞南：律令国家側の文化 北：秋田市域を含む蝦夷の文化・渤海の文化

奈良時代の秋田城には、出羽国(でわこく)全体の政治を行う「国府(こくふ)」が置かれたと考えられています。また、渤海(ぼっかい)の使者が訪れる北の窓口としても重要な場所でした。継続的な発掘調査を行うことでその実像が解明されつつあり、北方交流や蝦夷との関わりが濃密であった最北の城柵官衙(じょうさくかんが)としての特色を感じさせる遺構・遺物が数多く見つかっています。律令国家の進出により都の文化が秋田にもたらされたり、また、城柵を維持するための移民である柵戸(きのへ)が他地域から移り住んできたりするなど、当時の秋田市域には他地域からの文化の流入が顕著にみられ、在地の文化に影響を与えました。



写真 69 秋田城の政庁
(イメージ)

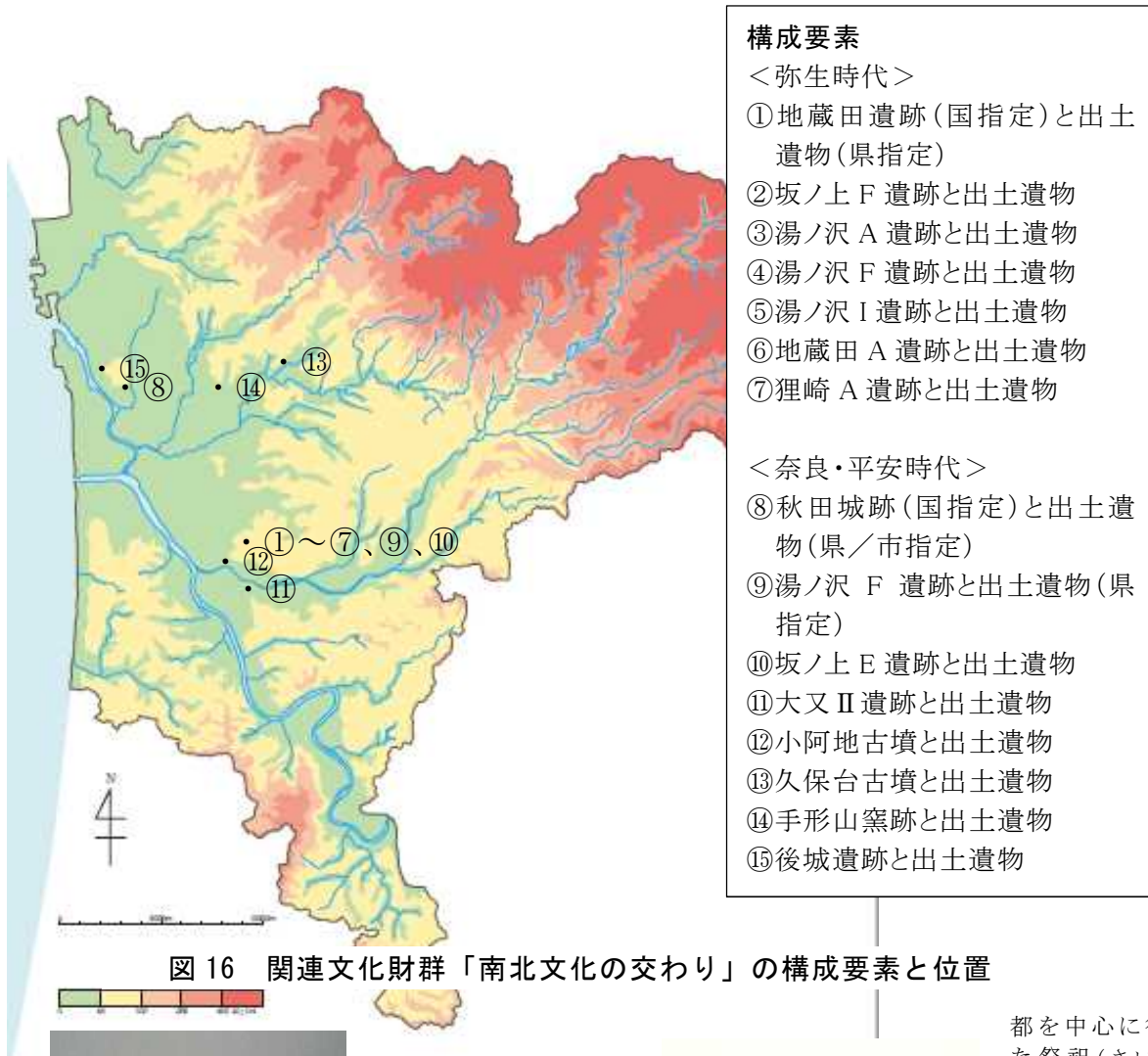


図 16 関連文化財群「南北文化の交わり」の構成要素と位置



写真 70
遠賀川系土器
(①地蔵田遺跡)

西日本の土器の影響を受け、類似した形と文様で作られた土器。大陸から九州にもたらされた稲作技術は、「遠賀川系土器」を伴って北上したと考えられます。



写真 71
人面墨書(じんめんぼくしょ)土器
(⑧秋田城跡)

都を中心に行われた祭祀(さいし)が秋田城でも執行されたことを示すもの。土器の中に息を吹き込むことで穢(けが)れなどを移し、水に流して祓(はら)うために使われたと考えられます。



写真 72
高坏形(たかつきがた)土器
(④湯ノ沢 F 遺跡)

弥生時代の遺構から、色調が異なる高坏形土器が2点見つかりました。特異な形をしていることから、祭祀に使われたとも考えられます。



写真 73
蕨手刀(わらびてとう)
(⑬久保台古墳)

蕨手刀は、蝦夷が使用した武器とされます。久保台古墳は、奈良・平安時代の太平地区の有力者の墓と考えられます。

(2) 羽州街道 ～人と文化の大動脈～

江戸時代に整備された羽州街道(うしゅうかいどう)は、秋田市域を南北に貫く「線」であり、沿線の文化遺産を通じて、歴史文化は「面」へと広がります。

【ストーリー】

羽州街道は、福島の桑折(こおり)で奥州街道(おうしゅうかいどう)から分かれ、宮城・山形・秋田を経て青森の油川(あぶらかわ)で再び奥州街道に合流する全長497kmにも渡る江戸時代の街道です。秋田市における陸の大動脈である羽州街道の沿線には文化遺産が点在し、往時の風景や行き交う人々の姿が思い浮かべられます。

＜点在する文化遺産＞

沿線の風景が詳細に描かれた「秋田街道絵巻」からは、社寺や名所をはじめ、北前船(きたまえぶね)で栄えた湊や街道沿いの町家(まちや)、行き交う人々の服装などがよくわかります。にぎわいを見せる街道沿いには人が集まり、町や宿場が生まれたことで地域ごとの特色が形成されました。羽州街道は、近現代になっても引き続き主要な道として使用されたため、沿線には各時代の文化遺産が点在し、それらを公開活用する文化施設も整備されており、まさに地域の文化遺産をつなぐ太いパイプの役割を担っています。



写真 74 「秋田街道絵巻」(部分)
八橋の町並み

として使用されたため、沿線には各時代の文化遺産が点在し、それらを公開活用する文化施設も整備されており、まさに地域の文化遺産をつなぐ太いパイプの役割を担っています。

＜往時の面影＞

人々が連綿と使い続けてきた道筋は、利便性の高い道路が近くに整備されても旧道として残される場合が多く、往時を偲ぶことができます。街道沿いの文化遺産のうち生活の舞台だった町家の多くは見られなくなりましたが、間口が狭く奥行きが長い短冊型の敷地や町割りの区画などはよく残されており、実際にまち歩きをすると、特に城下町である外町(とまち)でその名残が見られます。

＜旅の記録＞

街道を歩き交った旅人の中には、非常に大きな足跡を残したふたりの紀行家がいます。ひとり、江戸時代の菅江真澄(すがえますみ)(1754頃～1829)、もうひとり、明治時代のイザベラ・バード(1831～1904)です。真澄が秋田市域の羽州街道を直接記述したものはあまり見られませんが、市域の文化遺産や人々の生活を独特の眼差しで日記や地誌類などに記録しています。

バードは、著書『日本奥地紀行』で久保田の様子を記しており、「私は他のいかなる日本の町よりも久保田が好きである」と述べています。他にも、1年半近く城下に滞在した秋田藩江戸邸の御用商人津村淙庵(つむらそうあん)の著書『雪のふる道』には、久保田とその近郊の様子が記録されています。いずれの著作からも当時の情景を垣間見ることができます。

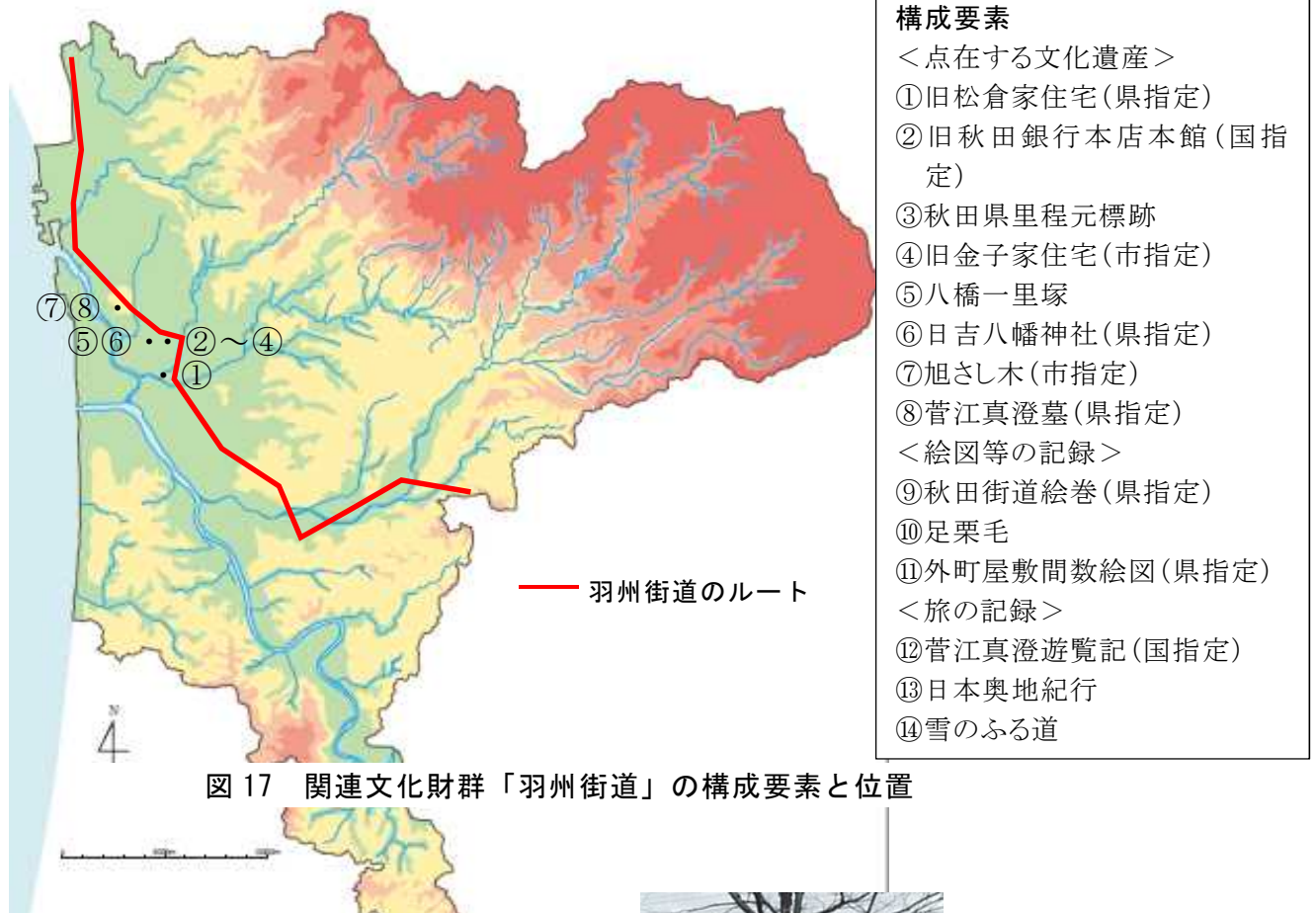


図 17 関連文化財群「羽州街道」の構成要素と位置



写真 75
①旧松倉家住宅

江戸時代後期以降の秋田の町家形式をよく伝える県内最大級の大型町家。羽州街道と酒田街道(羽州浜街道)の合流点付近に立地します。



写真 76 ⑤八橋一里塚

「秋田街道絵巻」の冒頭に描かれている一里塚は、昭和初期頃まで道路の両側に残っていたとされます。現在は標柱でその場所を示しています。



写真 77 ⑪外町屋敷間数絵図

江戸時代前期の外町(町人町)の町割図。短冊状の屋敷割り、間口間数、居住者名など豊富な情報が記載されているほか、碁盤の目状の整然とした町割りの様子を詳細に伝える絵図です。城下と湊を結ぶ通町と、連続する大町等の大通りの幹線は羽州街道として利用されました。

(3) 北前船寄港地

(日本遺産)

江戸時代、湊は北前船の寄港地としてにぎわいました。北前船(きたまえぶね)がもたらした文化に影響を受けた文化遺産がさまざまな形で残され、魅力を放っています。

【ストーリー】

江戸時代、北海道・東北・北陸と西日本を結んだ西廻り航路は経済の大動脈であり、この航路を利用した商船は北前船と呼ばれました。日本海や瀬戸内海沿岸に残る数多くの寄港地は、西廻り航路を利用した買い積み商船で「動く総合商社」と形容される北前船の歴史文化を今に伝えています。秋田市には、北前船の寄港地である雄物川河口の湊を中心として、関連する多彩な文化遺産が残されています。

＜湊と北前船＞

湊は古くから日本海海運の重要港としての役割を果たし、中世には安東氏が湊城を拠点に活躍しました。近世になると佐竹氏は久保田城を居城にしますが、雄物川を介して城下と結びつく湊に外港の機能を持たせ、領国経営の拠点の一つとしました。湊は、水上では雄物川で藩内有数の穀倉地帯である雄勝(おがち)・平鹿(ひらか)・仙北(せんぼく)三郡と、陸上では羽州街道(うしゅうかいどう)で城下と、海上では北前船で遠方とつながるなど交通の要衝であり、秋田藩にとって重要な拠点でした。「秋田街道絵巻」や「秋田風俗絵巻」には、その繁栄ぶりが詳細に描かれています。



写真 78 「秋田街道絵巻」(部分)
湊の様子

湊は物資の集散地として活気を呈し、北前船が往来するとともに、藩や商家の米蔵が建ち並んだといえます。北前船で上方に輸送される商品として圧倒的に多かったのは内陸から集まった米でした。移入される物資は木綿や古着などの日常生活に関わるものが大半を占めました。

＜北前船の影響＞

北前船の影響は、物資の運搬による経済的な繁栄の他に、文化の流入も挙げられます。九州で生まれたハイヤ節は、北前船の船乗りによって湊にも伝えられたとされ、「土崎神明社祭(つちざきしんめいしゃさい)の曳山行事」の戻り山車(やま)で奏でられるアイヤ節、雄物川を遡(さかのぼ)ったかつての川湊・大正寺(だいしょうじ)に伝わる「大正寺おけさ」はハイヤ節が起源とされています。

また、「越前屋」・「能登谷」・「加賀屋」など北前船ゆかりの地名がつく苗字が土崎地区に多いことは、北前船による交易により、人の移動も活発であったことを物語ります。

このように、北前船がもたらした経済的繁栄や文化の伝承は、まちなみ、神社仏閣、祭りや芸能をはじめ、多くの分野に独特な個性と魅力を持つ寄港地を育み出しました。

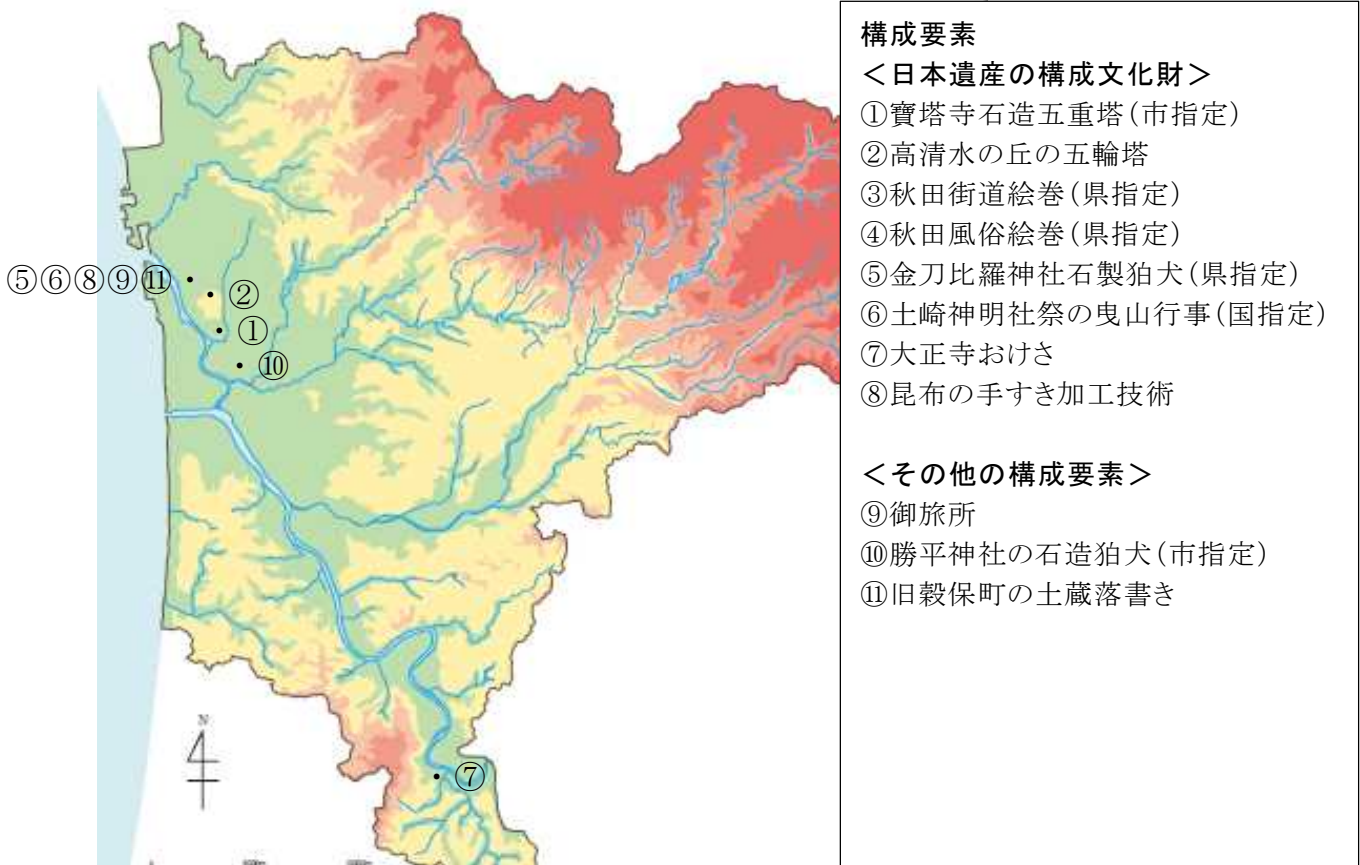


図18 関連文化財群「北前船寄港地」の構成要素と位置



写真 79
②高清水の丘の五輪塔

護国神社境内の北西にある五輪塔は、湊に入る北前船の目印になったとされます。



写真 80
⑦大正寺おけさ

雄物川の川湊であった大正寺に伝わる、「オケサエー」で唄い出す民謡。北前船の影響が内陸部まで及んだと考えられます。



写真 81 ④「秋田風俗絵巻」湊

江戸時代後期の城下およびその近郊の風景・風俗などを、11 場面に渡って描いた絵巻。湊の場面として、男鹿の山を背景とし、北前船が停泊する様子が描かれています。

第2節 関連文化財群の課題・方針・措置

それぞれの関連文化財群における課題と、それに対応するための方針と措置は以下のとおりです。(措置の表の見方については第7章第2節を参照)

(1) 南北文化の交わり
 ～他地域の文化を取り入れ、形成した歴史文化～

<現状と課題>

ストーリーの中核となる構成要素である地蔵田(じぞうでん)遺跡と秋田城跡は史跡公園としての整備が進んでおり、ボランティア団体が積極的に関わるなど市民協働での公開・活用に取り組んでいます。一方で、構成要素としての関連遺跡の性格や位置づけについては、単体の遺跡として情報発信が行われているものの、各構成要素をつないだストーリーとしての情報発信は不足しており、その価値が十分に認識されていません。

また、地蔵田遺跡と秋田城跡は整備から年数が経ち、箇所によっては老朽化が進んでいます。

<方針>

- ・ストーリーに沿った情報発信を進めます。
- ・観光・教育との連携を強化し、魅力の発信に努めます。
- ・史跡公園の管理・活用を進めます。

<措置>

No.	措置の名称 (措置No.)	取組主体と役割					計画期間		
		市民 地域	所有者	民間	教育機関 専門家	行政	前期	中期	後期
措置の概要									
1	講座や講演会の開催	◎ 開催		◎ 開催	◎ 開催	◎ 開催	→		
関心度に応じたさまざまな講座や講演会、ワークショップ、散策会等を開催するなど、ストーリーとしての情報発信を行う。									
2	子ども向けの体験講座等の充実	○ 協力	○ 協力	◎ 開催	◎ 開催	◎ 開催	→		
史跡公園において、子どもを対象とした各種体験講座を引き続き実施する。									
3	文化施設や文化遺産のネットワーク強化		○ 協力	◎ 連携	◎ 連携	◎ 連携	→	→	
構成要素同士のネットワーク構築を図る手法を検討する。									

4	史跡公園の管理・再整備等					◎ 実施	→		
	史跡公園を適切に管理するとともに、必要に応じて修理・改修又は再整備を検討する。								

(2) 羽州街道 ～人と文化の大動脈～

<現状と課題>

羽州街道(うしゅうかいどう)に対する市民の関心は高く、さまざまな機会に関係するイベント等が開催され親しまれてきました。羽州街道を主題にしたガイドブックの作成や、沿線の文化遺産を活用した歴史まつりの開催等を秋田市が展開した平成30年(2018)以降、羽州街道の存在はより一層認識されつつあります。しかしながら、構成要素単体としての周知はある程度されている一方で、ストーリーの中への位置づけが不足するなど、構成要素をいかしきれていない部分も見受けられます。

<方針>

- ・構成要素のさらなる周知を進め、羽州街道に触れる機会を増やすよう努めます。
- ・羽州街道の存在を示すサインの在り方について検討します。

<措置>

No.	措置の名称 (措置No.)	取組主体と役割					計画期間		
		市民 地域	所有者	民間	教育機関 専門家	行政	前 期	中 期	後 期
措置の概要									
1	講座や講演会の開催	◎ 開催		◎ 開催	◎ 開催	◎ 開催	→		
関心度に応じたさまざまな講座や講演会、ワークショップ、散策会等を開催するなど、ストーリーとしての情報発信を行う。									
2	標柱・案内板等の整備	○ 協力	○ 協力	◎ 整備	○ 協力	◎ 整備	→		
サインの新設、または他の文化遺産を表示した既存サインの活用など、羽州街道の存在を示すサインの在り方について検討する。									
3	文化施設や文化遺産のネットワーク強化		○ 協力	◎ 連携	◎ 連携	◎ 連携	→		
羽州街道沿線に文化施設が点在する強みをいかし、ストーリーに沿った周遊の仕組みづくりを検討する。									

(3) 北前船寄港地 (日本遺産)

＜現状と課題＞

土崎地区を中心に、秋田市内には北前船(きたまえぶね)の影響を今に伝える文化遺産が分布しており、平成29年(2017)の日本遺産認定後は北前船に関する認知度が大いに向上しました。構成要素の「個」としての周知はもちろん、「面」としてのストーリーの活用を進めており、日本遺産でつながる自治体間での連携をはじめとした取り組みの継続と一層の強化が求められます。また、広域に展開する日本遺産の強みをいかしながら、さまざまな視点を持って市内外に発信することで地域の活性化につなげる必要があります。

＜方針＞

- ・構成要素のさらなる周知を進めます。
- ・関係自治体と連携し、日本遺産を発信する事業を引き続き展開します。

＜措置＞

No.	措置の名称 (措置No.)	取組主体と役割					計画期間		
		市民 地域	所有者	民間	教育機関 専門家	行政	前期	中期	後期
措置の概要									
1	講座や講演会の開催	◎ 開催		◎ 開催	◎ 開催	◎ 開催	—————→		
関心度に応じたさまざまな講座や講演会、ワークショップ、散策会等を開催するなど、ストーリーとしての情報発信を行う。									
2	日本遺産を通じた自治体間の連携による情報発信	○ 協力	○ 協力	○ 協力	○ 協力	◎ 発信	—————→		
日本遺産でつながる自治体間で連携し、講演会の実施や周遊ルートの設定などの情報発信を継続して行う。									
3	文化施設や文化遺産のネットワーク強化		○ 協力	◎ 連携	◎ 連携	◎ 連携→	—————→	
構成要素のネットワークを強化し、ストーリーに沿った周遊の仕組みづくりを検討する。									

第9章 文化遺産の保存・活用の推進体制と進捗管理

第1節 推進体制

秋田市の文化財保護行政は、平成28年度（2016）の部局編成により、秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行として観光文化スポーツ部文化振興課が所管しています。

本計画における文化遺産の保存・活用のための取り組みおよび実施主体は多岐に渡ります。それらを行政や所有者だけで実施するには限界があるため、文化振興課を中心として庁内の関係部局と連携することはもとより、市民・地域、所有者、民間、教育機関・専門家などが協力し、情報を共有しながらそれぞれの役割を主体的に担うことで取り組みを進めます。

表15 各主体の役割

主体	想定される組織
	主な役割
行政	秋田市 本計画に関わる主な行政組織 【文化遺産の保護・活用に関すること等】 文化振興課、秋田城跡歴史資料館、千秋美術館、赤れんが郷土館、民俗芸能伝承館、佐竹史料館 ほか 【観光に関すること等】 観光振興課 ほか 【教育に関すること等】 学校教育課、生涯学習室、中央図書館明德館 ほか 【まちづくりに関すること等】 企画調整課、都市計画課 ほか 【防災に関すること】 防災安全対策課、消防本部予防課 ほか 文化庁 国立文化財機構文化財防災センター 秋田県 関係自治体
	・継続的な調査や普及啓発を進めるとともに各主体を後押しするなど、本計画に取り組む中心的な主体の一つとして施策を展開します。 ・庁内の関係部局はもとより、文化庁や秋田県、関係自治体等と連携します。 ・必要に応じて相談に対する助言や財政的な支援等を行います。

秋田市文化財保存活用地域計画

市民 地域	<p>市民 町内会（自治会） ほか</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史文化に対する興味関心を向上させ、愛着と誇りを持ち、身近な文化遺産を適切に守る気運を高めます。 ・一人ひとりが歴史文化の担い手であることを認識し、各主体の取り組みに参加・協力します。 ・保存・活用の取り組みを地域一帯になって進めます。
所有者	<p>所有者・管理者 保存会 保持者 ほか</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・文化遺産の適切な保存管理に取り組みます。 ・各主体が行う普及啓発に可能な範囲で協力します。 ・行政や地域と連携し、防災・防犯対策に努めます。
民間	<p>ボランティア団体 秋田城跡ボランティアガイドの会、弥生っこ村民会、久保田城址歴史案内ボランティアの会、如斯亭庭園ボランティアガイドの会、赤れんが郷土館ボランティアの会、秋田市観光案内人の会 ほか NPO等の法人 民間企業 ほか</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・各主体が行う取り組みに積極的に参加・協力し、活動のより一層の充実に努めます。 ・専門的な知識やノウハウをいかしながら、文化遺産に対する支援等の企業活動を検討します。
教育機関 専門家	<p>小中高校 高等教育機関 博物館 有識者 ほか</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・郷土愛の醸成のため、児童生徒が歴史文化に触れ合う機会を設けます。 ・歴史文化に関わるさまざまな観点から調査研究を行い、新たな文化遺産の掘り起こしや評価を行います。 ・調査研究の成果をわかりやすく発信します。 ・保存・活用の取り組みに対して助言・指導・協力等を行います。

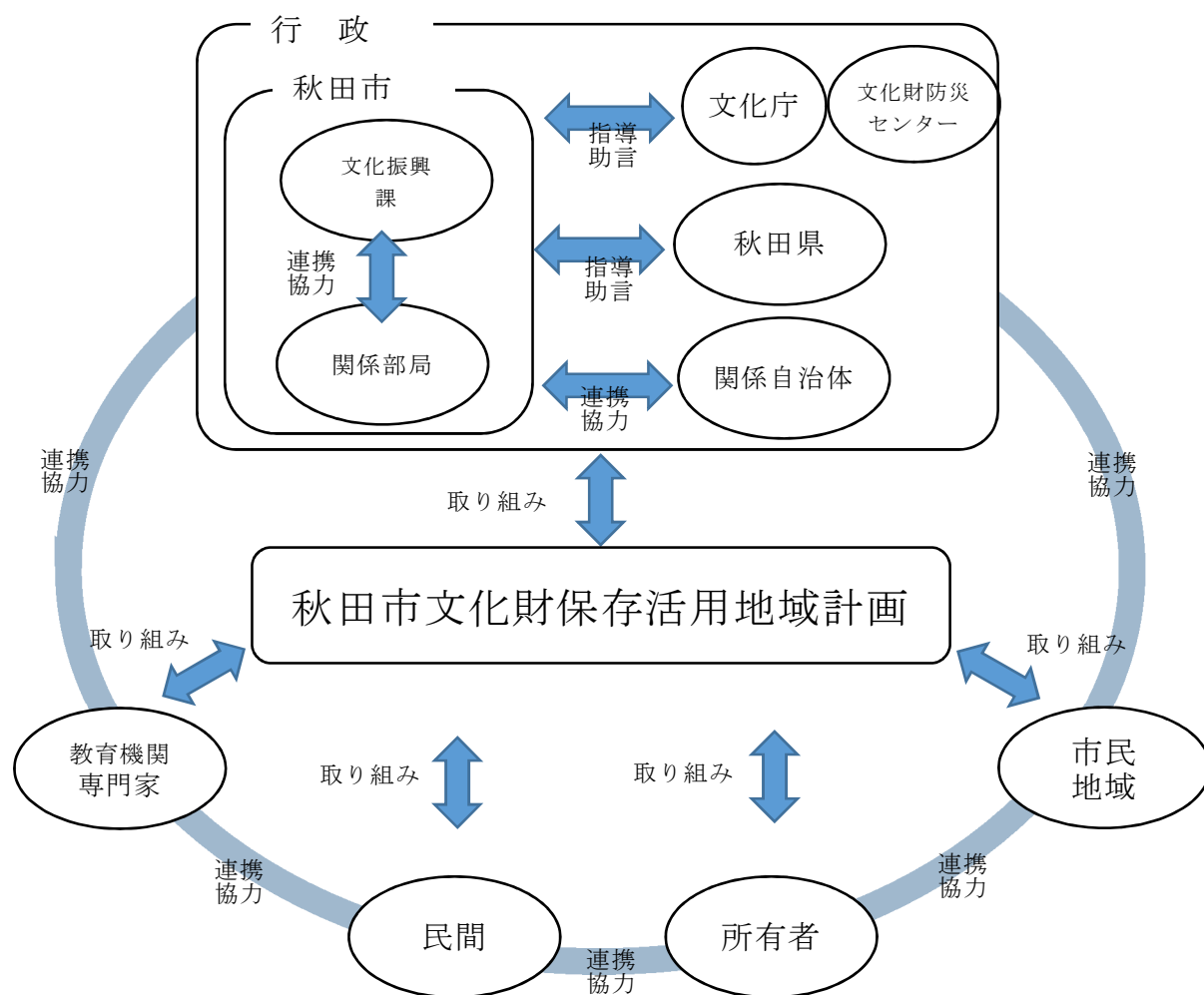


図19 推進体制のイメージ

第2節 進捗管理

本計画に定める文化遺産の保存・活用の取り組みを効果的に進めるため、計画の進捗管理を行い、円滑な事業実施に努めます。

毎年度、計画の進捗を文化振興課が取りまとめ、秋田市文化財保護審議会に報告し意見聴取するとともに、自己評価を踏まえて次年度以降の取り組みにつなげます。また、必要に応じて事業計画の改定も検討します。

